

第11回 定例会

平成24年第11回中城村議会定例会会期日程表

開 会 平成24年12月 7日

会 期 8 日間

閉 会 平成24年12月14日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会議名	事 項
第 1 日	12月 7日	金	午前10時	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告 議案第50号、51号、52号、53号、54号、55号、 56号、57号、58号、59号、60号、61号に対する 説明 承認第 3 号の説明、質疑、討論、採決
第 2 日	12月 8日	土	\	休 会	
第 3 日	12月 9日	日	\	休 会	
第 4 日	12月10日	月	午前10時	本会議	議案第50号、51号、52号、53号、54号、55号、 56号、57号、58号、59号、60号、61号に対する 質疑、討論、採決
第 5 日	12月11日	火	午前10時	本会議	一般質問 5名
第 6 日	12月12日	水	午前10時	本会議	一般質問 5名
第 7 日	12月13日	木	午前10時	本会議	一般質問 4名
第 8 日	12月14日	金	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、討論、採決 陳情等（意見書）採択 <div style="text-align: right;">閉会</div>

目 次

(平成 24 年)

第11回定例会

第 1 日目 (12月 7 日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	5
議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例	8
議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例	9
議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 規約の変更	10
議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算 (第 6 号)	16
議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	20
議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	22
議案第56号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)	23
議案第57号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	24
議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算 (第 2 号)	26
議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事 (2 工区) 改定契約	28
議案第60号 物品購入等の契約	28
議案第61号 物品購入等の契約	29
承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて	30

第 2 日目 (12月 8 日) 休 会 (土)

第 3 日目 (12月 9 日) 休 会 (日)

第 4 日目 (12月 10 日)

議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例	35
議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例	35
議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う 規約の変更	36
議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算 (第 6 号)	36
議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)	40
議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)	40

議案第56号	平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	41
議案第57号	平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	41
議案第58号	平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）	41
議案第59号	村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約	42
議案第60号	物品購入等の契約	42
議案第61号	物品購入等の契約	43

第5日目（12月11日）

一般質問

3番	金城 章 議員	47
5番	新垣 光 栄 議員	55
7番	仲 座 勇 議員	67
14番	宮 城 重 夫 議員	71
2番	新垣 博 正 議員	72

第6日目（12月12日）

一般質問

4番	新垣 徳 正 議員	79
12番	宮 城 治 邦 議員	83
15番	新垣 善 功 議員	91
10番	安 里 ヨシ子 議員	99
13番	仲 村 春 光 議員	102

第7日目（12月13日）

一般質問

6番	與那覇 朝 輝 議員	115
1番	伊 佐 則 勝 議員	123
9番	仲 眞 功 浩 議員	127
11番	新垣 健 二 議員	137

第8日目（12月14日）

陳情第21号	平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書	145
陳情第22号	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	145
陳情第25号	スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望	145
陳情第23号	「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施 への陳情	147
陳情第24号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書	147
意見書第7号	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書	148

平成24年第11回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	平成24年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	平成24年12月7日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年12月7日 （午後2時58分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	新 垣 善 功	1 番	伊 佐 則 勝
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例
第 6	議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例
第 7	議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更
第 8	議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第6号）
第 9	議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 10	議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
第 11	議案第56号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 12	議案第57号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 13	議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）
第 14	議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約
第 15	議案第60号 物品購入等の契約
第 16	議案第61号 物品購入等の契約
第 17	承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより平成24年第11回中城村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、15番 新垣善功議員及び1番 伊佐則勝議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は本日12月7日から12月14日までの8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、会期は本日12月7日より12月14日までの8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

お手元に配付されていると思います。

諸般の報告について

平成24年9月7日より、平成24年12月6日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査及び定期監査報告について

村監査委員より、平成24年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。又、11月6日から16日までの間実施された平成24年度定期監査の報告書を11月26日村長に提出しております。

2 一部事務組合議会及び介護保険広域連合・後期高齢者医療広域連合議会・東部清掃施設組合議会報告について

一部事務組合議員及び介護保険広域連合議員・後期高齢者医療広域連合議員・東部清掃施設組合議員より、組合議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に

報告書をお配りしてありますのでご参照下さい。

3 陳情、意見書の処理について

期間中に受理した陳情及び、意見書については、6件受理し、12月4日の議会運営委員会で協議した結果「平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情」と「大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情」そして、「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望」は文教社会常任委員会へ付託します。また、「議案、意見書、請願、陳情に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情」と「民間戦争被害者を救済する新たな援護法の制定を求める意見書」については、総務常任委員会へ付託し、「地球社会建設決議に関する陳情」については資料配付にとどめる考えであります。

4 沖縄県町村議会議長会関係について

10月10日(水) 沖縄県町村議長会定例会総会及び研修会が竹富町で開催され、副議長と係長が参加しております。

10月25日(木) 沖縄県町村議会議長会主催の議会議員、事務局職員研修会が糸満市NBCホールで開催され、本村からも16名参加しております。

11月13日(火)～16日(金) 第56回町村議会議長会全国大会がNHKホールで開催され、議長・事務局長が参加し、24項目の要望事項決議を全会一致で採択しております。

11月21日(水) 沖縄県町村議会広報研修が自治会館で開催され、議会だより編集委員会委員4名が参加しております。

5 中部町村議会議長会関係について

10月5日(金) 中部地区町村議会議長会10月定例会が嘉手納町で開催され、議長・事務局長が参加しております。

(審議内容)

- ・中部地区町村議会議長会役員選挙について
- ・沖縄県町村議会議長会役員及び議員等推薦について
- ・25年度中部地区町村議会議長会負担金について
- ・25年度中部地区町村議会議長会事業計画について
- ・第56回町村議会議長全国大会及び行政視察について

10月24日（水） 中部地区町村議会議長会臨時会が北谷町で開催され、米海軍兵による集団強姦致傷事件に対する抗議決議を採択し同日午後より、沖縄防衛局・在沖米国総領事館・外務省沖縄事務所へ構成6町村の議長、局長で抗議の要請行動を行っております。

11月19日（月） 中部地区町村議会議長会臨時会が北谷町で開催され、アメリカ兵による住居不法侵入・傷害・器物損壊事件に対する抗議決議を採択しております。

11月26日（月） 中部地区町村議会議長会構成6町村の議長で、沖縄防衛局にアメリカ兵による住居不法侵入・傷害・器物損壊事件に対する抗議の要請行動を行っております。

6 その他

9月7日（金） 平成24年度海外移住者子弟研修生の歓迎会が吉の浦会館で開催され、議長が乾杯の音頭をとっております。

9月9日（日） オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会が宜野湾海浜公園で開催され、本村議会からも議長をはじめ多くの議員が参加しております。

9月11日（火） 中城村文化協会創立20周年記念誌発刊祝賀会が吉の浦会館で開

催され、議長が出席しております。

10月18日（木） 平成24年第9回中城村臨時会が開催されております。

10月22日（月） 飲酒運転根絶県民大会が沖縄市民会館で開催され、本村議会からも議長をはじめ3名の議員が参加しております。

10月24日（水） オスプレイ配備撤回を求める村民大会が吉の浦会館で開催され、議長が共同代表挨拶を述べております。

10月26日（金） 第66回中部広域市町村圏事務組合議会が開催され、議長が出席しております。

10月29日（月） 平成24年度第10回中城村臨時会が開催されております。

11月3日（土） 中城村全戦没者慰霊祭が老人福祉センターで開催され、議長が追悼の言葉を述べております。

11月4日（日） 平成24年度資金造成婦人芸能の集いが吉の浦会館で開催され、議長が出席しております。

11月8日（木） 中部広域市町村圏事務組合広域研修がホテルコスタピスタ沖縄で開催され、議長が参加しております。

11月15日（木） 中城村シルバー人材センター設立総会が吉の浦会館で開催され、副議長が祝辞を代読しております。

11月22日（木） 中部広域市町村圏事務組合政策形成研修報告会が沖縄市農民研修センターで開催され、議長が出席しております。

11月28日（水） 海外移住者子弟研修生修了式及び激励会が吉の浦会館で開催され、議長が祝辞を述べております。

12月1日（土） 2012とよむ中城産業まつりが吉の浦会館駐車場で開催され、議長が祝辞を述べております。

12月4日（火） ミツバチを活用した地

域振興に関する研究会が中城村商工会館で開催され、議長が出席しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは行政報告を読み上げて御報告申し上げます。主要事項の部分から抜粋して御報告申し上げます。9月から11月でございます。

9月4日には、沖縄県民大会を成功させよう決起集会、これは41市町村長の集会でございます。そこに参加をしております。

9月9日、これはオスプレイ配備に反対する沖縄県民大会に参加をしております。

9月14日には、中部地区の老人クラブ大会に参加をしております。

9月27日には、オスプレイ反対の座り込み抗議集会に参加をしております。

10月に入りまして10月15日、同じくオスプレイ配備に反対する中城村実行委員会が開催されております。それを受けまして10月24日には、オスプレイ配備撤回を求める中城村民大会が開催され、参加をしております。

10月31日には、砂防現地視察ツアー、これは去年の台風12号の被害状況についてでございますが、和歌山県と奈良県のほうで視察をしております。

11月に入りまして11月12日には、沖縄県介護保険広域連合10周年記念式典に参加をしております。

今度は11月15日です。米兵事件に対する抗議活動、これは沖縄防衛局・外務省に抗議要請も含めて行っております。

同じ日の15日、シルバー人材センターの開所式に参加をしております。

11月19日、これは土砂災害から人命と地域を守る砂防会議・全国町村長大会に参加をしております。

以上、9月から11月の行政報告でございます。続いて主要施策の執行状況調書、この部分を、これも読み上げて御報告させていただきます。

あけて1ページのほうから、まず総務課のほうからです。事業名、契約年月日、契約方法、契約金額（落札率）、契約の相手方の順に読み上げて御報告申し上げます。

総務課。13節、中城村地域防災計画策定業務、平成24年10月16日、指名競争入札、367万5,000円、80.4%、株式会社中央建設コンサルタント。15節、防災行政無線デジタル無線施設工事、平成24年9月10日、指名競争入札、2,667万円、96.9%、株式会社宜野湾電設。

次のページは税務課でございます。税務課、13節、土地システム評価委託業務（平成24年度作業分）平成24年11月1日、随意契約、348万9,990円、協同組合沖縄県システム評価センター。

続いて住民生活課。11節、監視カメラ設置、平成24年10月30日、随意契約、44万1,000円、株式会社沖縄電子。11節、不法投棄看板設置、平成24年10月30日、随意契約、20万7,375円、株式会社グリーンクロス沖縄営業所。13節、中城村の騒音に係る環境基準の適合状況調査業務、平成24年11月8日、随意契約、32万5,500円、株式会社沖縄環境分析センター。13節、戦災滅失戸籍等沖縄戸籍関係書類システム化事業、平成24年10月1日、随意契約、2,497万5,390円、株式会社オーシーシー。13節、戸籍附表システム化事業、平成24年10月1日、随意契約、862万4,610円、株式会社オーシーシー。

続いて農林水産課。13節、漁民集落センター新築工事現場技術業務、平成24年9月11日、指名競争入札、341万2,500円、92.9%、オリジナル建築設計室。13節、久場地区土砂崩壊防止物件等調査業務、平成24年11月29日、指名競争入札、207万9,000円、96.1%、株式会社松田・伸設計。15節、漁民集落センター新築工事（建

築) 平成24年9月11日、指名競争入札、3,566万8,500円、88%、有限会社大福建設。15節、漁民集落センター新築工事(電気) 平成24年9月11日、指名競争入札、277万2,000円、97.9%、有限会社津城電気工事。15節、漁民集落センター新築工事(機械) 平成24年9月11日、指名競争入札、320万2,500円、97.5%、仲真設備工業。

都市建設課。13節、村道新垣中央線災害復旧磁気探査業務委託、平成24年11月27日、指名競争入札、126万円、90.9%、有限会社アース探査。13節、中城村橋梁長寿命化修繕計画点検業務委託、平成24年11月27日、指名競争入札、297万1,500円、93.1%、株式会社ウイング総合設計。13節、南上原地内緊急災害時避難広場設計委託業務、平成24年11月14日、指名競争入札、892万5,000円、94.9%、株式会社MUI景画。13節、災害対策避難道路整備業務委託、平成24年9月10日、指名競争入札、283万5,000円、94.7%、有限会社双葉測量設計。13節、中城村道路台帳システム及び台帳調書作成業務委託、平成24年10月1日、随意契約、468万3,000円、沖縄県建設技術センター。

同じく都市建設課です。13節、委託調査業務(その1) 平成24年11月21日、随意契約、297万円、株式会社沖縄ランドコンサル。13節、委託調査業務(その2) 平成24年11月21日、随意契約、440万円、株式会社与那嶺測量設計。同じく13節、委託調査業務(その3) 平成24年11月21日、随意契約、640万円、株式会社与那嶺測量設計。15節、道路反射鏡・防犯灯設置工事、平成24年11月2日、指名競争入札、130万2,000円、65.8%、有限会社津城電気工事。15節、歴史の道復旧工事、平成24年11月26日、随意契約、680万円、大成建設株式会社九州支店。

同じくまた都市建設課。15節、南上原系蒲公園整備工事(10工区) 平成24年10月22日、指

名競争入札、3,000万9,000円、87.1%、有限会社ピース造園土木。15節、南上原系蒲公園整備工事(11工区) 平成24年10月22日、指名競争入札、934万5,000円、99.5%、有限会社友建産業。15節、南上原地区築造工事(24-6工区) 平成24年10月29日、指名競争入札、3,194万3,100円、87.42%、有限会社協伸建設。22節、物件補償、平成24年9月13日、随意契約、532万4,100円、これは南上原地内。

教育総務課。13節、「護佐丸」「中城城跡」を通して中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト」事業、平成24年10月16日、随意契約、198万3,000円、合資会社沖縄時事出版。15節、学校施設窓ガラス遮熱対策工事、平成24年11月27日、指名競争入札、1,774万5,000円、91.5%、株式会社沖永開発。18節、中城南小学校備品(管理)購入業務、平成24年9月26日、指名競争入札、5,145万円、96.4%、株式会社オキジム。18節、中城南小学校備品(教材)購入業務、平成24年11月27日、指名競争入札、1,475万2,500円、84.9%、G-NETテクノシステム。18節、中城村学校給食運搬車備品購入、平成24年10月24日、指名競争入札、481万9,500円、72.9%、沖縄日野自動車株式会社。

生涯学習課。13節、平成24年度中城城跡遺構測量委託業務、平成24年11月5日、指名競争入札、199万5,000円、100%、株式会社琉球サーベイ。13節、平成24年度歴史の道(ペリーの旗立岩)工事設計委託業務、平成24年11月7日、指名競争入札、735万円、95.8%、株式会社真南風。13節、平成24年度歴史の道(ペリーの旗立岩)レーザー測量委託業務、平成24年11月7日、指名競争入札、417万9,000円、57.6%、株式会社琉球サーベイ。13節、護佐丸歴史資料図書館建設基本計画作成委託、平成24年9月6日、指名競争入札、934万5,000円、93.6%、株式会社国建。13節、吉の浦会館屋根改修及び太陽光発電設備工事設計委託業務、平成24年10月18日、

随意契約、105万円、95.2%、新里建築設計事務所。

同じく生涯学習課。15節、吉の浦公園内野球場照明器具修繕工事、平成24年10月6日、指名競争入札、179万5,500円、97.7%、有限会社開成建設。18節、吉の浦会館備品（ロビー椅子）購入、平成24年11月15日、随意契約、89万8,000円、株式会社ヨナシロ。18節、中城村体育館トレーニング器具設置業務、平成24年11月20日、指名競争入札、1,354万5,000円、84.3%、中頭スポーツ。

上下水道課。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その1）、平成24年10月9日、指名競争入札、1,344万円、97.3%、アート技研株式会社。13節、南上原地内公共下水道調査測量設計委託業務（その2）、平成24年11月15日、指名競争入札、882万円、96%、株式会社濱設計。15節、南上原地内公共下水道工事（24 - 5 工区）、平成24年10月1日、指名競争入札、2,977万650円、87.5%、島袋開発。15節、南上原地内公共下水道工事（24 - 6 工区）、平成24年11月15日、指名競争入札、2,235万2,400円、88%、株式会社新栄組。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで行政報告を終わります。

次に教育長の行政報告を行います。

教育長 安里直子。

教育長 安里直子 おはようございます。それでは9月から11月分の教育行政の主要事項について、抜粋して報告させていただきます。

まず9月4日、火曜日、第5回中城南小学校開校準備委員会の3部会の協議を行いました。校章・校歌部会においては、校章は村内の美術家の方、仲座包子さんに決定いたしました。20日、木曜日、臨時校長会の後、平成24年度中城村雇用臨時・嘱託員研修会を改めて実施いたしました。雇用条件の確認、服務等についての研修を

行いました。27日、木曜日、第1回護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会を行いました。村長より12名の委員に委嘱状が交付され、護佐丸歴史資料図書館の建設の目的から始まり、基本構想についての協議を始めております。28日、金曜日、第15回定例教育委員会会議を持ちました。看護師業務嘱託員の解職について協議を行い、28日付で解職の処分をいたしました。

10月4日、木曜日、第16回臨時教育委員会会議を行いました。ここにおいては平成24年度管理職途中人事異動の内申について行いました。

2ページのほうになります。12日、金曜日、幼小中校種間交流授業研究会を実施いたしました。昨年よりこの研究会の方法をワークショップ型グループ協議の研修会を実施しております。100名の幼小中の教師がグループ協議を通して授業力の向上、指導力の向上を図っております。24日、水曜日、第1回「中城の文化と歴史を学ぶプロジェクト」委員への委嘱状交付と企画委員会を実施しております。これについては幼小中学校において本村の歴史文化を積極的に教材化し、多様な学習活動が展開できるようこのプロジェクトを立ち上げております。26日、金曜日、第6回中城南小学校開校準備委員会の校歌・校章部会を実施しております。この部会において校歌の作詞作曲を本村出身のシンガーソングライター、普天間かおりさんに依頼することに決定いたしました。

11月2日、金曜日、中城南小学校開校準備室の開所式を実施しております。中城南小学校開校準備室の看板設置を教育委員、また3校の学校長、PTA会長、自治会長の見守る中、看板を設置しております。中城南小学校の初代の校長には11月1日付をもちまして、大城盛文校長、それから桑江常健教頭が就任し、開所式を行いました。20日、火曜日、中頭地区教育長会第5回の定例会がございました。ここで平成24年度中頭地区学力向上推進実践発表大会が12月16日

に行われますが、ここにおいてポスターセッションの部で津覇小学校の琉球大学と連携した校内研究の実践を発表することになりました。また全体会とパネルディスカッションの部では、中城中学校のキャリア教育を踏まえた確かな学力の向上についての実践を発表することになりました。中頭地区においてのすばらしい取り組みとして評価されたこととなります。29日、木曜日、第3回護佐丸歴史資料図書館建設検討委員会を実施いたしました。基本構想についての協議でございました。

以上、行政報告を終わります。

議長 比嘉明典 これで教育長の教育行政報

告を終わります。

休憩いたします。

休 憩（10時29分）

~~~~~

再 開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第50号

中城村防災会議条例の一部を改正する条例について

中城村防災会議条例（昭和47年中城村条例第67号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が公布されたことに伴い、中城村防災会議条例の一部を改正する必要がある。

中城村防災会議条例の一部を改正する条例

中城村防災会議条例（昭和47年中城村条例第67号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                              | 改正前                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） <u>村長の諮問に応じて村の地域に係る防災</u></p> | <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 防災会議は、<u>次の各号</u>に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） <u>村の地域に係る災害が発生した場合にお</u></p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>に関する重要事項を審議すること。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>副村長、教育長、各課長及び局長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者</u></p> <p>6 <u>前項第1号、第2号、第3号、及び第6号の委員の定数は、それぞれ1人とする。</u></p> <p>7 <u>前5項第6号の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。</u></p> <p>8 <u>前項の委員は再任できる。</u></p> | <p><u>いて、当該災害に関する情報を収集すること。</u></p> <p>(3) <u>第2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務</u></p> <p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 委員は<u>次の各号</u>に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>副村長、教育長、各課長、局長及び所長</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>6 <u>前項第1号、第2号及び第3号の委員の定数は、それぞれ1人とする。</u></p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附則

この条例は公布の日から施行する。

御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第51号

中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例について

中城村災害対策本部条例（昭和47年中城村条例第68号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出

村長 浜田京介

提案理由

災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が公布されたことに伴い、中城村災害対策本部条例の一部を改正する必要がある。

中城村災害対策本部条例の - 部を改正する条例

中城村災害対策本部条例（昭和47年中城村条例第68号）の一部を改正する。

| 改正後                                                                                                   | 改正前                                                                                                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）<br/>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づく中城村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> | <p>（目的）<br/>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づく中城村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> |

附 則

この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について御提案申し上げます。

議案第52号

中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に関する事務を加えるとともに、別紙のとおり変更することについて、同法

第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

平成24年12月7日提出

中城村長 浜田 京介

提 案 理 由

中部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に社会福祉法人の指導監査に関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

中部広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約（案）

中部広域市町村圏事務組合規約（平成元年10月26日県指令総第946号許可）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務
- (2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。
  - ア 広域交流事業
  - イ 広域文化事業
  - ウ 広域スポーツ事業
  - エ 広域観光開発事業
  - オ 広域物産展事業
  - カ 地域イベント助成事業
  - キ 広域研修事業
  - ク 地域づくり支援事業
- (3) 次に掲げる調査研究に関する事務
  - ア 中部広域計画に基づく広域的な行政課題に関すること。
  - イ 広域にわたる振興発展に関すること。
- (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する事務のうち、社会福祉法人の指導監査に関する事務

第16条第2項を次のように改める。

- 2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割合は、別表第4のとおりとし、関係市町村の負担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合の議会の議決を経て定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

| 共同処理する事務                    | 市町村                                        |
|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 第3条第1号から<br>第3号までに<br>関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市 北谷町 嘉手納町<br>西原町 読谷村 北中城村 中城村 |
| 第3条第4号に<br>関する事務            | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                              |

別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4（第16条関係）

| 区分                        | 市町村                                           | 負担割合               |
|---------------------------|-----------------------------------------------|--------------------|
| 第3条第1号から<br>第3号に係る負担<br>金 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市<br>北谷町 嘉手納町 西原町<br>読谷村 北中城村 中城村 | 均等割 20%<br>人口割 80% |
| 第3条第4号に係<br>る負担金          | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                 | 均等割 5%<br>人口割 95%  |

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

変更理由

平成14年4月に策定された第3次広域行政圏計画及びふるさと市町村圏計画が平成23年3月31日をもって期限が終了したことに伴い、新たな計画「第4次中部広域計画」の策定を行っている。

「第4次中部広域計画」の策定にあたっては、既存の共同処理する事務については本組合における事務の共同処理と関係市町村の事務の関係性の整理が必要とされ、また、国の広域行政圏施策（広域行政圏計画策定要綱等）の廃止に基づき、現状に応じた内容の整備を行った。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）の施行に伴う基礎自治体へ権限委譲される事務事業の一部の事務が新たな共同処理の事務として推進することが確認された。また、それらの共同処理する事務については平成25年度4月から実施される「第4次中部広域計画」に盛り込むこととされた。

1，中部広域市町村圏事務組規約第3条の一部改正及び廃止並びに追加について

(1) (旧)第3条第1項第1号の一部改正について



「定住自立圏構想推進要綱について」(平成20年12月26日付総行応第39号)による総務事務次官通知により、広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたが、関係市町村の自主的な協議によって、今後も広域圏計画は必要とされ、併せて、従来の総花的な計画との差別化を図り、計画に基づく事業の実施について明示する必要性があるため、一部変更する。

(2) (旧)第3条第1項第2号～第9号の一部改正について

地方自治法284条第2項(組合の種類及び設置)では、一部事務組合が設立され、それによって共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権能から除外される、とされている。また、本組合にて行う事務の共同処理と関係市町村の事務の関係性の整理が必要との判断により、一部変更する。

(3) (旧)第3条第1項第10号の廃止について

現在、中部圏域の市町村においては、倉浜衛生施設組合(宜野湾市、沖縄市、北谷町)、東部清掃施設組合(西原町、与那原町、南風原町)、中城村北中城村清掃事務組合(北中城村、中城村)、中部衛生施設組合(うるま市、読谷村、嘉手納町)、比謝川行政事務組合(読谷村、嘉手納町、北谷町)、中部北環境施設組合(うるま市、恩納村)にて広域化が推進された。また、それらの組合にて事務処理又は調査研究の取り組みがなされている。

以上のことを踏まえ、第3条第1項第10号の調査研究については、関係市町村自らの判断と責任により、現状の一部事務組合での取り組みによって解決することが想定される。よって、本組合の共同処理する事務として、第3条第1項第10号の調査研究は行わないものとし、廃止する。

(4) (新)第3条第1項第3号ア及びイの追加について

関係市町村においては、広域行政の充実、強化などが示され、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的な行政課題に対応する事が求められていることから、それらを踏まえつつ、今後における中部圏域特有の課題に対する市町村間連携、圏域間連携の調査研究や「第4次中部広域計画」(平成25年度～平成34年度)の実施においても調査研究は非常に重要であり、広域的な行政課題の調査研究を追加する必要がある。

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、県全体の基本方向や基本施策、克服すべき沖縄の固有課題などが示されるほか、圏域別展開として、圏域ごとの施策を展開するための「基本的な考え」や「圏域間連携の強化による広域的な地域圏の形成」、克服すべき沖縄の固有課題として「基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用」などが示されている。また、関係市町村が抱える米軍施設・区域の存在による偏在的・不公平な課題の解決を図るべく、それらの施策を中部圏域の関係市町村が一体となって取り組みを進めていくため、広域的な振興発展に関する調査研究を追加する必要がある。

以上のことから、新たに「中部広域計画に基づく広域的な行政課題の調査研究に関すること」及び「広域的な振興発展に関すること」を調査研究の共同処理する事務として追加する。

(5) (新) 第3条第1項第4号の追加について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行に伴う基礎自治体へ権限委譲される事務事業の一部の事務が新たな共同処理の事務として推進することが確認された。以上のことを踏まえ、新たに「社会福祉法人の指導監査に関する事務」を明記し、共同処理する事務を追加する。

以上のことから、組合規約3条を別紙のように変更するとともに、組合規約第16条第2項の負担割合を別表のとおり変更する。

| 現行(旧)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 改正案(新)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総則<br/>(組合の名称)<br/>第1条 (略)<br/>(組合を組織する市町村)<br/>第2条 (略)<br/><u>(共同処理する事務)</u><br/>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。<br/><u>(1) 広域市町村圏計画の策定、実施及び連絡調整に関すること。</u><br/><u>(2) 広域交流事業に関すること。</u><br/><u>(3) 広域文化事業に関すること。</u><br/><u>(4) 広域スポーツ事業に関すること。</u><br/><u>(5) 広域観光開発事業に関すること。</u><br/><u>(6) 広域物産展事業に関すること。</u><br/><u>(7) 地域イベント助成事業に関すること。</u><br/><u>(8) 広域研修事業に関すること。</u><br/><u>(9) 地域づくり支援事業に関すること。</u><br/><u>(10) 消防、塵芥・し尿処理事務等の広域化についての調査研究に関すること。</u></p> | <p>第1章 総則<br/>(組合の名称)<br/>第1条 (略)<br/>(組合を組織する市町村)<br/>第2条 (略)<br/><u>(共同処理する事務)</u><br/>第3条 組合は、別表第1に掲げる市町村の次の事務を共同処理する。<br/><u>(1) 中部広域計画の策定、当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務</u><br/><u>(2) ふるさと市町村圏基金を活用した次に掲げる事業の実施に関すること。</u><br/>ア 広域交流事業<br/>イ 広域文化事業<br/>ウ 広域スポーツ事業<br/>エ 広域観光開発事業<br/>オ 広域物産展事業<br/>カ 地域イベント助成事業<br/>キ 広域研修事業<br/>ク 地域づくり支援事業<br/><u>(3) 次に掲げる調査研究に関する事務</u><br/>ア 中部広域計画に基づく広域的な行政課題に関すること<br/>イ 広域にわたる振興発展に関すること<br/><u>(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号) 老</u></p> |

第4条 (略)

第2章 組合の議会

第5条 - 第7条 (略)

第3章 基金の設置

第8条 - 第11条 (略)

第4章 執行機関

第12条 - 第15条 (略)

第5章 経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国  
県の補助金、組合の事業により生ずる収入及び  
その他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する負担金の負担割合は、次のと  
おりとする。

均等割 20%

人口割 80%

別表第1 (第3条関係)

| 共同処理する事務                     | 市町村                                            |
|------------------------------|------------------------------------------------|
| 第3条第1号から<br>第10号までに<br>関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市<br>北谷町 嘉手納町 西原町 読<br>谷村 北中城村 中城村 |

別表第2 (第9条関係) (略)

別表第3 (第9条関係) (略)

人福祉法 (昭和38年法律第133号) 及び児  
童福祉法 (昭和22年法律第164号) に規定  
する事務のうち、社会福祉法人の指導監査  
に関する事務

第4条 (略)

第2章 組合の議会

第5条 - 第7条 (略)

第3章 基金の設置

第8条 - 第11条 (略)

第4章 執行機関

第12条 - 第15条 (略)

第5章 経費

(経費の支弁方法)

第16条 組合の経費は、関係市町村の負担金、国  
県の補助金、組合の事業により生ずる収入及び  
その他の収入をもつて充てる。

2 前項に規定する関係市町村の負担金の負担割  
合は、別表第4のとおりとし、関係市町村の負  
担金の総額及び負担すべき額は、理事会が組合  
の議会の議決を経て定める。

別表第1 (第3条関係)

| 共同処理する事務                    | 市町村                                            |
|-----------------------------|------------------------------------------------|
| 第3条第1号から<br>第3号までに<br>関する事務 | 沖縄市 うるま市 宜野湾市<br>北谷町 嘉手納町 西原町 読<br>谷村 北中城村 中城村 |
| 第3条第4号に<br>関する事務            | 沖縄市 うるま市 宜野湾市                                  |

別表第2 (第9条関係) (略)

別表第3 (第9条関係) (略)

| 別表第4（第16条関係）      |                                         |         |
|-------------------|-----------------------------------------|---------|
| 区分                | 市町村                                     | 負担割合    |
| 第3条第1号から第3号に係る負担金 | 沖縄市 うるま市                                | 均等割 20% |
|                   | 宜野湾市 北谷町<br>嘉手納町 西原町<br>読谷村 北中城村<br>中城村 | 人口割 80% |
| 第3条第4号に係る負担金      | 沖縄市 うるま市                                | 均等割 5%  |
|                   | 宜野湾市                                    | 件数割 95% |

同じように組合規約などが添付されておりますので、御参照いただきたいと思います。以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第8 議案第53号 平成24年度中城村一

般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第6号）について御提案申し上げます。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議案第53号</p> <p style="text-align: center;">平成24年度中城村一般会計補正予算（第6号）</p> <p>平成24年度中城村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。</p> <p>（歳入歳出予算の補正）</p> <p>第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,614,270千円とする。</p> <p>2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>（地方債の補正）</p> <p>第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。</p> <p>平成24年12月7日提出</p> <p style="text-align: right;">中城村長 浜田京介</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 1 村税     |         | 1,488,459 | 14,760  | 1,503,219 |
|          | 1 村民税   | 615,265   | 14,760  | 630,025   |
| 14 国庫支出金 |         | 970,932   | 4,153   | 966,779   |
|          | 1 国庫負担金 | 442,564   | 1,048   | 443,612   |
|          | 2 国庫補助金 | 524,869   | 5,201   | 519,668   |
| 15 県支出金  |         | 790,807   | 310,231 | 1,101,038 |
|          | 1 県負担金  | 195,718   | 1,353   | 197,071   |
|          | 2 県補助金  | 559,165   | 310,238 | 869,403   |
|          | 3 委託金   | 35,924    | 1,360   | 34,564    |
| 20 諸収入   |         | 116,422   | 7,516   | 108,906   |
|          | 4 雑入    | 109,923   | 7,516   | 102,407   |
| 21 村債    |         | 369,153   | 54,500  | 423,653   |
|          | 1 村債    | 369,153   | 54,500  | 423,653   |
| 歳入合計     |         | 6,246,448 | 367,822 | 6,614,270 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費 |             | 110,242   | 500     | 110,742   |
|       | 1 議会費       | 110,242   | 500     | 110,742   |
| 2 総務費 |             | 808,377   | 55,758  | 864,135   |
|       | 1 総務管理費     | 629,857   | 63,181  | 693,038   |
|       | 2 徴税費       | 84,117    | 173     | 84,290    |
|       | 3 戸籍住民基本台帳費 | 69,933    | 1,194   | 68,739    |
|       | 4 選挙費       | 22,257    | 6,402   | 15,855    |
| 3 民生費 |             | 1,528,040 | 363,986 | 1,892,026 |
|       | 1 社会福祉費     | 903,730   | 14,134  | 917,864   |
|       | 2 児童福祉費     | 624,310   | 349,852 | 974,162   |
| 4 衛生費 |             | 763,244   | 3,693   | 766,937   |
|       | 1 保健衛生費     | 359,442   | 2,472   | 361,914   |
|       | 2 清掃費       | 403,802   | 1,221   | 405,023   |

| 款        | 項             | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 6 農林水産業費 |               | 218,028   | 5,958   | 212,070   |
|          | 1 農業費         | 103,682   | 2,342   | 106,024   |
|          | 3 水産業費        | 113,049   | 8,300   | 104,749   |
| 7 商工費    |               | 90,522    | 9,153   | 81,369    |
|          | 1 商工費         | 90,522    | 9,153   | 81,369    |
| 8 土木費    |               | 736,347   | 985     | 737,332   |
|          | 2 道路橋梁費       | 249,344   | 12,485  | 261,829   |
|          | 4 都市計画費       | 352,828   | 11,500  | 341,328   |
| 10 教育費   |               | 1,171,363 | 44,702  | 1,126,661 |
|          | 1 教育総務費       | 170,490   | 78,801  | 91,689    |
|          | 2 小学校費        | 402,907   | 34,589  | 437,496   |
|          | 3 中学校費        | 55,324    | 76      | 55,400    |
|          | 5 社会教育費       | 363,825   | 1,577   | 365,402   |
|          | 6 保健体育費       | 124,907   | 2,143   | 122,764   |
| 11 災害復旧費 |               | 11,053    | 2,713   | 13,766    |
|          | 1 農林水産施設災害復旧費 | 1         | 2,713   | 2,714     |
| 歳 出 合 計  |               | 6,246,448 | 367,822 | 6,614,270 |

第2表 地 方 債 補 正

| 起債の目的       | 補 正 前        |                    |                                                                             |                                                                                                                  | 補 正 後        |       |    |       |
|-------------|--------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------|----|-------|
|             | 限度額          | 起債の方法              | 利率                                                                          | 償還の方法                                                                                                            | 限度額          | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
| 道路整備事業債     | 千円<br>42,200 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br><br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>47,200 | 同じ    | 同じ | 同じ    |
| 都市公園整備事業債   | 36,000       |                    |                                                                             |                                                                                                                  | 56,000       |       |    |       |
| 社会教育施設整備事業債 | 0            |                    |                                                                             |                                                                                                                  | 29,500       |       |    |       |

次のページをめくっていただきまして、歳入歳出を款、項、補正前の額、補正額、合計の順に読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正の歳入、1款村税、1項村民税、補正前の額6億1,526万5,000円、補正額1,476万円、合計で6億3,002万5,000円。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、補正前の額4億4,256万4,000円、補正額104万8,000円、合計で4億4,361万2,000円。2項国庫補助金、補正前の額5億2,486万9,000円、補正額520万1,000円の減額補正、合計で5億1,966万8,000円。

15款県支出金、1項県負担金、補正前の額1億9,571万8,000円、補正額135万3,000円、合計で1億9,707万1,000円。2項県補助金、補正前の額5億5,916万5,000円、補正額3億1,023万8,000円、合計で8億6,940万3,000円。3項委託金、補正前の額3,592万4,000円、補正額136万円の減額補正、合計で3,456万4,000円。

20款諸収入、4項雑入、補正前の額1億992万3,000円、補正額751万6,000円の減額補正、合計で1億240万7,000円。

21款村債、1項村債、補正前の額3億6,915万3,000円、補正額5,450万円、合計で4億2,365万3,000円。

歳入合計、補正前の額62億4,644万8,000円、補正額3億6,782万2,000円、合計で66億1,427万円。

続いて歳出でございます。1款議会費、1項議会費、補正前の額1億1,024万2,000円、補正額50万円、合計で1億1,074万2,000円。

2款総務費、1項総務管理費、補正前の額6億2,985万7,000円、補正額6,318万1,000円、合計で6億9,303万8,000円。2項徴税費、補正前の額8,411万7,000円、補正額17万3,000円、合計で8,429万円。3項戸籍住民基本台帳費、補正前の額6,993万3,000円、補正額119万4,000円の減額補正、合計で6,873万9,000円。4項選挙

費、補正前の額2,225万7,000円、補正額640万2,000円の減額補正、合計で1,585万5,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、補正前の額9億373万円、補正額1,413万4,000円、合計で9億1,786万4,000円。2項児童福祉費、補正前の額6億2,431万円、補正額3億4,985万2,000円、合計で9億7,416万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、補正前の額3億5,944万2,000円、補正額247万2,000円、合計で3億6,191万4,000円。2項清掃費、補正前の額4億380万2,000円、補正額122万1,000円、合計で4億502万3,000円。

6款農林水産業費、1項農業費、補正前の額1億368万2,000円、補正額234万2,000円、合計で1億602万4,000円。3項水産業費、補正前の額1億1,304万9,000円、補正額830万円の減額補正、合計で1億474万9,000円。

7款商工費、1項商工費、補正前の額9,052万2,000円、補正額915万3,000円の減額補正、合計で8,136万9,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費、補正前の額2億4,934万4,000円、補正額1,248万5,000円、合計で2億6,182万9,000円。4項都市計画費、補正前の額3億5,282万8,000円、補正額1,150万円の減額補正、合計で3億4,132万8,000円。

10款教育費、1項教育総務費、補正前の額1億7,049万円、補正額7,880万1,000円の減額補正、合計で9,168万9,000円。2項小学校費、補正前の額4億290万7,000円、補正額3,458万9,000円、合計で4億3,749万6,000円。3項中学校費、補正前の額5,532万4,000円、補正額7万6,000円、合計で5,540万円。5項社会教育費、補正前の額3億6,382万5,000円、補正額157万7,000円、合計で3億6,540万2,000円。6項保健体育費、補正前の額1億2,490万7,000円、補正額214万3,000円の減額補正、合計で1億2,276万4,000円。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧

費、補正前の額1,000円、補正額271万3,000円、合計で271万4,000円。

歳出合計、補正前の額62億4,644万8,000円、補正額 3 億6,782万2,000円、合計で66億1,427万円でございます。

次のページをお願いいたします。第2表地方債補正。起債の目的、補正前、補正後の順に読み上げて御提案申し上げます。

まず起債の目的、道路整備事業債。補正前の限度額4,220万円、補正後の限度額4,720万円。続いて都市公園整備事業債、補正前の限度額3,600万円、補正後の限度額5,600万円。次に社会教育施設整備事業債は補正前の限度額はゼロ、補正後の限度額が2,950万円。補正前、補正後とも償還の方法は、証書借入又は証券発行。利率は年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)。償還の方法、特別の融資条件の

あるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩 ( 1 3 時 5 0 分 )

~~~~~

再 開 (1 4 時 2 1 分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第9 議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第54号

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,473,025千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 療養給付費交付金		70,001	34,000	104,001
	1 療養給付費交付金	70,001	34,000	104,001
13 諸収入		4,205	1,097	5,302
	4 雑入	1,201	1,097	2,298
歳入合計		2,437,928	35,097	2,473,025

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		38,578	134	38,444
	1 総務管理費	29,493	599	28,894
	2 徴税費	8,987	465	9,452
2 保険給付費		1,425,377	34,000	1,459,377
	1 療養諸費	1,227,563	30,000	1,257,563
	2 高額療養費	176,300	4,000	180,300
8 保健事業費		28,322	334	27,988
	2 保健事業費	16,170	334	15,836
11 諸支出金		61,573	930	62,502
	1 償還金及び還付加算金	61,572	930	62,503
12 予備費		30,000	635	30,635
	1 予備費	30,000	635	30,635
歳出合計		2,437,928	35,097	2,473,025

次のページで読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金、補正前の額7,000万1,000円、補正額3,400万円、合計で1億400万1,000円。

13款諸収入、4項雑入、補正前の額120万1,000円、補正額109万7,000円、合計で229万8,000円。

歳入合計、補正前の額24億3,792万8,000円、補正額3,509万7,000円、合計で24億7,302万

5,000円。

続いて歳出、1款総務費、1項総務管理費、補正前の額2,949万3,000円、補正額59万9,000円の減額補正、合計で2,889万4,000円。2項徴税費、補正前の額898万7,000円、補正額46万5,000円、合計で945万2,000円。

2款保険給付費、1項療養諸費、補正前の額12億2,756万3,000円、補正額3,000万円、合計で12億5,756万3,000円。2項高額療養費、補正前の額1億7,630万円、補正額400万円、合計で

1億8,030万円。

8款保健事業費、2項保健事業費、補正前の額1,617万円、補正額33万4,000円の減額補正、合計で1,583万6,000円。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、補正前の額6,157万2,000円、補正額93万円、合計で6,250万2,000円。

12款予備費、1項予備費、補正前の額3,000万円、補正額63万5,000円、合計で3,063万5,000円。

歳出合計、24億3,792万8,000円、補正額3,509万7,000円、合計で24億7,302万5,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第10 議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第55号

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,106千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107,870千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		37,456	1,106	38,562
	1 一般会計繰入金	37,455	1,106	38,561
歳入合計		106,764	1,106	107,870

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		101,837	1,106	102,943
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	101,837	1,106	102,943
歳出合計		106,764	1,106	107,870

同じく次ページを読み上げて御提案申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額3,745万5,000円、補正額110万6,000円、合計で3,856万1,000円。

歳入合計、補正前の額1億676万4,000円、補正額110万6,000円、合計で1億787万円。

同じく歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億183万7,000円、補正額110万6,000円、合計で1億294万3,000円。

歳出合計、補正前の額1億676万4,000円、補正額110万6,000円、合計で1億787万円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩(14時28分)

~~~~~

再開(14時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第56号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第56号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第56号

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ367,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ898,993千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年12月7日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款        | 項                 | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|----------|-------------------|---------|---------|---------|
| 4 保留地処分金 |                   | 432,460 | 367,200 | 799,660 |
|          | 1 南上原区画整理事業保留地処分金 | 432,460 | 367,200 | 799,660 |
| 歳入合計     |                   | 531,793 | 367,200 | 898,993 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款           | 項              | 補正前の額   | 補正額     | 計       |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|
| 1 土地区画整理事業費 |                | 531,791 | 367,200 | 898,991 |
|             | 1 南上原土地区画整理事業費 | 531,791 | 367,200 | 898,991 |
| 歳出合計        |                | 531,793 | 367,200 | 898,993 |

同じく第1表歳入歳出予算補正から読み上げて御提案申し上げます。

歳入、4款保留地処分金、1項南上原区画整理事業保留地処分金、補正前の額4億3,246万円、補正額3億6,720万円、合計で7億9,966万円。

歳入合計、補正前の額5億3,179万3,000円、補正額3億6,720万円、合計で8億9,899万3,000円。

歳出、1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額5億3,179万1,000円、補正額3億6,720万円、合計で8億9,899万1,000円。

歳出合計、補正前の額5億3,179万3,000円、補正額3億6,720万円、合計で8億9,899万3,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時32分)

~~~~~

再開(14時43分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第12 議案第57号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第57号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第57号

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,506千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ368,352千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成24年12月7日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料手数料		11,349	206	11,555
	1 使用料	11,289	46	11,335
	2 手数料	60	160	220
6 村債		96,900	30,300	127,200
	1 村債	96,900	30,300	127,200
歳入合計		337,846	30,506	368,352

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		240,270	30,506	270,776
	1 公共下水道費	240,270	30,506	270,776
歳出合計		337,846	30,506	368,352

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 96,900	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	千円 127,200	同じ	同じ	同じ

次のページ、同じく第1表歳入歳出予算補正。歳入のほうから、1款使用料手数料、1項使用料、補正前の額1,128万9,000円、補正額4万6,000円、合計で1,133万5,000円。2項手数料、補正前の額6万円、補正額16万円、合計で22万円。

6款村債、1項村債、補正前の額9,690万円、補正額3,030万円、合計で1億2,720万円。

歳入合計、補正前の額3億3,784万6,000円、補正額3,050万6,000円、合計で3億6,835万2,000円。

続いて歳出、1款公共下水道費、1項公共下水道費、補正前の額2億4,027万円、補正額3,050万6,000円、合計で2億7,077万6,000円。

歳出合計、補正前の額3億3,784万6,000円、補正額3,050万6,000円、合計で3億6,835万2,000円。

下のほうで第2表地方債補正。起債の目的、下水道整備事業。補正前の限度額9,690万円、補正後の限度額1億2,720万円。起債の方法、利率、償還の方法は補正前、補正後同じでござ

います。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年5%以内。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は、低利に借換えすることができる。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第13 議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第58号

平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	水道事業費用	415,902千円	900千円	416,802千円
第1項	営 業 費 用	404,373千円	900千円	405,273千円

第3条 予算4条本文括弧書中「62,961千円」を「63,161千円」に、「過年度損益勘定留保資金61,056千円」を「過年度損益勘定留保資金61,256千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出				
	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款	資本的支出	102,962千円	200千円	103,162千円
第1項	建設改良費	95,039千円	200千円	95,239千円

第4条 予算第7条（1）職員給与費42,521千円を43,621千円に改める。

平成24年12月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

第1条 平成24年度中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成24年度中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、第1項営業費用、既決予定額4億437万3,000円、補正予定額90万円、合計で4億527万3,000円。

第3条 予算4条本文括弧書中「6,296万1,000円」を「6,316万1,000円」に、「過年度損

益勘定留保資金6,105万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金6,125万6,000円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款、第1項建設改良費、既決予定額9,503万9,000円、補正額20万円、合計で9,523万9,000円。

第4条 予算第7条（1）職員給与費4,252万1,000円を4,362万1,000円に改める。

平成24年12月7日提出、中城村長 浜田京介。
以上でございます。

議長 比嘉明典 これでは提案理由の説明を終わります。

日程第14 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約について御提案申し上げます。

議案第59号

村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約について

村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）について、下記のとおり改定契約を締結することについて議決を求める。

記

1. 契約の目的 : 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）
2. 改定契約金額 : 金9,291,450円
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 : 金442,450円
3. 契約の相手方 : 中城村字津覇545番地
有限会社 津城電気工事
代表取締役 呉屋正博

平成24年12月7日提出

中城村長 浜田京介

提案理由

村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）の請負契約の改定契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、この案を提出するものである。

次のページには改定契約書の写し、あるいは図面などが添付されておりますので、御参照お願いいたします。以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休憩（14時50分）

~~~~~

再開（14時50分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提案理由の説明を終わります。

日程第15 議案第60号 物品購入等の契約を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第60号 物品購入等の



契約について御提案申し上げます。

議案第60号

物品購入等の契約について

中城南小学校備品（教材）購入業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- |                         |                                                               |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1 契約の目的                 | 中城南小学校備品（教材）購入業務                                              |
| 2 契約の金額                 | ¥ 14,752,500 -                                                |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | ¥ 702,500 -                                                   |
| 3 契約の相手方                | 住 所 宜野湾市佐真下72 - 3<br>商 号 G - N E T テクノシステム<br>氏 名 代表者 新 川 敏 久 |

平成24年12月7日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

中城南小学校（新設校）の開校に伴い、物品の整備が必要となるため。

次ページから契約書等がありますので、御参照いただきたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 これで提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第61号 物品購入等の契約を

議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 議案第61号 物品購入等の契約について御提案申し上げます。

議案第61号

物品購入等の契約について

中城村民体育館トレーニング器具設置業務について、下記のとおり物品購入等契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- |                         |                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 中城村民体育館トレーニング器具設置業務                               |
| 2. 契約の金額                | ¥13,545,000 -                                     |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | ¥645,000 -                                        |
| 3. 契約の相手方               | 住 所 沖縄市諸見里3丁目6-3<br>商 号 中頭スポーツ<br>氏 名 代表者 島 田 裕 之 |

平成24年12月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提 案 理 由

中城村民体育館トレーニングルーム開設に伴い、物品の整備が必要となるため。

契約書等が添付されております。御参照いただきますようお願いいたします。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第17 承認第3号 専決処分の承認を求

めることについてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

村長 浜田京介 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御報告申し上げます。

承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成24年12月7日提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

議会を開く暇がないため平成24年度中城村一般会計補正予算（第5号）を専決処分した。

中城村告示第21号

専 決 処 分 書

平成24年度中城村一般会計補正予算（第5号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。

平成24年11月19日

中城村長 浜 田 京 介

平成24年度中城村一般会計補正予算（第5号）

平成24年度中城村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,246,448千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成24年11月19日

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳 入）

（単位：千円）

| 款       | 項     | 補正前の額     | 補 正 額 | 計         |
|---------|-------|-----------|-------|-----------|
| 15 県支出金 |       | 784,668   | 6,139 | 790,807   |
|         | 3 委託金 | 29,785    | 6,139 | 35,924    |
| 歳 入     | 合 計   | 6,240,309 | 6,139 | 6,246,448 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費 |       | 802,238   | 6,139 | 808,377   |
|       | 4 選挙費 | 16,118    | 6,139 | 22,257    |
| 歳出合計  |       | 6,240,309 | 6,139 | 6,246,448 |

第1表歳入歳出予算補正、歳入の15款県支出金、3項委託金、補正前の額2,978万5,000円、補正額613万9,000円、合計で3,592万4,000円。

歳入合計、補正前の額62億4,030万9,000円、補正額613万9,000円、合計で62億4,644万8,000円でございます。

続いて歳出です。2款総務費、4項選挙費、補正前の額1,611万8,000円、補正額613万9,000円、合計で2,225万7,000円。

歳出合計、補正前の額62億4,030万9,000円、補正額613万9,000円、合計で62億4,644万8,000円。

以上でございます。

議長 比嘉明典 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散会(14時58分)

## 平成24年第11回中城村議会定例会（第4日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成24年12月7日（金）   |                        |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成24年12月10日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成24年12月10日 （午後2時11分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功                | 1 番                                | 伊 佐 則 勝   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘                | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄                | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 比 嘉 健 治                |                                    |           |

## 議 事 日 程 第 2 号

| 日 程  | 件 名                                             |
|------|-------------------------------------------------|
| 第 1  | 議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例                      |
| 第 2  | 議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例                    |
| 第 3  | 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約<br>の変更 |
| 第 4  | 議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算（第6号）                   |
| 第 5  | 議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）             |
| 第 6  | 議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）            |
| 第 7  | 議案第56号 平成24年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）           |
| 第 8  | 議案第57号 平成24年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）            |
| 第 9  | 議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）                 |
| 第 10 | 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事（2工区）改定契約                   |
| 第 11 | 議案第60号 物品購入等の契約                                 |
| 第 12 | 議案第61号 物品購入等の契約                                 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。本日の会議を開きます。

( 10時00分)

日程第1 議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時01分)

~~~~~

再開(10時22分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。よろしいですか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

15番 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例についてありますが、休憩の中でもいろいろ質疑をしました。本当に昨年の3.11の教訓が果たして皆さん方の頭にあるのか。沖縄県は確かに東北からは遠いところにあります。沖縄ではないだろうという、こういう安心感が皆さん方に漂っていますし、危機感が全くないと言っていいほど私は感じられます。それでこの防災会議はよく言われている安心安全なまちづくりとかいろいろあります。そういうことで真剣に、自分たちがつくったことは真剣に、先ほども議員からあ

りましたように、せめて年に一度はこれでいいのかどうか、みんな集まって防災会議を開いてそこで議論をして、見直すべきことは見直していくべきじゃないかと思えます。どうか、今後つくったものについては担当課長の皆さん方は真剣に、自分の担当部局についてはしっかり把握して、そして村民の安全安心をつくるようなまちづくり、村づくりをしていくことを希望いたします。本案については賛成します。

議長 比嘉明典 ほかに討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第50号 中城村防災会議条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時25分)

~~~~~

再開(10時29分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第51号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第51号 中城村災害対策本部条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(10時31分)

~~~~~

再開(10時49分)

議長 比嘉明典 再開いたします。
質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第52号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第52号 中部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

5番 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 では、議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第6号)について質疑を行います。

まず説明書の10ページです。10ページの15款3項1目4節の海区漁業調整委員選挙事務委託金のマイナスで91万9,000円について、このマイナス分については無投票になったためということですが、その無投票になった経緯と、今までの役員はどういう方々が役員にいられているのか。そして任期はどれぐらい続いているのか質疑をします。これは歳入のほうです。

次、歳出のほうで21ページ、安心子ども基金事業補助金3億1,647万円、そして保育所入所待機児童対策特別事業補助金3,000万円について質疑をします。この事業は国、県からの補助金が87.5%あって、村の持ち分が8分の1ということで、トータル約6,301万円の補助金が村

から出ております。村税を使ってやるものから、村の福祉のために、子供たちのために税金を投入するんですが、そういう税金の投入はどのように考えているのか。

次29ページ、29ページの委託料です、マイナスの577万円あるんですけども、この委託料が月契約の委託料の減ということなんですが、具体的に説明していただきたいと思います。よろしく願います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えをいたします。

ただいまの新垣議員の御質疑ですが、この海区漁業というのはただいま資料を持ち合わせておりませんので、後でまた資料を提供したいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 それではお答えします。

議員御質疑のとおり、村の負担額が6,000万円余り出ております。御存じのとおり、村長の方針のとおり子育て支援に力を入れるということの中で保育所の認可園の導入はやるという方針があります。これは待機児童も含めて村の子育てのために村税を使ってでもやっていきたいということですので、大変有効な方法だと考えております。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えいたします。

通学バス運行管理委託料のマイナス577万円の減なんですけど、当初、一括交付金でやるということで予定はしていたんですが、それがだめということで、それでバスも含めての委託ということで今進めていますので、例えばそれにかかる運行時間とか1日の混みぐあい、それを調査するために1カ月程度の委託料を残して、あとは補正減ということで行っています。残りが

100万円、1日当たり4万5,000円ということで、その22日分ということで99万円であるのですが、100万円ということで残してあります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 1番目の質疑に対して資料がないということで、本来資料を持ち合わせるのが筋ではないかなと思っていますので、後で皆さんに配っていただければいいなと思っています。

そして3番目のほうは今説明を受けましたので、これで終わりたいと思います。

2番目のほうです。子供たちのために村長の方針で村民の福祉のため、向上のため、利益のためにとということで今答弁をいただいたと理解しております。その中で、村民のために税金を使う、子供たちのために使うということであるんですが、その6,000万円、全体で3億円余りの資金を投入して保育所、それから認定こども園の建設をしていく中で、地元の業者の育成も村の福祉の向上、村民のためだと思っています。その中で、他の市町村でこういう県からの補助金があった場合、民間の施設なものですから強制的にやって村内業者の育成のために入札に入っているのか。それともどういう状態で発注をしているのかお伺いします。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えいたします。

新規に今建設を進めているところではあります。民間の工事とはいえ補助金の交付がありますので、入札をすることという義務があります。それで予定のところからについては本村に入札願いのある業者を紹介して、民間ですからそれにまた民間の部分を加えて入札をくださいと指導をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこのような、やはり本村は建設工事等々が他市町村に比べて若干建築の部分は、土木のほうは結構あると思うん

ですが、また建設の部分が少ないものですから、ぜひこういう準公共的な施設ではあるんですけども、村内業者の育成のためにぜひ推薦していただいて、村の福祉の向上のために、村民の利益のためにやっていただきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

休憩いたします。

休憩(11時03分)

~~~~~

再開(11時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

14番 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 それでは議案第53号平成24年度中城村一般会計補正予算(第6号)の中で21ページ、児童福祉総務費、そして9ページの2目に関連して質疑をいたします。

先ほど村長のほうからこの保育所に対して南上原の土地改良地内に用地は確保されていると答弁がございました。それに関連して都市建設課長に伺いますが、単価はよくなったのか。この保育所用地。そして売買契約を提示できるかどうか伺います。

先日の説明の中で、その保育所が平成25年4月開園を目指しているという説明だったと聞いているんですが、本当に平成25年4月に開園できるかどうか。

あと3点目に、幼保連帯型認定こども園の件です。これは併設して幼稚園もやるという説明がありますが、どういう形になるのか。保育所内にやるのか、保育所とは別個にまた幼保連帯型認定こども園で幼稚園だけをやるのか、この3点。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。都市建設課長 新垣 正 お答えします。

保留地単価ですが、今回買ったのが500坪です。1億5,000万円で処分の契約を終えています。その10分の1はもう既に入っています。単価としては約30万円ということになっています。以上です。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

開園の時期ですけれども、計画の中では平成25年4月ということで計画しておりましたが、建築確認などの手続、それから農園の防衛関係の補助金も導入するとかということもありまして建築許可のほうがおくれております。それで、今の予定を聞いてみますと、平成25年9月ぐらいになるのではないかと話を聞いています。

それから幼保連携の部分ですが、保育園の部分については135名の体制です。幼稚園については75名程度を予定しています。建物的には4階建ての計画をしておりますので、1カ所の部分で階数ごとに保育園と幼稚園が運営されていくと理解しております。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 平成25年での開園というのは、私は無理だと思うんですね。県としてもそれは平成24年5月23日から25日にかけて説明をなされております。その資料の中を見ると、61ページの中において事業実施期限というのがあります。この資料を読みますと、期限が平成25年3月31日として、もう平成24年度中に契約を締結すれば平成26年4月開園でもいいんじゃないかなと思います。そういう説明があるんですが、そういった場合は役場の職員も大変ですし、また事業主も大変だと思います。問題は平成24年度内に契約締結して、開園は平成26年4月でもいいんじゃないかと思いますが、その件に関して村長はどう思いますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今のお話、確認はしてありませんが、普通に

考えた場合は事業主の希望だと思しますので、今、重夫議員が平成26年4月でも構わないんじゃないかというのであれば、事業主がそれで構わないのであれば、我々は必ず平成25年9月にやりなさいということはないと思います。また、恐らくで大変申しわけないんですが、恐らく時期が延びれば延びるほど金利負担はかさんでいきますので、事業主としては本当は、できるのであれば早くやりたいんじゃないかなと。これは私の推測ですが、ただ私どもの立場としたら事業主の意向に沿って我々も協力していくということでございます。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 確かにそうだと思いますが、しかし、それに関して定員も135名となると、今、新垣が60名ですか。約倍近く、幼稚園が70何名となると、その応募、認定等も必要だと思うんです。そういった事務手続は、事業主とはまた別個の問題だと思うんです。認定募集は役所がやりまして、事務手続は役所はしないんですか。そう考えるとちょっと時間的にゆとりを持ってやらないと大変じゃないのかなと思います。

あと1点、先ほどの幼保連帯型保育所開業、これは保育の一環として5歳児まで保育するというとらえ方でよろしいのか。

議長 比嘉明典 福祉課長 石原昌雄。

福祉課長 石原昌雄 お答えします。

5歳児までというのは、幼稚園の部分については3、4、5の5歳までです。あと保育に欠ける部分と欠けない部分では、欠ける部分は保育園の部分で受け入れて、欠けない部分は幼稚園の部分で受け入れていくという形になっていくと思います。ですから、保育に欠ける部分の補助対象になります。欠けた部分。欠けない部分は補助対象になりませんので、それは基準をちゃんと選定します。それから受付については、認定こども園等については募集も園がやること

になっておりまして、基準は国の基準を達成させるということになって、募集自体は園がやってもらいますということになっております。そのように当事者も理解しておりまして、計画としては135名という大きな数字なんですけど、特にゼロ、1、2歳あるいは3歳までの部分については若干おくてもニーズが高いということをおっしゃっております。ですから、早目に今後については9月以降でも受け入れができるんじゃないかなということでお話をしておりました。そういうことで今進めているところであります。

議長 比嘉明典 以上で14番 宮城重夫議員の質疑を終わります。

ほかにありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第6号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第53号 平成24年度中城村一般会計補正予算(第6号)は原案のとおり採決されました。

休憩いたします。

休憩（12時09分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第5 議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（13時30分）

~~~~~

再開（13時31分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第54号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第54号 平成24年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩（13時34分）

~~~~~

再開（13時34分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第55号 平成24年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は原

案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 平成24年度中城村土地
地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を
議題とします。

本件については12月7日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。質疑あり
ませんか。

休憩いたします。

休憩(13時36分)

~~~~~

再開(13時36分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております  
議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第56号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第56号 平成24年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採  
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第56号 平成24年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は  
原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第57号 平成24年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議  
題とします。

本件については12月7日に説明を受けており  
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(13時39分)

~~~~~

再開(13時39分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定
によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第57号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号 平成24年度中城村公共
下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決
いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第57号 平成24年度中城村公
共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原
案のとおり可決されました。

日程第9 議案第58号 平成24年度中城村水
道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第58号 平成24年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)改定契約を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩いたします。

休憩(13時43分)

~~~~~

再開(13時45分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)改定契約を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、議案第59号 村道中城城跡線改良舗装工事(2工区)改定契約は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第60号 物品購入等の契約を議題とします。

本件については12月7日に説明を受けておりますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休憩(13時47分)

~~~~~

再開(13時58分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定

によって委員会付託を省略したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第60号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第60号 物品購入等の契約を採
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第60号 物品購入等の契約は
原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第61号 物品購入等の契約を
議題とします。

本件については12月7日に説明を受けており
ますので、これから質疑を行います。

休憩いたします。

休 憩 (1 4 時 0 0 分)

~~~~~

再 開 ( 1 4 時 1 0 分 )

議長 比嘉明典 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑  
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま  
す議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定  
によって委員会付託を省略したいと思います。  
御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第61号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。  
これで討論を終わります。

これから議案第61号 物品購入等の契約を採  
決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第61号 物品購入等の契約は  
原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしま  
した。

本日はこれで散会いたします。御苦労さんで  
した。

散 会 ( 1 4 時 1 1 分 )

## 平成24年第11回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成24年12月7日（金）   |                        |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成24年12月11日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成24年12月11日 （午後2時21分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功                | 1 番                                | 伊 佐 則 勝   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘                | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄                | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
| 健 康 保 険 課 長                                     | 比 嘉 健 治         |                        |                                    |           |



議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

初めに3番 金城 章議員の一般質問を許します。

3番 金城 章議員 それでは通告書を読み上げて質問します。1番、各種団体組織について。

中城村には商工会など色々な各種組織団体が村内外で活躍し、様々な事業、人材育成ボランティア活動など頑張っておりますが、今後の処遇、活動支援をどう考えているか。各種団体の活動と今後の可能性をどのように考えて評価していくか(福祉、商工業、人材団体)。産業まつりにかかわった団体について、お伺いします。

大枠2 入札制度と地元企業育成について。

浜田村政誕生以来入札制度がどのように変わったのか、地元企業の育成にどのように取り組んでいるのか。平成23年・24年現在の入札落札業者の村内及び村外の対比と金額はどうなっているか。1入札に対しての指名業者数が多いと思うがどうか。公共工事の設計業者と監理業者は別企業に指名入札をとるべきと思うがどのように考えるか。現入札では最低制限価格制度にて低価格で落札しているが今後も同様の制度で考えるのか。

3 文化財保護について。

県文化財にも指定を受けている安里のテラの周辺の樹木等、排水の整備の考えはあるのか。以上よろしく願います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の各種団体組織については、

につきましては、企画課のほうで。につきましては企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番、入札制度と地元企業育成については、詳細につきましては総務課のほうですべてお答えさせていただきます。

大枠3番、文化財保護につきましては、生涯学習課のほうでお答えさせていただきます。私のほうでは大枠2番の入札制度について、私が就任以来、どう変わってきたかという問いかけでございますけれども、私が村長を就任してすぐ間もなく取り組んだのが最低制限価格のパーセントの引き上げでございました。あれが確か当時65の85だったと思いますけれども、それを他市町村に先駆けて先に70から90に引き上げた記憶がございます。そういう意味では地元企業の育成も当然でありますけれども、やはり時代の移り変わりといいますか、公共的な価格の低下などがあって、これは何とかしないといけないということで、取り組んだのがまず最初でございました。今後も勿論企業育成のためにどういうものが必要なのかどうかを検討しながらまた勘案していきたいと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。各種団体組織の育成についての今後の処遇と活動支援としましては、各種団体がほぼ任意の団体であるとはいえ本村の村づくりや村の活性化に対し、大変寄与している現状から村といたしましても積極的に関わっていく必要があると認識をしております。その上で各種団体に対しましては団体の活動状況、本村の財政状況も勘案しながらできる限り支援を行っていくべきであると考えております。なお、活動支援につきましては各種団体等を所管する部署におきまして適切な活動支援が行われるものと認識をしております。

次に、各種団体の活動と今後の可能性とその評価についてでございます。最初の御質問にもお答えしましたが、各種団体のこれまでの活動によりまして地域づくり、村の活性化、地域コミュニティの向上など、多大な貢献があると評価をしているところでございます。例えば中城村社会福祉協議会や中城村民生委員児童員協議会、中城村身体障害者福祉協会などにおきましては弱者や体の障害のある方々に対する扶助、困り事相談など、本村の福祉的な向上に大変寄与しているものと考えております。また中城村老人クラブ連合会や中城村婦人連合会、更に中城村青年連合会などにおきましても、それぞれの年代のリーダーとしまして生きがいつくりや村政に対する協力など本村にとりましてはなくてはならない組織であると認識をしているところでございます。このようなことから各種団体が活動しやすい雰囲気やそういう状況などをつくってあげることも大切なことであると認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 それでは金城 章議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大枠1. 各種団体組織についての 産業まつりに係わった団体についての御質問ですが、御存じのとおり2012年とよむ中城産業まつりは「とよむ中城産業まつり実行委員会」が主催をいたしまして、「中城村」、「中城村農業委員会」、「中城村商工会」、「JAおきなわ中城支店」、「佐敷中城漁業協同組合中城支店」で共催して開催しております。さらに、後援に「沖縄テレビ放送」、「琉球放送」、「琉球朝日放送」、「NHK沖縄放送局」、「沖縄タイムス社」、「琉球新報社」、「エフエム沖縄」、「沖縄ラジオ」がかかわっております。さらに出展者の部においては、飲食の部が「中城農産加工所」、「中城村

生活研究会」、「JAおきなわ中城支店女性部」、「中城村子供育成連絡協議会」、「佐敷中城漁業協同組合中城支所」、「中城村商工会、青年部」、「南上原及び県営中城団地自治会」、「千葉県旭市」、それから物産商工製品の部では、「JAおきなわ中城支店野菜部会」、それから「中城村農業委員会」、「中城村シルバー人材センター」がかかわっております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは金城 章議員の質問にお答えをいたします。

入札制度と地元企業育成について。

のほうを私のほうでお答えします。平成23・24年現在の入札落札業者の村内及び村外の対比と金額はどうなっているのかという質問についてお答えいたします。平成23年度指名競争入札については、全47件実施しております。村内落札が30件、村外落札11件、村内村外ペアで2件、村外ペア4件、比率としては村内約64%、村外約23%、村内村外ペア4%、村外ペア9%となっております。落札金額についてですが、全21億4,752万円、村内の業者が落札した金額でございますが7億2,545万円、村外で2億2,289万8,000円、村内村外ペアが2億9,050万4,000円、村外ペアが9億866万8,000円。比率といたしまして村内が34%、村外10%、村内村外ペアで約14%、村外ペアで42%となっております。この落札金額の差については、大型工事（南小学校）を村外企業が落札したことであります。

平成24年度11月末現在では、指名競争入札については、全29件実施されております。村内22件、村外が7件、比率といたしまして村内約76%、村外が24%となっており、落札金額全7億2,367万7,000円、村内で5億2,805万3,000円、村外で1億9,562万4,000円となっております。比率といたしまして村内約73%、村外約27%となっております。の1入札に対する指名業者

数が多いと思うがどうかという質問についてお答えいたします。平成23年度指名業者数、まずは2,000万円以下の工事で平均7.2社、2,000万円以上4,000万円未満の工事で平均11.4社、4,000万円以上の工事で平均12.8社となっております。平成24年度指名業者数については、2,000万円以下の工事で平均6.7社、2,000万円以上4,000万円未満の工事で平均12.6社、4,000万円以上の工事で平均13.6社となっております。村建設関連業者が今44社登録されています。指名業者数が多いということについては、去年、今年、業者数も変動が余りない状況がありますので、特に多いということを感じておりません。

公共工事の設計業者と監理業者は別企業に指名入札をとるべきと思うがどのように考えているかという質問ですが、工事種別については難度の違いも出ます。そういうことで事業執行を効率的かつ品質確保するうえで指名することについては特に問題はないんじゃないかと思えます。現入札では最低制限価格制度にて低価格で落札しているが今後も同様の制度で考えるのかという質問でございますが、最低制限価格は、不良工事の防止等公共工事の適正な施行確保及び建設業の経営基盤の確保のため、原価割れ受注の防止を図ることを目的としておりますので、村においては、国・沖縄県が示している最低制限価格の範囲70%～90%で設定をしております。今後、算定式については、沖縄県との違いがあり、改善の必要があれば検討をしてみたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 おはようございます。それでは金城 章議員の御質問3番、文化財保護についての1番について。詳細については生涯学習課長より答弁させますが、私も安里のテラなのですが、平成6年に有形民俗文化財として県指定を受けており、やはり整備等には課題があるということで認識をしておりました。以上で

ございます。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 それでは金城 章議員の質問、大梓3番、文化財保護について。

県文化財にも指定を受けている安里のテラの周辺樹木及び排水の整備の考えはあるかという質問についてお答えいたします。安里のテラの整備、排水・危険樹木の伐採に関しましては、平成25年度の一括交付金、他文化財の整備も含めて「中城村文化財総合調査整備活用事業」として要求しているところであります。県の指定の文化財に関しましては、排水処理や危険樹木の伐採等の整備を行う場合、樹木の伐採に関しては一般管理のため問題はありませんが、排水のための側溝設置や草を生やさないための舗装などを行う場合は、沖縄県文化財保護条例に基づく現状変更許可の申請が必要となります。以上のようなことから危険樹木の伐採に関しましては、県の手続きの必要がないので早急な対応を図りたいと思えます。

排水処理に関しましては、テラの地盤が周囲よりも低く流末処理の工法を検討しないといけません。以上のようなことから平成25年度一括交付金文化財整備の要求をしまして対応をしていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 それでは生涯学習課長からありました文化財保護についてから再質問いたします。

台風とか大雨のたびにやはり水がいっぱいテラの中まで浸水してしまいます。確かに周辺の土地より下がっているというところもありまして、それをどうにかしないといけないと思って、今質問に上げました。それと雑木ですが、木がテラの周辺にあって、一昨年、その木が折れて、小さい枝が屋根にかかって大きく折れた部分の太いところはその側に落ちたから、壊れなかったんですけども、それですら

木は少し折れて倒れてもいいところに移動して景観を図っていただきたい。最近、台風も大きくなっていますので樹木が折れるのも多いので、移動もしていただきたい。私も県の文化財担当のところにも伺いましたら、確かに排水の側溝は変更手続き出さないといけないということを伺っています。ぜひ早目の予算確保をしていただき、検討していただきたい。それと潮垣線ですが、その近いテラの後ろ側なんですけれども、そこは雑草がいっぱいで。実際、テラの中でハブも二度ほど見かけた住民がいらっっしゃいますので、ぜひそのほうもきれいに芝生なり、そういうのをやっていただければ危険性も少なくなりますので、管理がやりやすい状態に、ぜひ考えていただきたいと思います。それと今、中城村も村指定で文化財保護とか、いろいろ文化財を指定しますけれども、その予算は今ないですね。その予算をどうにかつけて、各箇所文化財の保護・保全をやっていかないといけないのではないかと思いますね。これはまたやっていく中で、観光にもつながっていきますし、そういう予算確保のほうはどうか、教育長。どんな考えでありますかね。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 御質問にお答えいたします。

やはり本村は大変たくさんの文化財があちらこちらの集落のほうにたくさんあります。一つ一つを何度か職員と一緒に回りましたけれども、保全が必要、また整備が必要なところが何箇所かありましたので、これをどうにか平成25年度の一括交付金で文化財を保全するための予算があると聞いておりますので、そのほうに鋭意努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 ぜひ中城村内全部が保全されることを願っております。

続きまして、 の各種団体について伺います。

本議会でも、村長の行政報告がありましたとおり先月の15日にシルバー人材センターが設立しました。今後、今年の補正予算にも上がりましたけれども、今後の村当局の対応、活動支援なり、シルバー人材センターは今後、いろいろの施策を考えていると聞いておりますが、それをまたどう対応していくのか。来年度以降の考えをお願いできますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

シルバー人材センターの今後の取り組みということで理解しております。シルバー人材センターは平成23年11月1日に議員である仲座議員を中心に南上原地区からの立ち上げ要請がありまして、その後、村と協議会で立ち上げまでの調整をしております。それから平成24年11月15日に設立の総会をいたしまして、今受託事業を開始しております。実績としまして、約1カ月余りですが30万円ほどの分配金が入っているという情報を聞いております。今後の取り組みとしましては、まず設立総会が終わっておりますので、センターとしましては法人設立許可申請の申請の手続。それから設立の登記、連合会への加入手続等々が残っていると解釈しております。その手続を終わりますと、やはり平成25年度の予算のめどを立てたいということでもあります。その予算は村と県が2分の1ずつということではありますが、基本的にはシルバー人材センターの事業計画に基づいて支援をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 積極的に活動をなさること設立をされたようですので、ぜひ今後とも御指導・御支援のほど、よろしくお願ひします。

福祉関係、先ほど企画課長から説明がありま

したので、なくてはならないやはり組織だということでもありますので、かわりが多い団体だと思っていますので、そこはちょっと抜かします。商工会のかわりについて、少し質問します。村長の提案で建設業協会というのが、2年前ですか、設立して一生懸命、地域貢献からいろいろ頑張っている。本村の入札にかかわって来ていますが、ボランティア活動なりにかかわって来ています。その団体が今结束之后、先ほどありました44社のうちの建設業協会、土建関係だと認識しておりますが、ほとんど90%という業者が加入をして結束を図っている状態ですけれども、今後、中城村にもいろいろな貢献をしていますので、そこは少し村当局としても少しの優遇を考えて組織を動かしたほうがいいのではないかと思いますけれども、そういう組織利用とかいうのは考えていらっしゃいますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 金城章議員の御質問にお答えをしたいと思います。

商工会の団体の結束と支援と御理解をしておりますが、御承知のとおり商工会の活動についてはイルミネーションの点灯式とか、電照文字の点灯。それから歴史の道の清掃。花と緑のふれあい広場の月1回の清掃と地域活性化と連動した組織の活動を展開していると評価しているところであります。それから商工会の支援については毎年補助金を270万円出しておりまして、引き続き地域活性化や商工会団体の結束が図れるように引き続き支援してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城章議員。

3番 金城章議員 ぜひ村当局にもいろいろ協力なりやっている組織ですので、ぜひいろいろな形で村に考えていただきたいと思っております。

次に人材団体のことを少しだけお伺いします。

今、一生懸命活動をしている組織団体はたくさんあります。やはり活動資金が皆さん足りないということをよく耳にいたしますので、そこを村当局でぜひ把握して人材の育成はぜひお金を大分つぎ込んででもやらないといけないものがあると思います。それをぜひやっていただきたい。その件について少し回答をどなたかお願いできますか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀忍。

企画課長 與儀忍 お答えいたします。

各種団体、人材育成団体を含めた団体に対する補助金の増額というようなことでございます。各種団体の活動におきましては村行政に多大な貢献があることから村としましてもできる限り支援をしていきたいというようなことで考えております。補助金の増額につきましては、過去の議会の中でも議論されていることから、本村としましても、各種団体に対する補助金の予算措置の決定に資するため、今年5月に各種団体の育成補助金と審査会設置要綱を制定しております。審査会におきましては、各種団体の活動状況や事業計画、決算書や予算書などの精査を行って、補助金の支出目的や積算基礎の適否及び補助金の額などにつきまして、的確に判断をしていきたいと考えております。従いまして、審査会からの意見等を踏まえまして、補助金の額等を決定するものでございますので、補助金の増額につきましては、現段階ではお答えができませんので、御理解をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 金城章議員。

3番 金城章議員 ぜひ頑張っている団体にはぜひたくさんの方の予算をつけて、活発に行動できるよう予算をつけていただきたいと思っております。

次に入札制度について、ちょっと伺います。現入札制度、先ほどパーセント的に金額的には総務課長から伺いましたけれども、入札選考の

選定はどのように行っているか。また指名委員  
会ではどのような指名選考を協議とか、いろい  
ろなされているのか、少しお願いできますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

選考については工種別と等級格付けがござい  
ます。そういうことで格付け工種という形で選  
考をしていきます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 業者名は実際、総務課  
だけで選抜して書類選考だけでやられています  
か。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えいたします。

ただいま答弁いたしました工種と格付け、そ  
れと担当課からの提案も受けて、総務課のほう  
で業者選定をして審査委員会のほうで決定をし  
ております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今、課長が答弁をな  
さったとおり、実際の担当課、やはり少し提案  
をもらって指名には入れていただきたい。今、  
総務課で談合防止ということで総務課に一任さ  
れているかと思いますが、担当課から実際、業  
者選定の何社かを挙げるといことは、その業  
者を知っている担当課ですので、実際、仕事の  
出来、不出来をよく把握しているかと思いま  
すので、その提案も認めていただきたい。

それと今の最低制限価格ですか、その設定の  
パーセントを今ちょっと一定ではないのはどう  
いった感じで要するに最低制限価格を動かして  
いるのか。先ほど、村長からも総務課長からも  
ありましたけれども、70から90ですね。それは  
県の積み上げ方式でしたら、実際には県は上が  
92、3ぐらいになるんですよ。中城村も5%  
ぐらい、ぜひ引き上げられないものなのか、現  
状を入札、落札した業者に少し話を聞きますと  
利潤が少なく、会社の職員、従業員の育成もま

まならないということです。やはり金曜日の議  
会でも村長の答弁にもありましたけれども、落  
札する業者はそれで仕事ができるということで  
落札したという話もありました。56%とか65%  
とか、設計基準価格に近いほどやはり利潤は上  
がります。そこで頑張ってもらわないと本会議  
でも法人税の落ち込み等、報告がありました。  
地元業者も経営的に疲弊して、この金額では実  
際にランクも上げきれない。ほかの市町村もあ  
る一定の金額まではその市町村の地元の業者し  
か指名していないですよ。もっと地元業者だ  
けの指名価格を2,000万円なり2,500万円とい  
うことで、もっと指名業者を村内に受注でき  
るように取り計らっていくべきではないか。中城村  
から出る工事が他市町村に実際には意外と持っ  
ていかれています、金額的に。今、指名件数で  
は実際に7対3ぐらいになって理想なところで  
8対2ぐらいまで持って行って、できないもの  
なのか。村内の小さい企業が立ち上がるのはや  
はり地元でしか土木は立ち上がりません。建築  
は民間でもランク数は上がりますけれども、土  
木だけはどうしても官公の売上高に係わってき  
ますので、村内で育成ということは本当に考え  
ていただかないといけない。その件について、  
村長どう考えですか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

随分村内企業のことは考えているつもりでは  
ございますけれども、ただ議員がおっしゃるよ  
うな全てということになると、これはいろい  
ろな弊害も出てくる可能性もありますので、もち  
ろん優先的に村内企業育成は村としての務め  
でもありますので、頑張っていきたいと思いま  
すけれども、これが0か100かではなくて、やは  
り例えば議員がおっしゃった全てに公共に依存  
するということやはり危険性が増してきます  
ので、そういう意味では民間的な部分、あるい  
は他業種との兼業の部分だとか、いろいろなア

アイデアも出てくるとは思いますけれども、全てが0か100かだということは非常に危険性も伴ってくると自分自身では思っておりますので、そうではなくてやはりきちんとバランスのとれた発注の仕方も含めて、村発注ということになりますと当然、そこには品質的な部分も関わってきますので、それも踏まえて勘案してやっていきたいと思っています。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 弊害とか依存とか、やはりそれは村長の心配は重々わかっております。しかしながら、この民間と併用の皆さんそういう民間の仕事なり、専属ではない仕事もやりくりして会社も維持しているのが実情であります。土木の評価というのは、本当にさっきも話したとおり、公共の受注高でしかどうしてもできない。他市町村、周辺市町村も宜野湾も最近からは宜野湾市内の業者しか指名しないようになりました。西原でも最低価格である程度の価格は町内だけでやる。そういう自治体がふえている。自分のところで自分の業者を育成しないとどのように育成するのかと。そこはぜひもっと真剣に考えてもらわないといけないと思います。土木の自社努力でランクを上げなさいと言いますが、こういった状態では絶対地元の業者のランクは上がらないですね。県の指名入札参加して取りなさいという話ですけども、そういうゆとりがなくなってくるんですね。地元でもゆとりがないのに県でもこういう仕事ができるのかどうか、それももっとぜひ考えていただきたいと思っています。

それと今の最低制限価格、ちょっとあちこちから耳にして、これもまた最低制限価格がどういう感じで設定しているのか、お答えできますか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 ではお答えになるかどうか分かりませんが、基本的に最低制限価

格というのはマル秘事項です。私どもは70から90という提示はしています。その範囲内でやっている。そのことについては、工事にはいろいろな種類がございます。直接、直工の部分でも二次製品の多い工事であれば、現場工事が多い工事もあります。そういうのを勘案して、その枠内で設定をさせていただいているということで理解をお願いしたいと思います。要するにそれが算定式はこうですよということで、全部出せばそれは最低制限額の秘密事項にならないわけですので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 入札にかかわる課長には差し上げましたが、村長、副村長、総務課への資料で。この石垣市の入札の件数ですが、この入札制度にかかわる方式があるんですけども、村内7割は指名していますけれども、実際、五、六回指名されても落札することはできない。何千万円から落札するのは意外と10万円以内の落札金があります。それにもっと近いのは本当に一、二万円とか、何千円とか、そういう価格でありますので、皆さんが不信に思っているところもあります。どこから要するに数字を拾ってきたのかという話も聞きます。それで私はちょっといろいろと調べてみましたら、石垣市にそういう変動式がありまして、これが資料で皆さんに配っているものでありますけれども、適正な入札執行を確保するための計数設定と。入札において、透明性や公正性・公平性の向上を図るためということで、設定してあります。名護もそういう感じで、名護はこれを簡素化して、石垣市は21ですけども、実際、パーセントが3つ設定されて、それを業者にどのパーセントを最低制限価格に、設定するものもあります。そこに不信を感じるということは実際に談合とかいろいろありました。談合は我々の関知するところではなくて、業者の関わりですね。



この最低制限価格、入札価格なりは先ほど副村長から答弁がありましたとおり、これが本当に100%に近いぐらいに数字が当てられていることがどうなるのかということ。何千万円から数百万円しか変わらないということで、そこが癒着なり、その疑いがかかりますので、ぜひこの方式を取り入れていけないものなのか、どうですかね。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変失礼な話だと思います。この数字がまるで不正があるようなそういう質問というのはいかななものかと思えますけれども、それは思うのは勝手でありませけれども、議会の中でそういう質問は適切ではないというのをまず一言お話をさせていただきます。それを頭において、今の議員からの提案でありますけれども、そういうことになりましたと、低価格の入札も多くなってまいりますけれども、これが本当にみんなが望んでいることであれば、私は私の考えでそれを実行しても構いませんけれども、そうすると恐らく直工の金額に近いような形ももしかしたら抽選でそこに当てはまってしまうというそういう恐れもあるというのもそれは認識をしてしっかり調査をしていただきたいと思っております。私の考えでは私どもがやっている最低制限価格のパーセントというのは、だれが計算しても大体そこら辺にいくというもので、高額にやっているつもりであります。以前、新垣健二議員の御質問にも答弁をさせていただきましたけれども、なるべく業者の皆さんが今の低くなった公共単価で赤字が出ないようにするためなるべく90%の近い設定でするようにということで、これを統一しているのであるわけですから、当然そこに計算をすれば統計を取れば当然そこにいくのは当たり前であります。それは何ら不思議ではないと自分では思っておりますので、そういういかにも不適切な発言はぜひ議

員も考えていただきたいと思えます。以上でございます。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 言葉が過ぎました。申しわけありません。私はそういう感覚で言ったつもりではありません、すみません。もっと透明性・公平性をつくるためにこういったのはどうかということですね。ぜひその面も検討していただきたいと。

次に、公共工事の設計と施工の段階は、国交省でも指導しているんですよ。資料を皆さんに配付していないんですけども、国交省でも逆に品質管理の面において、設計図を正しく意図しないといけないということを書かれて、監理等を全く切り離しなさいという。そこを設計がちゃんとなされていれば、施工もそのようにできると。設計と監理が実際、一体となったときには業者に負担がかかってくるのもあります。それと設計が建築に係わらず、この土木も設計がずさんになる場合もあると思えます。設計ではなくて、この監理システムが入ればもっと違う品質のよい工事ができるのではないかと考えております。それと今、都市建設課なり、上下水道課なり、やはり職員も足りないという話をよく聞きます。ちゃんと監理者みたいな感じを囑託でもよろしいですので、囑託でも置いてそういったものをもっといい方向に進められないか、その点について、どなたか。

議長 比嘉明典 副村長 比嘉正豊。

副村長 比嘉正豊 お答えいたします。

今の御質問については、現場監理の問題を御指摘されているかと思えます。私どもは今、工事施工等につきましては、施工監理をつけるという部分で作業しています。その選定方法だと思えますけれども、メリット、デメリットがどうしても出てきます。要するに全く違う業者を持ってきて、その設計の意図というのをいかに把握して、その施工現場を監理をしていくかと

いう部分と、逆に設計した業者に施工監理を任せる場合は、設計の意図というのがスムーズに行く部分がございます。それは両極端の部分にはなりませんけれども、基本的にはその工事の種類、種類によって、その指名を別の設計と関係ない業者を入れるか、設計と関係ある業者というのは、その工事、工事によって若干違ってくると考えています。ですから、その工事の中身等において、判断をさせていただきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 設計業務はやはり数は少ないです。ぜひこの監理と設計は分離してほしいと思います。これからまた大きい物件が出ますので、その件に関しても工事設計、現設計と監理はやはり莫大な予算だと思えます。そこをぜひ分けていただきたい。

もう一つはちょっと指名のことで教育委員会にお伺いします。教育委員会では南小学校、これからは歴史資料館、実際指名に関わってきますけれども、教育委員会の指名も実際には総務課が行っているんですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

工事の指名に関しては指名審査委員会に依頼を出して行っております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 あと一点だけ、この指名委員会のメンバーだけ、ちょっと教えていただけますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 委員長に副村長、事務局に総務課長、都市建設課長、教育総務課長、上下水道課長、農林水産課長、企画課長となっております。

議長 比嘉明典 金城 章議員。

3番 金城 章議員 今の委員会のメンバーはまた次の質問に対しての参考にさせていただきます

きますので、きょうはこれで一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で3番 金城 章議員の一般質問を終わります。

5分間休憩いたします。

休憩(10時59分)

~~~~~

再開(11時06分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて5番 新垣光栄議員の一般質問を許します。

5番 新垣光栄議員 皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただきます。それではさっそく、本文に入っていきます。

大枠1番、教育行政について、質問をいたします。

中城南小学校が4月から開校いたします。通学バスはどのようになっているかを伺います。また、また、急激な人口増加による教室の確保はできているのか。今回、新設ではありますが、今後人口増が見込まれるということで、今の対応で大丈夫なのかということをお伺いします。

平成25年4月からの開校が決まっている中城南小学校の開校に伴って津覇小学校の児童数が激減いたします。空き教室がふえると思われそうですが、その空き教室の活用をどのように考えているか伺います。中城南小学校の開校によって閉校となる北上原分校の活用をどのように考えているのか、伺います。小学校のノートサイズがB5からA4に移行し、普通教室用の机の天板サイズが大きくなっているが、南小学校の机の天板サイズは新JIS規格に適應しているか、伺います。学校給食における地元食材の使用率は、どのようになっているか、伺います。

中城村の児童生徒の学力の推移は、どのようになっているか。また、中学校における入部率はどのように推移しているか。過去5年間の状

況を簡単でよろしいですので、お願いいたします。村内の3校の児童生徒のいじめ状況はどのようになっているか。そして、先生方の休職状況はどのようになっているか。小学校から中城城跡、歴史の道の案内が多くなっているが、教育委員会でどのような方針変更があったのか、伺います。

次、大枠の2、村行政について。悪臭による苦情に対応するため、公害対策基本法の中で特定悪臭物質の規制基準を定めている。本村では、悪臭による苦情はどのように行っているか。

電源交付金による（促進対策交付金による）久場、泊地区の整備計画はどのようになっているか。促進対策交付金の対象地域の地元とはどこなのか。和宇慶川崩地区での土地利用は、どのようになっているか。最近、いろいろな業者が入ってきて、この用途地域が本当に適正に管理されているのかということをお伺いしたいと思います。今後、農地環境、住環境を守るため、土地利用計画をどのように考えているか。以上です。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 新垣光栄議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番の教育行政につきましては、すべて教育委員会のほうでお答えをさせていただきますが、の通学バスにつきましては、御承知のとおり、本議会でもお話があったと思えますけれども、委託でやっていきたいという方針を出しておりますので、あとは利用者の世帯になるべく負担が多くかからないようなものを教育委員会と一緒に知恵を出し合って運営できればいいと思っております。

あとは大枠2番、村行政についての につきましては住民生活課、 につきましては企業立地観光推進課、 につきましては農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣光栄議員の質問、大枠です。教育行政について。 については教育総務課長より答弁させます。

続きまして、2番、それから6番、7番、8番については教育総務課主幹より詳細についてお答えさせていただきます。

私のほうで8番、小学校からの中城城跡、歴史の道の案内が多くなっているが、教育委員会でどのような方針の変更があったのかという、御質問についてですけれども、教育委員会のほうでは中城の歴史と文化を学ぶプロジェクトということで立ち上げております。この子どもたちが住んでいる中城の地域の歴史と文化を知り、そして誇りに思う。そういう教育、それから特色ある事業を進めていくという考えでプロジェクトを立ち上げております。その第一歩として先生方の地域学習が始まっているということでございます。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の教育行政について。

中城南小学校開校は4月で通学バスはどのようになっているのか。また、急激な人口増加による教室の確保はできているのか。ということですが、まず通学バスについては、現在運行している既存のバスのコースを基本に、これまでどおりの運行で、バスも含めて専門の業者への委託で進めております。次に急激な人口増加による教室の確保に対応するために1階から3階で7クラス分の増築スペースのテラスを設けております。中城南小学校の開校によって閉校となる北上原分校の活用をどのように考えているのか。ということですが、北上原分校については、平成22年3月に社会教育委員会会議から公立図書館が設置されるまでの間、一時的に図書館として利用できないかとの要請があり、

教育委員会としても要望しておりました。今回、護佐丸歴史資料図書館の建設が決まりましたので、今のところ教育施設としての活用は考えておりません。今後、上地区の人口が増加をして、中学校の建設が必要になれば中学校用地として候補のひとつになると思います。次に、中城南小学校では、ノートサイズがB5からA4に移行し、普通教室用機の天板サイズは新JIS規格に対応しているか。ということですが、南小学校の普通教室用機については、旧JIS規格を採用しております。これは予算的に倍近いということもあり、それから既存の小学校も旧JIS規格を使用しております。また、新設校の沖縄市比屋根小学校とか、うるま市の彩橋小学校も旧JIS規格の機を採用しております。それから次に、学校給食における地元食材の使用率はどのようになっているのか。ということですが、本村では、児童生徒に安心、安全な給食を実施するために、地元の新鮮な食材の利用促進を図っています。学校給食における地元食材の使用率は、平成22年度、野菜の使用総量が8万2,189キログラムのうち中城産が973キログラムで使用率1.2%となっています。平成23年度は、野菜使用総量が3万7,159キログラムに対して中城産は1,798キログラムで使用率は4.8%となっており、前年比で3.6%の増となっております。今年度の4月～10月までの使用実績は、総使用量1万8,600キログラムのうち中城産使用量が919キログラムで使用率4.9%となっており前年度を上回っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣光栄議員の大枠1の中城南小学校の開校に伴って津覇小学校の児童数が減少し、空き教室がふえると思うがその空き教室の活用をどのように考えているか、ということに関してですが、学校の教

室の管理・活用については、校長の学校経営に任される部分でございます。例えば少人数による学習のスペースとその他学習活動の場所と有効に活用できるように、学校側と校長と相談しながら推進して進めてまいりたいと思います。

中城村の児童生徒の学力の推移はどのようになっているか。また、中学校における部活動への入部率はどのように推移しているか、ということに関してですが、学力の推移を図るものとして県が行っています到達度調査、それから全国的な文科省が行います全国学力調査を指標にいたしております。県のほうは3年生と5年生、文科省のほうは6年生と中学校3年生が対象になります。県の到達度に関してですが、小学校におきましては、本年度県平均と比較しまして、3年生で1ポイント、5年生で3.9ポイント上回っています。平成19年度から23年度まで常に県の平均を上回る推移を保って安定している様子が伺われます。中学校においては、県平均と比較しまして、プラス3.5ポイントというふうな成績がございます。波がありまして、21年度県平均より下回りましたが、回復して、現在、県平均を上回るような状況になっております。

2番目の全国学力・学習状況調査の全国的な比較になりますが、こちらのほうは小学校においては6年生で全国と比べてマイナス1.6ポイント、県と比較しますとプラスの3.8、県より上回ってはいますが、全国にあとわずかという部分がございます。5カ年間見てみますと、ほぼ全国平均に近い数値で推移しております。中学校におきましては、沖縄県自体がだいぶ差がございますが、まだまだ差がある状況ではあります。ただ、本年度県平均は上回っております。ただ、まだ全国と比べてマイナス5.7ポイントというところがございます。先ほど言った県平均を上回ったというのはプラスの4.4、県平均は上回ってきていると。右肩上がりです。今推移している状況でございます。部活動への入部状況

ですが、21年度からのデータがございます。21年度66.2%、22年度68.7%、23年度70.1%、24年度は70.9%と増加の傾向でございます。続きまして、村内小中学校の児童生徒のいじめの状況はどうなっているか。また、先生方の休職の状況はどのようになっているか。ということですが、いじめを含む問題行動等については毎月学校から報告を求めています。本年度4月～10月までに小学校0件、中学校が3件の報告がございます。報告があった件については学校側から聞き取り、事実の確認しております。現在のところ解消しているということです。事後も継続して見守ると同時に指導助言をしていております。村内の教職員の休職状況ですが、病休1名、産休1名、育児休暇が1名、計3名となっております。続きまして、小学校からの中城城跡、歴史の道の案内が多くなっているが教育委員会でのどのような方針の変更があったのか。教育長のほうからもございましたが、方針としては従来から地域の歴史文化を教えていきましょうという方針は持っておりました。それにつけ加えるといいますか、方針の重点化を今年いたしまして、そのわけは村の四次総合計画の中の「村づくりの基本理念」、「自然・歴史文化を受け継ぐ村づくり」というのが、提示されております。それを受けながら、従来の方針を踏襲し、幼児・児童生徒一人一人に自然や地域を愛し、大切に作る心を育む。それから世界遺産に登録されている「琉球王国のグスク及び関連遺産群」をはじめ、先人の残した優れた歴史・文化を理解させ、それらに誇りを抱き、自分の住んでいる地域の発展に尽くしたり、グローバルな視点で全国・世界で活躍する人材の育成に努めるというふうな考えのもと、先ほど教育長が説明いたしました「護佐丸」、「中城城跡を通して、中城の歴史と文化を学ぶプロジェクト」というのを今年から立ち上げております。こちらのほうは26年度に教育課程特例校という

ことで、それに目指して、幼・小・中の教育課程の中でしっかりと教えていきたいという願いでスタートしております。その旨を受けて各学校で今できるところから始めましょうということで取り組んでいただいております。以上です。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 新垣光栄議員の大梓2、村行政について。

について答弁をさせていただきます。議員から御指摘の公害対策基本法は平成5年11月19日に廃止されまして、現在は環境基本法に改められております。環境基本法は目的などを表すもので、そのうちの悪臭防止法に基づいて沖縄県では規制地域を設け、あるいは罰則を設けております。その中で中城村の規制地域は南上原の区画整理地内と泊の509番地に今の沖縄電力、沖縄火力発電所の2つの地域となります。規制地域からの苦情は「野焼き」などがほとんどでございまして、特定悪臭物質などを取扱う事業所周辺からの苦情はございません。ただ、規制区域外からの苦情がございまして、その対応についても、通報を受けたときに現場で状況確認と発生元の責任者に改善していただくようお願いしているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣光栄議員の御質問にお答えいたします。

2 村行政について。電源交付金促進対策分による久場、泊地区の整備計画はどのようになっているか。電源交付金の対象地域の地元はどこかという御質問ですが、促進対策交付金の久場・泊地区における事業においては、久場、南上原湾岸連絡炉整備事業であります。実施計画が平成24年度から平成26年度までの現計画であります。現在、都市建設課において同事業の同意作業中であります。また、電源交付金の

対象地域はどこかの御質問ですが、電源立地地域対策交付金は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」、「発電用施設周辺整備法」に基づいた交付金等の制度であります。その中で交付金の対象者は対象電源、沖縄は特別に火力発電施設が該当しておりますが、その発電施設が設置されている地点をその区域に含む都道府県又は市町村と位置づけられておりますが、村での地元の位置づけについては、久場泊と認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは新垣光栄議員の大梓2の村行政についての についてお答えをいたします。

和宇慶川崩地区での土地利用は、どのようになっているのか。また、今後住環境を守るために土地利用をどのように考えているかについてお答えいたします。川崩地区の土地改良地区を中心に述べたいと思います。和宇慶川崩地区は、宇和宇慶松尾原の一部と宇和宇慶川崩地区の一部である地区面積4.2ヘクタールを農村総合整備事業により土地改良事業、いわゆる圃場整備により平成9年度に着手し、平成12年度に工事を完了した地区であります。面積3.3ヘクタールある畑は農振農用地区域内の農地としての土地利用区分となっております。また、その他の未整備部分についても、土地利用区分としては、農振農用地となっている区域の部分もあります。今後、圃場整備された区域については、農業振興の面からいたしますと、土地改良地区内の農地は農業公共投資対象農地であることから、今後の土地利用についても農振農用地区域として、確保をし、優良農地として有効利用を図っていくことが必要であると考えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 それでは一つずつ順を

追って再質問をさせていただきます。

まず大梓の1の で、今回、通学バスの運行を委託するという事なんでしょうけれども、現行バスの運行をどのように今考えているか、お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

現行のバスについては、今年いっぱいの運行ということになります。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 運行はわかっているんですが、今使っているバスをどのような話し合いのもとで、停止にさせるのか、今年度で終わりますよという協議とか、打ち合わせは事前に行われたのかどうか。そして相手側方もそれを承知しているのか。今回、一括交付金で急に委託ということになっていきますので、その辺のちゃんとした、きめ細かな対応を教育委員会としてやったのかどうか。すぐ来年度から中止ですよ。委託するという事では長年やってきた方に対して失礼でもあるし、その上また、心の準備もあると思いますので、どのように教育委員会としては対策をしたか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 既存のバスの事業者と今後どうしたいのか、どういう希望があるのかということはその辺の話し合いは行っております。本人としては、現在の状況であれば今年度中でもう辞めたいという希望を出しております。前の段階では村で運営するという事だったので、もしそうであればその運転手として採用してほしいという希望もありました。今回、委託するのであれば、その事業者としては本人の条件と会社の条件が合えば、委託する側の会社のほうに採用できないかという話もありました。それに関しては、本人のそういう希望であればこちらとしてもそれなりに誠意を尽くして、相手の会社側と相談をして実現できるように

やっていきたいと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 このような急激に変更した場合とか、方針が変わった場合は対象者の方々と今後、バスだけではないと思いますので、そういうのを事前に相談をして、対策をしていただきたいと思います。ぜひ、この対策で職を失うわけですから、その辺も含めて対応をやっていただきたい。また、今後いろいろな面でそういうのが出てくるとは思います、期限がなくなってから交渉に行くと思わしく出てこないと思います。バスだけではなくて、いろいろな面でそうだと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

次、今急激に人口が増加しているんですが南上原地域はこのままでいくと、全住宅用地が建った場合、教育委員会としては児童数の数を最大でどれぐらい見ているのかをお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

教育委員会でも12月5日今現在で住居をもとに平成29年度まで試算をしております。平成25年4月1日で13教室、それから26年で14教室、27年で15教室、28年で16教室、29年で17教室、毎年1クラスずつふえる計算になっております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 試算では1クラスずつという感じで、今計算していると思うのですが、私は一気に2クラス、3クラスふえてくると思います。そうした場合は、今、平成29年までは大丈夫だろうという教育委員会の方針はあると思うんですが、急激にふえた場合、また津霸小学校に子供たちを戻すのか。また登又、北上原の生徒を中城小学校に戻すのか、それともプレハブの対応になるのか、どのように教育委員会で考えているか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 先ほど7クラス分のスペースを確保していると話したんですが、それとは別に既存の南上原分校、そこに2クラス、今現在確保してありますので、実質的には9クラス分の確保ができております。それで急激な対応でふえたとしても、1クラス毎年ふえてはいるんですが、2クラスふえた場合でも対応できるように考えております。これから急激に人口がふえるという可能性が万が一あればその年で1クラス増築するのか、2クラス増築するのか、前の年で検討して、さっき言われたように当初に戻すことがないように十分対応できるように対応したいと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 このようにすばらしい地域ですので、可能性があると思いますので、この辺、しっかり今から議論していただきたいと思います。

そして次に、小学校の開校に伴って津霸小学校が本当に過疎地域で、分校になってしまっている状況です。その空き教室を今どのように使うかということを経理先生に任せているということなんですけれども、ぜひこの空き教室を使って、提案なんです、今一括交付金で放課後児童クラブ支援事業というのが沖縄県にあります。一括交付金を使って、これは3,000万円になって村の持ち分は1割、全部県が持ってくれる予算です。これを使って放課後の児童クラブを今、学童に通っている。1万8,000円とか1万5,000円近くを払って、それをこの事業は5,000円程度で学童に通わすことのできない子供たちを空き教室を使って、公民館でもいいんですが、民間ではできないんですね。5年以降に公共的施設に移行できるということが条件についていて、本来は公民館とか、そういうのが適当ではないかと思っているんですが、津霸小学校の場合には空き教室を使って、そういう対策をぜひ考えていただきたい。今、これが使わ

れているのが天久小学校と南風原の翔南小学校が実際にやっていると思いますので、そうすると学童に行かせる家庭は、そのまま学童に行かしていただいても結構だと思うんですけども、やはり学童にも行かせないという家庭がありますので、そのような子供たちをそういう法的施設で5,000円程度の費用で学童、子供たちの学童クラブにできればいいことだと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思いますけれども、そのような話し合いをぜひ教育委員会でやっていただきたいと思います。

次に、南小学校開校に伴って閉校となる北上原分校の活用ということで、今予備として2クラスぐらいは今あるということですが、この閉校となった学校も、ぜひ教育の現場ですので、教育の施設として使っていただきたい。例えば、津覇小学校は学童クラブを提案したんですけども、中学校で塾に通えない学力アップで無料のNPO等で無料の塾を開いているところもありますので、学校の分校を使った塾をここでやるとか、交流センターをつくるとか、学習センターをつくるかというのは、県のメニューにあると思いますので、ぜひ、子供たちのために使っていただきたいと思っています。その2つの件に関して、教育長の所見を伺いたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

放課後の子供クラブということで、5,000円の予算でできるという話でしたけれども、やはり北上原分校ですが、教育施設として使っていきたいというふうな考えはあります。きょうは議員から御提案いただいた子供クラブあるいはまた中学校の無料の塾とか、その辺を検討して、できればいいと考えております。また、学校のほうとも教育関係の方々とも詰めていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光荣議員。

5番 新垣光荣議員 ぜひ進めていただきたいと思います。そこで生きてくるのが、また地域支援本部事業とか、この地域の方々の協力を得ながら、この地域支援事業で人材を集めて、ボランティアを集めて、ここで活躍してもらうということをするれば、運営資金等もかなり軽減できると思いますので、よろしくをお願いします。

次に 小学校のノートサイズがB5からA4に変わったということで、今回は南小学校で、旧サイズでやられていると。今、テレビのランドセルの広告を見ても、かなり大きくなっていますね。これをわざわざ新しい学校にわざわざ旧の机を入れた意図は、わからなかったのか、予算的なものなのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

まず予算的な面が2倍近くするという中で、少ない予算の中で備品を調達するという中で、実際、予算的に圧縮する必要がありまして、その中で机に関しても、実際問題として、ではA4サイズに変わったということで、対応が無理なのかとか、そういうのを調べてみたんですが、今現在、各学校でも旧サイズを使って、A4サイズのフォルダとか、ファイルを下のほうに入れて、十分なサイズがあります。新JISタイプと旧JISタイプの違いは奥行きが5センチ伸びるということだけですので、ノートパソコンとか、そういうのを使うのであれば、当然伸びたほうが使いやすいのではないかなと思うのですが、パソコンに関してはパソコン教室でやりますので、それも特に問題はないということで、旧JISタイプでも十分、今対応できていますので、それで十分いけるということで旧JISタイプを採用しております。

議長 比嘉明典 新垣光荣議員。

5番 新垣光荣議員 私はこの辺の考え方があまり納得がいかないのですが、せっかく子供の教科書がA4サイズになって、5センチとい

うんですけれども、今は大きくなっているもの
ですから、教科書とノートが重なってしまう。
そうすると5センチ、5センチが重なれば10セ
ンチ重なってしまうんですよね。これを広げる
ような机のサイズになったのが、ちゃんと広げ
て使えるようになったのが、新しいサイズの机
です。それをわざわざちょっとした予算の違い
で本当に幾ら違ったのか、それでは幾らの違い
で、この旧サイズの机にしたのか、答弁をお願
いします。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

まず旧JISタイプが単価で1万600円、新
JISタイプが2万500円ということで、360を
予定しておりましたので、その差額が350万円
ぐらいの差が出ていました。実際は管理備品を
最初に見積もりを出した時点で1億を超してい
まして、それを5,000万円から6,000万円ぐら
いに圧縮するという作業の中で、そうなっており
ます。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 この360万円というの
は、学校建築において入札残でもすぐ浮いてく
るお金です。これを踏まえるところというところ
をけちっていただきたくない。もっとほかに
削れるところは削れるのではないか。せっかく
今から前回の一般質問でも、この新しい津覇小
学校も中城小学校も新しい机に替えていくので
あれば新サイズのリュウキュウマツでつくった
沖縄らしいということで、机を提案できないか
という質問をしたんですけれども、本当に新し
い学校であれば、沖縄らしいリュウキュウマツ
でつくった新しい新サイズの机を入れたらもっ
とよかったのではないかと思います。それも一
括交付金で使えますので、そういうふうな提案
をなぜできなかったのか。そして、今うるま市
のほうでも旧サイズを使っているというんです
けれども、うるま市も各学校で毎年20個ぐらい

ずつ新しいサイズにどんどん替えていっていま
す、予算がないということで。頑張っただけで
子供のITとかはいいんですけれども、ITとか
よりもまず先に机を整備していくのが先ではな
いか。これはもう発注してしまって、変更はで
きないのでしょうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 もう発注をかけて
製造も始まっていますので、変更はできません。
今回、1億という予算の中で、これは補助対象
ではなくて、単費ということでしたので、その
ようになっております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひもう一度、変更で
きれば変更していただきたいと思っています。

次に、5番に入ります。先ほどの答弁だと平
成22年に村の農産物の使用率が1.2から改善さ
れていて、今年が4.9%とって改善されてい
るんですけれども、本村の野菜というのはどの
ようにしてわかるんですか。納品業者が本村の
野菜といえば本村の野菜になると思いますし、
どういうふうな検品の確認の仕方をやっている
のか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。
業者が仕入れている野菜が中城村なのか、ど
うなのかということでは率では出しておりませ
ん。実際、地元の農家から仕入れた分に対して
の率ということで、もしかすると先ほど議員か
ら言われたように、那覇の卸売市場から仕入れ
た物の中にも中城村の物が混じっている可能性
も絶対あるはずですので、その辺の確認はして
おりません。あくまでも地元業者から仕入れた
業者とか、地元の農家の方から仕入れた分につ
いての率です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 農家から仕入れれば
ちゃんとした中城産の野菜が使われている確認

もしやすいし、統計も出しやすいと思います、朝市ということで毎月第4日曜日を朝市の日と位置づけて、9時から午前中で毎月開催していこうという、今グループができております。アタイグーですので、そんなに数はないと思うんですけれども、この農産物を自分のところで、自分の食べるもので、本当に安全・安心な野菜が全開催して、いい野菜がいっぱいできていますので、その場に給食センターの職員が受注を取りに来たら、一気に使用率が高くなると思うんですけれども、それは可能なのかどうか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

実際、朝市も何回か行われていますが、そのたびに給食センターの所長とか、県の栄養士とも一緒になって、その情報収集に回っております。前回の吉の浦の駐車で行われた朝市にもそれを見に行き、農家がどういう野菜を出しているのかとか、そういう情報収集は行っております。それをもとに交渉は可能だと思います。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 今、交渉は可能だと言っていたので、この可能だということ、ぜひやっていただきたい。それは北中城村の給食センターと中城の給食センターの違いは、向こうは各生産者のところに行き受注をしているわけですよね。人的問題なのか、わからないんですけれども、農地面積としては中城のほうが、まだ何倍も北中よりも大きいと思いますし、この種類、生産量も中城のほうが上だと思うんですけれども、北中城村の給食センターのほうが地元の野菜を使っていると。これは各生産者に個別に行き、野菜を買い付けに行っているということを知っていますので、ぜひ中城のほうでも給食センターがみずから生産者に対応をしていただきたい。そうすると大変な作業になりますので、これを軽減するためにも朝市で受注を取ると、では来月、シブイを50キロ

だったら50キロ、一人で揃えることができなかったら、3名、4名に声掛けをして、何時何時に納品してくださいという約束を取りつければ、そのように納品してもらえenと思いますので、ぜひやっていただきたいと思っているんですけれども、教育長その辺の方針はどのように考えておりますか。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

朝市に出かけて、そして受注を取るというふうな方法もできないことではないと思うんですけれども、給食センターのほうではやはり人員の確保という点でも、課題があります。それから給食センターは1カ月、1カ月で献立表をつくっております。それに基づいて受注を掛けているんですよ。ですからすぐその場に行き、その野菜をとというわけにはいかないと思うんですけれども、先ほどのシブイが出ましたけれども、その保存できるものであれば、また可能かと思ひます。できるだけ給食センターのほうでも、また運営委員会のほうでも地元を優先して、地元で安全で安心な食材を活用していこうという方針でおりますので、きょうの御提言ありがとうございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 私は教育長がすぐはいと言うのかと思ったんですけれども、業者に気を遣っているのかもしれないですね。業者の選定はどのように行っているか。何業者が給食センターに入っているか、お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

村内業者で14です。村外で30の業者が入っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 私は勘違いして、1社、2社の業者で納品しているのかと思っていたん

ですけれども、こんなにいるんでしたら後で納品業者の表をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。そして、この検品のチェックですが、質が悪いとか、質が悪くても、この給食センターというのは時間との戦いですので、我慢して使っていたりすると思うんですよ。ああ、ちょっとおかしいと思っても、使っていたりすると思いますので、その辺のチェック体制はどのようになっているか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。
教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

給食センターとしては、その日に使う分はその日の朝に仕入れて新鮮なものを使うという方針でやっております。先ほどの御質問の中で、その中に品質の悪いものとか、使えないものとかあれば、それは返品をしております。それに変わるものとして、急きょ献立を立て直してやっております。それから先ほど村内業者14と言ったんですが、その中で個人の農家の方も含まれています。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこの検品のデータを残していただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。やはり子供たちの食材ですので、残していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、6番ですが、学力の推移が県平均になってきたということはとてもいいことで、本当に皆さんの頑張りで学力が向上していることをうれしく思っています。しかし、まだ全国平均よりもまだいかないということで、ぜひ中城村は中学校が1校しかないです。小学校は本当に2校しかないの、学力を一気に上げようと思ったら可能な地域だと思います。まずは目標を設定して沖縄一の学力にしようという、その3校を上げるのは割と小規模だったら方針とか、そういう手を打てば、3校であれば一気に効果が表れる地域だと思いますので、ぜひそういう

目標を持って上げていただきたいと思います。それは先生方の頑張り、やはり野球もそうですよね。スポーツもそうです。監督次第で優勝できるチームもありますし、その監督が悪ければなかなか優勝できないということですので、ぜひ目標を持って、どこの全国目標よりもどのぐらいの位置にしたいということで、順位はあまり気にしませんので、このどの位置までに持っていきたいということ、ぜひ数字にしていいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

そして7番目、今いじめの問題でお伺いをしたんですけれども、中学校で3件、小学校でゼロということですが、耳に入ってくる情報ではかなりの事件・事故が起きているということなんですけれども、その辺の状況は把握しておりますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 情報の共有ということで、生徒指導教育相談の定期的な集まり、それから事件・事故等があった場合には、学校長、教頭等の連絡等をこまめにやっておりますので、そういう情報は学校側とは共有してわかっております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 具体的にどういうことが起きているのか、もし言える範囲でよろしいですけれども、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 では公になっている部分でお答えいたします。

実は新聞に西原町で車を窃盗しまして、それで逮捕をされた中学生がおります。現在、そういう状況を警察で取り調べを行われているということになっています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 私たちもほとんど村民はわからないと思います。情報を公開することによって、隠してしまうといくら先生方、教育委員会が頑張っても情報を隠すと対策が打てないと思います。子供たちはもう学校現場から対応するのではなくて、この情報を公開して集団的に地域で対応をしないといつまで経ってもこういう情報の共有ができなかったら対策が打てないと思います。そこでいろいろなやはり情報というのは公開して、その対策を今からいじめの問題とかそういう事件・事故、非行の問題というのは、もう学校現場ではなくて、地域で対応する。組織的対応でないと対応できないと思いますので、そのほうが自分たちで解決するのではなくて、組織的対応のほうに教育委員会も変えていただきたい。そうすると協力してくれる方々がいっぱい集まってくると思います。やはりもう学校現場だけの対応ではなくて、情報を公開して、情報の共有して地域的な対応、組織的な対応でそういう事件・事故を防いでいかなければならぬ。いじめの問題も防いでいかなければならぬと考えておりますけれども、教育長の所見を伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

この中学校の事件については、ただいま主幹からございましたけれども、まだ新聞報道以外の情報はまだ把握しておりません。また警察のほうに伺っても、その辺の情報は得ておりません。議員がおっしゃっているやはり今の時代は学校のみで、あるいは教育委員会との連携のみではないというふうなお話ですけれども、そのように考えております。地域でそれから組織的な対応ということですが、学校のほうでは生徒指導連絡会、家庭支援会議ということで地域の方々も含めて、それから保護司の方も含めて家庭支援会議を持っております。その中の情報の共有もしております。そしてまた個

別の子供たちになりますと、ケース会議と申しまして、そのケース会議の中では本当に名前を公表して、どのような対策が考えられるかということによってやっております。ただ、やはりこのような大きな問題行動が出た場合。それからまた今後、またいじめの対応についても幅広くできるだけ情報を共有しながらやっていかなければならないと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 急にそういう非行に走る子供たちが出てきたのではなくて、やはり小学校からの芽があると思いますので、こういう連携をしっかりとやっていくシステムをつくって、ぜひ対応をしていただきたいと思います。

次に、8番、プロジェクトを立ち上げて、こういう地元の歴史文化を進めていく世界で活躍できる人材をつくるという。まさに私はすばらしいことで、ぜひもっと推進していただきたいと思っております。その中で教育プログラムを変えるということは、本来、私の認識からではできないとしか思っていなかったんですけども、どういう条件が整ってできるようになったのか、伺いたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 教育課程の特例校という申請をしていきます。現在は認められているわけではございません。このプロジェクトをとおして教育課程、文科省で決められた標準時数がありますので、それから何時間をこの歴史文化を学ぶプロジェクトに充てると。そのためには目標があり、系統化されていないと認められませんので、まずはそういうところを整えて県のほうに申請、それから文科省でも承認というふうな形になりますので、今年、来年、そういう研究を積み上げて、26年から実施ができるようにしていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 どうもありがとうございます。大変本当に頑張っていたと思いますので、ぜひ中城の子供たちのために世界に活躍できる子供たちのためにも、この事業がぜひ実を結んでいただきたい。そうすると今村長が進めている歴史資料図書館の活用も含めて、一つの体系ができてくるとと思いますので、また自分の地域に誇りを持った子供たちが、この中城から育っていけば、中城のほうもどんどんよくなっていくと思いますので、この部分は今大変と思いますけれども、ぜひ進めたいと思います。あと3分しかないものですから、次は2番に進みたいと思います。

村行政について。今回、公害対策基本法から環境基本法に変わったということで、この悪臭に関しては県から各市町村に権限が移譲されてきて、なかなか県では対策をしてくれないんですけれども、この規制地域だと取り締まれることができるんですけれども、中城の和宇慶のある地域ですが、M修理工場なんですけれども、そこの悪臭がひどくて、対応規制外の地域になっていますので、その辺の対応はやはり規制地内だから対応できる。規制地外だから対応できないというのは法律的にはそうかもしれないんですけれども、同じ住民としてやはり対応してあげないといけないと思いますので、それをどのようなように今進めていくのか、答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えいたします。

議員からの今御指摘の箇所は、恐らく和宇慶地域だと思いますけれども、これは平成18年ごろからそういう改善対策が求められていまして、それに基づいて我々は行政も、そして事業者のほうも努力してある一定の改善はなされていると思っております。その中で今規制区域内と規制区域外の対応についてということですが、規制地域内は罰則があるということが大き

な違いでございます。議員がおっしゃるその地域外もその罰則に当たるかということそうではなくて、それに住民の生活環境が維持できるような対策はその地域内のものを用いてお願いするという方向で進めています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひこの法律の改正によって悪臭に関しては権限が村に移ってきていますので、ぜひこの辺の対策をできるように、この測定器などをぜひ次の予算で確保していただいて、なぜかと言いますとこの1カ所のために購入するのではなくて、これから中城村、この安い土地ということで、いろいろな業者がこの中城に進出してきて、多分あちらこちらでこの悪臭の問題が出てくると思いますので、そういう対策をできる準備を今から始めておかないと同じようなことが今あちらこちらで起こってくると思いますので、その辺を村長、次の予算でこの対策をできるように測定器等の購入を考えたほうがいいのかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変申しわけないんですが、今突飛に出てきたものですから、金額もわかりませんし、法律の内容もわからないし、申しわけありません。勉強不足でどの程度までの権限移譲なのかも含めて、今後検討するとはしか言えませんが、御勘弁をお願いいたします。

議長 比嘉明典 新垣光栄議員。

5番 新垣光栄議員 ぜひ対応できるように、1カ所の問題ではないと思いますので、やっていただきたいと思います。そして、今改善されてきているということなんですけれども、最後にこれは悪臭に関する改善ではなくて、あれは騒音に関する改善なんです。塀をつくったり、建屋に入れたりというのは、これは騒音には聞こえませんが、これは悪臭にはきかないで

すので、これを勘違いして悪臭に対する対策と
考えないで担当課はいただきたい。そしてなぜ
双方向的な対策がないというのであれば、建築確
認のときに農地転用開発許可の段階で、近隣に
迷惑をかけたときには自分たちの責任を持って
対応するという項目が多分入っていると思いま
すので、その辺まできれいに建築許可・開発許
可の段階まで追って、この対策ができないのか
どうか、その辺まで調べていただきたいと思い
ますので、これを要望して一般質問を終わります。
どうもありがとうございました。

議長 比嘉明典 以上で5番 新垣光栄議員
の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時17分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて7番 仲座 勇議員の一般質問を許し  
ます。

7番 仲座 勇議員 皆さん、こんにちは。  
7番 仲座 勇です。一般質問をさせていただきます。

選挙について。

選挙用ポスター掲示場の設置等について伺  
います。南上原地区の投票場設置等について  
伺います。南上原地区の人口、範囲等から掲  
示場の箇所数が1カ所では少ないかと思われま  
すが、以前から設置の検討をお願いしていま  
すが、どのようになっているか伺います。

大枠2番、学校送迎バスについて。

事業主体、運行方法等を伺います。送迎  
バスの開始時間と路線・運賃及び時間等を伺  
います。既存のバスと事業者の身分保障等を伺  
います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲座 勇議員の御  
質問にお答えをいたします。

大枠1番の選挙について。 つきまし  
ては総務課のほうで。大枠2番の学校送迎バス  
については教育委員会のほうでお答えをさせ  
ていただきますが、私のほうでは選挙関係で投票  
所の設置等でお尋ねですので、所見といいま  
すか、考えといたしましては、後ほど総務課の  
ほうから答弁をさせていただきますけれども、  
やはり南上原の人口増に伴って、上地区にもう  
ひとつ必要ではないかというのは議会でもお話  
はさせていただいたと思いますので、今後、そ  
の設置に向けて考えていきたいと真剣に思っ  
ております。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 仲座 勇議員の御質問  
にお答えいたします。

1番の選挙について。 選挙用ポスター掲  
示場の設置等についてですが、このポスター設  
置の掲示場の数については、公職選挙法に基づ  
いて定められています。その中で選挙に名簿登  
録者数及び投票区の面積、それと人口密度、地  
勢、交通事情を総合的に考慮して定めるとい  
うことになっております。そういうことで、掲  
示場の南第1投票区については人口が7,739人、  
今、掲示場所が8カ所となっております。それ  
はこの基準から沿うと限度となっております。そ  
ういうことで現在の投票区については設置数を  
満たしているということになります。投票場の  
設置については先ほど村長も答弁しております  
が、選挙管理委員会としても南上原地区に1  
投票区の場合を委員会の中では今確認はして  
おります。

の件についてですが、現在の投票区から  
すると設置個数は基準を満たしていること  
ですので、投票区を場設しないことには掲  
示場の数もふえていかないということになり  
ます。南上原地区に投票区を設置した場合に  
名簿登録者数、現在3,622人です。7カ所  
の掲示場の設置が見込まれることになりま  
す。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 仲座 勇議員の大枠2番、学校送迎バスについてですけれども、とも教育総務課長より答弁させていただきます。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲座 勇議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠2番の学校送迎バスについて。

事業主体、運行方法を伺いますということですが、送迎バスについては、現在運行している既存のバスのコースを基本にこれまでどおりの運行で村が事業主体になり、バスも含めて専門の業者へ委託で進めております。次に、送迎バスの開始時期と路線・運賃及び時間等を伺います。ということですが、送迎バスの開始時期は、中城南小学校の開校に合わせて平成25年4月を予定しております。路線については、現在運行しているバスのコースを基本に、これまでどおりの運行で検討中です。運賃についても、これまでどおり有料ですが、午前中の村長の答弁にもありましたように利用者の負担にならないように現在、検討を行っております。時間についてもこれまでどおりの時間を基本に検討を行っております。以上です。

それから次に、既存のバスと事業者の身分保障等を伺います。ということですが、既存のバスは、今年度いっぱいの運行になります。午前中の答弁でもお答えしたんですが、その事業者としても委託するのであれば自分の条件と会社の条件が合えば、その委託される会社のほうで運転手として採用してほしいという話がありましたので、教育委員会としましても、それに添えるように委託会社のほうと交渉していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 再質問をさせていただきます。

選挙ポスターの掲示場の件ですが、以前にも

設置等をお願いしたんですが、これは検討をなさっているか、結果報告を含めて、もう一度答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 掲示場の検討なされたかという御質問ですが、現在の投票区について、掲示場の個数を満たしております。そういうことで投票区を分けない限り、掲示場がふえることというのはありません。そういうことでございます。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 課長、投票場というのは、多分有権者に知らせるためにも設置すると思うんですね。設置するのは有権者に知らせるために設置すると思うんですね。これがたとえば上地区にしても、投票所は違いますけれども、北上原に2カ所、新垣に2カ所、登又に2カ所、南上原1カ所、人口の単位から考えてちょっと検討してるか不思議でならないんですよ。県営団地はないわけですよ。またちょうどこの選挙用ポスターの掲示場ということでもらってきたんですが、これについても数年前から同じものを使われている。例えばですけども、久場の掲示場ですか、中古車屋の看板が上がっているんですけども、数年前からなくなっているんですよ。課長が選管に投げたかもしれませんけれども、そういう確認も必要だと私は思っています。南上原も場所を移動していますよね。設置場所も含めて。設置場所が移動しているわけですよ。南上原も。そういうのも含めて、やはり確認を私はすべきだと思うんですよ。こういうのも含めて確認をしていないのではないかという気分になりますし、やはり選管に投げたのかもしませんが、一緒になって現場を見ながら、ぜひ改められるところは改めて。やはり南上原に1カ所というのはちょっと不自然だと思いますよ。もう一度お願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問ですが、第1投票区8カ所ありますが、この8カ所の場所の各地区の問題だと考えておりますが、これまでの設置場所、各自治会、登又、新垣、北上原、南上原というそれと県営団地という、この5カ所の自治会の部分がございます。そういうことで、面積的にもそれぞれ違うところもございますので、近年、南上原地区については人口増、多くなりまして、今の人口からすると確かに少ないと思います。そういう中でこれまで掲示していた場所等の勘案もありまして、今までどおりの配分になっていると考えますが、次年度、この投票区の見直し、1増という考え方で選管のほうを考えておりますので、それに基づいて今後の設置場所も変わってきますし、丸投げではないかということもございますが、これも選挙管理委員会の審議に基づいて決められていることと告示をしてやっているということですので、その辺を含めて答弁していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 この6月の県議選の行政区別投票率集計表があるんですが、南上原が37.13、県営団地が31.46、ワースト1位。そのところがやはりいくらかの影響はあるのではないかと危惧しています。やはりその場所は8カ所とか建っていますけれども、これ以上はできないわけですか。多分、それ以下はできないはずけれども、それ以上はできると思うんですけれども、そこはどうですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 現在の基準からすると人口では基準は上回っています。それと面積等の勘案があります。面積でこれ以上のふやすということが無理だということです。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 やはり繰り返しになりますが、確認のつもりで現場のほうにぜひ足を

運んでいただきたい。こういう掲示場の使用の中でも多分確認なさっていないですね。場所等は。掲示場の設置場所なんかは確認なさっていますか、課長。さっきも話しましたが、久場の場所なんかはもう数年前にこの中古車屋はなくなっているのに何回も行かないと結構手間取るところですよ。まして地元の人でないとかわかりにくいところもありますし、そこでもこれからも含めて再確認してください。お願いします。この件はよろしいですが、投票所の設置について、ちょっとお伺いします。前回、質問したときに3,000人をめどに設置したいという答弁をいただきましたが、もう3,361人。この選挙からは私はできるものだと特定していたわけですが、そここのところをもう一度お願いします。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 前回の選挙でもできたのではないかという御質問ですが、自分が答えていいのかちょっと疑問にも感じるんですが、選管のこれまでの選挙管理委員会の話を聞くと投票所が問題になっていて、これまでの予定というか、選挙投票区をふやすという考え方に基づいていたと思います。そういうことで南小学校が開校をめどに投票区をふやしていきたいというふうな考え方があったらどう考えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 次からは何とかできそうですので、期待しております。昨今の選挙で村内を回らしてもらったんですが、ポスターのぼりがめちゃくちゃ氾濫しています。この対策は考えていますか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 お答えします。

違反ポスターがあれば、いろいろ選管への電話での通報とか、そういうのはございます。その場合には発行元、それから政党に加盟していたらその政党の事務所とか、そういうことで



その辺の指導はしております。あとは完全な選挙違反でございます。違反であれば警察のほうが取締りをしていくと考えます。以上です。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 選管にゆだねるところは大きいと思いますが、できましたら課長も一緒にぜひ回っていただいて、御指導のほどもよろしくをお願いします。

それでは送迎バスについて伺います。この前、私は事業者といろいろと話し合いをしたんですが、若干、課長がおっしゃった説明と違うところがありますので、もう一度もう少し詳しく説明いただきましたらと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それではお答えします。

まずこれは昨年の話なんです、その時点では村で運営するという昨年の話の段階ではまだ村でバスを2台購入して運営するという話になっていましたので、もしそうなった場合には、村のほうで採用できないですかという話がありました。それから後は夏休みごろと10月ごろ、その中では委託になった場合には、自分の条件とその会社の条件が合えば、委託先のほうで運転手として採用してほしいという話がありました。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 1番、2番は大体説明で十分わかっています。私が一番聞きたいのはこのほうですが、本人はあと数年やりたいと希望はしているんですよ。皆さんの方針が違ったからもういりませんではもう15年目だそうです。ある程度、ぎりぎりの事業の経営をやっていますね。その方針でもう要りませんではちょっと大変だという気持ちを持っていますけれども、そういうことのお考えはないですか。つまり身分保障ですよ。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

当初の予定でバスを2台購入して、村のバスを使用して運行するという時点では村のほうで運転手として採用してということで考えておりました。ただ、それが今委託と変わりましたので、村のほうで運転手として採用は厳しいですので、その委託先の会社のほうで長年の経験とか、そういうのを生かして採用できるのであれば、それに向けて努力はしたいと思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 皆さんのほうでは事業者へ委託するとある程度の就職活動はやっていただけるということですよ。ちょっと金の話ですけども、15年になりますよね。役場の関係者が1回も乗車したことがない。ぜひ現場も見てほしかったと嘆いていましたよ。私はたびたびは乗らしてもらっていますけれども、やはりバスの運行も含めて、安全も含めて、まず一番問題になっているのは大体1周1時間ぐらいかかるんですね。1番バスは話だけで6時半に中小を出ているそうですけれども、2番バスはよく会います。南上原の分校のところまで7時18分、それから津覇小まで行って、中小学校を行くと大体8時5分、若干のずれはあります。1時間かかっていますが、今までの経営を含めて大変厳しい。補助金なしはとてでもないけどやれないという状況ですね。話を聞くと希望は幾らぐらいほしいのと聞いたら、手取りで18万円ぐらいもらえば十分ですよという話も出てきました。今の御時世であれだけの仕事の責任を持って18万円という額はいかななものかと私は思っています。それを皆さんの政策の方針でもう必要ないですよと言われてはとんでもないと思います。ですから親身になって、後の仕事のほうもぜひ面倒を見ていただきたい。村長、やはりそれなりの気持ちを出してもいいじゃないかと思うんですよ、15年間。彼は平成20年まで30年余り少年野球も指導してきているんですよ。

ね。それはバスの影響があったと思います。しかし、前の宮平の比嘉さんたちのところもそうですけれども、当局の方々の管理者が一度も試乗してくれなかったというのは本当にくやしいと思っています私も。これからでも遅くはないです。現状を見るためにぜひ御乗車なさっていただいて、現状とか運転の安全性も含めて確認をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 議員おっしゃるように教育委員会としても長年の苦勞に報いるように就職に関してもそれなりの誠意を示してやっていきたいと思っています。

議長 比嘉明典 仲座 勇議員。

7番 仲座 勇議員 これにて質問を終わらせていただきたいと思っています。

議長 比嘉明典 以上で7番 仲座 勇議員の一般質問を終わります。

続いて14番 宮城重夫議員の一般質問を許します。

14番 宮城重夫議員 皆さん、こんにちは。久しぶりの一般質問で、非常に簡単な問題を取り上げてありますので、すぐ解決できるものと確信しております。

1番の床上、床下、あるいは路上の冠水の解消対策についてですけれども、当間地内高江洲屋取地域が台風のたび、大雨と床上・床下の冠水、浸水、また路上の冠水、そしてたびたび地域住民は不安であります。その原因は海側の排水溝に蓋がないため、台風時には海からの大量の海草が排水溝に流れ込み溝内が詰まり、陸側の排水溝が機能せずに冠水状態を引き起こしております。その問題について解決してできないか伺います。

2番目、カーブミラーの維持管理についてですけれども、当間部落内43番地付近に設置されているカーブミラーが台風で倒された状態になっています。修理できないか。地域住民から

知らせがあって、現場確認したら、完全に根っここのほうから折れていたわけです。これで2週間前ですか、そのカーブミラーの見通しが悪い状態があったものですから、接触事故が起きているんですよ。さっそく、自治会長のほうに地域の方々は自治会長に電話をしたけれども、何ら進展がないと。そうこうしているうちに接触事故が起きたものですから、議員としても何とか解決してくれないかという電話がありまして、今回、その問題について取り上げてありますので、当局の善処方よろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 宮城重夫議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1 浸水関係と大枠2のカーブミラーの維持管理につきましては、両方とも都市建設課のほうでお答えをさせていただきますが、両方とも本議会でも御指摘もいただきました村民の安心・安全という意味合いの観点から考えますと、やはり早急に対処しなければいけない問題であるだろうという認識を持っております。そういう意味では、所管課の対応があとで答弁がありますけれども、それもまた早急にやっていただけるものだと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 再質問がないように答弁をしていきたいと思っています。

宮城重夫議員の大枠1の床上、床下冠水の解消対策について答弁いたします。

吉の浦の海岸整備事業、エココースト事業は県が平成9年から15年度で整備完了して現在に至っています。去った台風8月26日～27日の大雨で、議員指摘の吉の浦テニスコート裏側の住宅地で床上・床下の浸水がありました。原因としては、ボックスカルバートの排水の水門が、壊れ、そこに海藻や砂が溜まり、排水の機能が失われたために都市建設課で、数回に渡りボッ

クスの中の海藻を取り除いて、機能の回復に努めましたが、抜本的解決にはならないことから、同事業で整備した排水路は村の管理となっていますので、早急に水門の復旧を図りたいと思います。

それから大枠2 カーブミラーの維持管理。当間部落内43番地付近に設置されたカーブミラーが台風で倒れた状態になっていますが、補修できないかについて、答弁します。

カーブミラーについては、既に業者に設置依頼を行っていますので、近々に設置管理します。以上です。

議長 比嘉明典 宮城重夫議員。

14番 宮城重夫議員 村長をはじめ、関係課長、本当にありがとうございました。

実は、この問題で再質問ではないけれども、二、三年前からずっとこういう台風のたびに冠水して、地域住民も本員でも中部土木に行ったら、これは村のものだよ。村に行ったらこれは中部土木事務所の管轄だと。そういうふうに非常にたらい回しになって状況がこの間続いてきたと思うんです。これでもう住民の不安も解消しました。本当にありがとうございました。頑張ってください。これで私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で14番 宮城重夫議員の一般質問を終わります。

続いて2番 新垣博正議員の一般質問を許します。

2番 新垣博正議員 本日の最後の質問でありました新垣博正です。それでは質問通告書に従いまして、一般質問を行います。

大枠の1番、ハートライフ病院から発生した騒音について。

深夜、早朝を問わず不定期でハートライフ病院より近隣住宅地へ騒音があり原因究明をする旨を要請し、同院の総務、管理の担当職員と村役場住民生活課担当職員2名立ち会いのもと調査した結果、屋上設置の空調室外機4基のう

ち2号機よりの騒音とほぼ断定され対策を講ずるとの回答があったがその後の経緯を伺います。

大枠2番、原発のない沖縄県と「電源開発促進税」について。

本県には原子力発電所は一基もなく、そして原発の恩恵も全く受けていない。もとより原発を誘致したいとも考えていない。「脱原発」「反原発」の立場である。原発のない沖縄県に「電源開発促進税」が電気料金に上乗せされ徴収されている事実を承知しているか伺います。

同税の多くが国庫金として既存の原発の安全性向上対策費等に使用されていることに矛盾を感じることはないか伺います。同法が成立した1974年から2010年までの37年間、沖縄県民に課税され徴収された電源開発促進税は、合計730億5千万円である。これに対して沖縄県への交付額は1975年から2010年までに81億2千万円にすぎない。同様に中城村民も徴収されている。その事実に対して、当局の所見を伺います。

原発の恩恵を受けていない地方自治体として電源開発促進税の受益者負担の原則を是正すべきと考えるが、同税を課税対象から除外するか、もしくは税率を大幅に軽減すべきと考えるが、当局の所見を伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣博正議員の御質問にお答えをいたします。

まず大枠1番のハートライフ病院からの騒音についてでございますが、これは住民生活課のほうでお答えをさせていただきます。

大枠2番の原発のない沖縄県と「電源開発促進税」についてでございますが、これは企業立地観光推進課のほうでお答えをさせていただきますが、大枠2につきまして、少し私の見解といいますが、当然、議員と同じ考えでございますが、脱原発、反原発につきましては、それは当然、沖縄県としてもそういう姿勢で臨んでいくということは県知事を筆頭に考えていることで

ございますので、それでいくと思います。ただ、税につきましては、なかなか国策の部分もあって、果たして1市町村長の私がそこで答えられるかどうかというのも非常に厳しいものがありまして、それは御理解をいただきたいと思っておりますので、とりあえず企業立地のほうで詳細についてはお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 新垣博正議員の大梓1、ハートライフ病院から発生した騒音について、答弁をさせていただきます。

騒音については今議員からの御説明のとおり、2号機からの騒音等の報告を受けております。原因がはっきりいたしましたので、経費など準備ができ次第、修繕する旨、病院側から連絡を受けております。それから現在、空調関係の故障ということで、稼働時期が5月～11月ということもありまして、現在稼働はしておりません。少なくとも稼働する前に修理修繕はするということを確認しております。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 新垣博正議員の御質問にお答えをしたいと思います。

大梓2の原発のない沖縄県と「電源開発促進税」について。

本県には原子力発電所は一基もなく、そして原発の恩恵も全く受けていない。もとより原発を誘致したいとも考えていない。「脱原発」「反原発」の立場で、原発のない沖縄県に「電源開発促進税」が電気料金に上乗せされ徴収されている事実を承知しているかという質問ですが、承知しております。同税の多くが国庫金として既存の原発の安全性向上対策費等に使用されていることに矛盾を感じることはないかという質問にお答えをいたします。まずは冒頭に村長から申し上げましたとおり、電源開発促進

税法に基づく国税と解しております。当該国税は発電用施設の設置及び運転の円滑を図るために電源開発促進税法、特別会計に関する法律、発電用施設周辺整備法に基づいた交付金等の制度であります。交付金の状況を見ますと、これは平成22年の概要ですが、交付金は1,359億円、その内訳を見ますと、電源立地等初期対策交付金に約52億円、電源立地促進対策交付金に約170億円、原子力発電施設等周辺地域交付金で667億円、電力移出県等交付金が314億円、原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金で157億円、原子力発電施設等立地地域長期発展対策金約25億円であります。沖縄県で該当する交付金は本村も利用しております。電源立地等初期対策交付金、それから電源立地促進対策交付金相当分であります。それから同法が成立した1974年から2010年までの37年間、沖縄県民に課税され徴収された電源開発促進税は、合計730億5千万円である。これに対して沖縄県への交付額は1975年から2010年までの81億2千万円にすぎない。中城村民も徴収されているということですが、これは先ほども国税ということではありますが、電力消費者から1,000kwhあたり375円を徴収されております。原発の恩恵を受けない地方自治体として、電源開発促進税の受益者負担の原則を是正すべきと考えるが、同税の課税対象から除外するか、もしくは税率の大幅に軽減すべきと考えるが、当局の所見を伺いますということですが、発電施設の設置の促進、運転の円滑化、利用の促進、安全の確保並びにこれらの発電施設による電気の供給の円滑化を図るための費用に充てるため、一般電気事業者の販売電気に課している国税で目的税の一つと認識をしております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それでは順を追って質問をいたします。

ハートライフ病院からの騒音の問題について

は、当局も病院の担当者も誠意を持って現場確認の立ち合いをいたしました。私も呼ばれまして立ち合いをした結果、確かに騒音が発生したという事実があって、真摯に対応して下さったことは評価したいと思います。依然として低音ではありますが、まだ騒音が続いているようでもありますので、早急にこれらの問題が解決するように再度、注視していきたいと思っておりますので、今後も引き続き、この問題に対応されることを望みます。

それでは2番目の原発のない沖縄県と「電源開発促進税」についてであります。事実を既に勿論行政の立場ですから承知していることは、当たり前なことだとは思いますが、この数字を見て、私もとてもびっくりをしたんですけれども、我々の日常生活の電気料金の中からも既に原発にかかわる税金も徴収されていたんだというのが驚きではありました。私たち中城村は電源開発の地域対策交付金等、そういったのを交付されている団体でもありますが、それにしても余りにも額が開きすぎるというのを感じた場合に、この税金をある程度、是正する措置を県を挙げて求めていくべきではないかという率直には感じるんですが、村長の答弁にもありましたように国税であるということであって、ある意味ではこういったものは国会で審議するような話になるかもしれませんが、過去に沖縄県も何か税率といいますか、課税を見直すようにということで、政府に要請行動を起こしているようですが、その事実については課長は知っているらっしゃいますでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

大変申しわけないですが、初耳であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 それと沖縄の電気料金は世界一高いと朝日新聞で報道をされたことがありましたけれども、それも大手新聞社が根拠なしにそういうことを書くわけではないと思いますので、その辺も事実かどうかわかりますでしょうか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

世界一ということは認識しておりませんが、日本での電気料金は一番高いという認識はしています。理由としては、沖縄県は島しょの件で、本島であればいろいろ管理上の問題もありますが、離島の電気も製造しているということで、離島でのコストがすごく高いと聞いております。以上であります。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 これは地理的な事情もあって、高いという単純に電気を起こして、電気を供給するというような場合において、そのような比較になっていると思っておりますが、既に皆さん御承知のとおり、原子力発電所というのは、今回の福島第1原発の事故のように、ひとたび事故を起こしたら、もうとてつもない広範囲で被害を及ぼしてしまう。地球規模の汚染を引き起こしてしまう。それらを処理するということになるとこれは火力発電所の比ではないです。そのような大災害を巻き起こしてしまうという地球規模の災害を招いてくるということから考えれば、原発のほうがはるかに高くつく電力だと私は認識しております。原発は本当に政官業、そして御用学者、文化人、マスコミ等の利権集団によって、いわゆる原子力村と言われた住民たちがクリーンで絶対安全との原発安全神話を振りかざしてこれまでできました。それらの中で電源三法交付金などがいわゆる原発マネーとしてばらまかれたというのが実態ではなかったと

思います。沖縄県ではこのように原発の恩恵を受けてないし、勿論原子力発電所もないというのは当初で申し上げましたが、今後は原子力発電所が廃炉に向けて多分進むであろうと今回の選挙戦でも大きな争点になっております。そういった場合において、もしこの税が残るのであればひと沖縄県を挙げて納税者に対してきちんとした交付額が見合うような形で還元されるということを求めていくべきではないかと考えます。そういったときにもし原発のほうに回らずに純粋に沖縄県を納税した分が還元されるような形になれば、地域的なバランスを取って、本村に交付される電源交付額の地域バランスを取って活用していくという考え方はないかどうか伺います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

現実としまして、やはり沖縄県で交付される電源立地等初期対策交付金、沖縄県の本村ですがその交付期間も平成21年9月及び12月に前新垣副村長が答弁したとおり、平成24年度で交付期限が終了となるということでありまして。それから促進対策交付金事業も久場、泊の久場前浜原湾岸連絡路整備事業で事業は終わるということでありまして、やはり沖縄県に税の徴収はされて交付はないという実例が発生するということであれば、新たな交付金制度やまた既存の交付金の延長等々について、やはり声を上げて県や総合事務局、国に要請すべきではないかと考えております。また、要請をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣博正議員。

2番 新垣博正議員 ぜひ要請行動をしていただきたいと思います。もう世の中は脱原発の方向で走っていくと私は確信しております。その場合に、やはり地域間の交付金の使い方を

しっかりと予算どりをして配分していただきたいと思います。例えば、いつも議会の中で避難道路の設置とか、村道の管理とか、いろいろと議会からは要望が上がりますが、予算の範囲内というような話で答弁をされると、いつまで経っても前に進まないという現実があります。勿論これは当局も腐心しながら予算配分をしているとは思いますが、そういった使い勝手のいいような予算が獲得できるような方向が定まりましたら、ぜひとも地域バランスを取って予算配分をしていただくことを要望しまして、私の一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で2番 新垣博正議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 ( 1 4 時 2 1 分 )

## 平成24年第11回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                        |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 平成24年12月7日（金）   |                        |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                        |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 平成24年12月12日 （午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 平成24年12月12日 （午後3時43分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>( 出 席 議 員 )                      | 議 席 番 号         | 氏 名                    | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 伊 佐 則 勝                | 9 番                                | 仲 眞 功 浩   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 博 正                | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 金 城 章                  | 11 番                               | 新 垣 健 二   |
|                                                 | 4 番             | 新 垣 徳 正                | 12 番                               | 宮 城 治 邦   |
|                                                 | 5 番             | 新 垣 光 栄                | 13 番                               | 仲 村 春 光   |
|                                                 | 6 番             | 與那覇 朝 輝                | 14 番                               | 宮 城 重 夫   |
|                                                 | 7 番             | 仲 座 勇                  | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 仲宗根 哲                  | 16 番                               | 比 嘉 明 典   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                        |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 15 番            | 新 垣 善 功                | 1 番                                | 伊 佐 則 勝   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 大 湾 朝 秀                | 議 事 係 長                            | 比 嘉 保     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介                | 企 画 課 長                            | 與 儀 忍     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 正 豊                | 企 業 立 地 ・<br>観 光 推 進 課 長           | 屋 良 朝 次   |
|                                                 | 教 育 長           | 安 里 直 子                | 都 市 建 設 課 長                        | 新 垣 正     |
|                                                 | 総 務 課 長         | 比 嘉 忠 典                | 農 林 水 産 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 津 覇 盛 之   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 新 垣 親 裕                | 上 下 水 道 課 長                        | 屋 良 清     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 小 橋 川 富 雄              | 教 育 総 務 課 長                        | 比 嘉 朝 之   |
|                                                 | 税 務 課 長         | 新 垣 一 弘                | 生 涯 学 習 課 長                        | 名 幸 孝     |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 石 原 昌 雄                | 教 育 総 務 課 幹<br>主                   | 喜 屋 武 辰 弘 |
| 健 康 保 険 課 長                                     | 比 嘉 健 治         |                        |                                    |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |



議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

休憩いたします。

休憩(10時00分)

~~~~~

再開(10時48分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは通告書の順番に従って発言を許します。

初めに4番 新垣徳正議員の一般質問を許します。

4番 新垣徳正議員 では通告書に従いまして一般質問を行います。4番 新垣徳正です。

まず大枠1番、久場前浜原沿岸連絡道路整備事業について。新聞報道等でも報じられてますが、11月27日付で吉の浦発電所1号機が営業運転を開始しました。1号機の発電出力で本島の20%を補うという大変重要な施設だと思っております。それに比べて沿岸連絡道路等も含め、周辺整備が立ち遅れているように思うが、どのような対応を考えているのか。

大枠2番、久場導流堤の現状はということで、日本石油当時からの工場周辺水路の環境改善対策として、昨年度、導流堤の整備が行われましたが、著しい改善が見られない、それどころか浸食防止用の土嚢などが破損し、見るも無残な状況であるということです。当局はその状況を把握しているか、知っているのであればどう対処するのかということなんですが、議員の皆さんの手元にも写真でその説明があると思いますが、そういう状況ですので、ぜひ明快な答弁をお願いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは私も気を取り直して新垣徳正議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番ともに都市建設課のほう

でお答えをさせていただきますが、私のほうでは大枠1番の久場前浜原沿岸連絡道路整備事業について所見を述べさせていただきます。過去の議会におきましても、そして久場地区の説明会等におきましても私の考えを述べさせていただきました。改めてこの前浜原線の道路建設とそれに伴う市街化編入が我が中城村の発展に大きく寄与するものと私は確信をしております。そういう意味で、ぜひともこの事業は完成をして、そして市街化編入から土地の自由度を高め、そして一番は地主の皆さんの利益になるものと思っております。それから私ども中城村にとっても大きな利益をもたらすものと確信をしておりますので、改めてここでまた見解を述べさせていただきます。一生懸命頑張っていきたいと思っています。詳細につきましては、都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 では新垣徳正議員の大枠1、久場前浜原、沿岸ではなくて、湾岸線です。の道路整備事業について答弁させていただきます。

電源促進対策交付金の予算は平成29年度までとなっておりますので、次年度、平成25年から泊側から現在の沖縄電力の避難道路まで不動産鑑定を入れながら、用地買収を進める予定をしています。現在、沖縄電力が現場事務所として借地している土地は、平成25年12月末までには原状回復し地主に返還することから、早急に用地買収の作業を行い、現況の道路を利用して整備を図っていきたくと思います。また沖縄電力が仮設道路整備建設の申請許可条件として、一部農地転用の協議を行っていますが、今後は一部解除申請は村が協議を行うことを沖縄電力と村の関係課と平成24年10月23日に協議を終えて、県と調整しているところであります。

大枠2、久場導流堤の現状についての質問に

対し答弁させていただきます。8月26日の台風15号から重なる台風により、土羽部分のトン袋が裂けていることは把握しています。上流部分に砂礫等が堆積しつつありますが、今のところは排水としては機能していますので、堆積土砂を除去しながら、機能が損なわれないように、新年度予算を確保し修復してまいります。先ほど徳正議員が議員の皆さん方に写真のお話をしていますが、ちょっと写真の状況を説明します。写真の左上の写真ですが、これはうちの工事でポトルユニットという製品を並べて水の浄化をする役目としてやっています。右側の写真はトン袋がありますけれども、この袋は当初オープンで施工する予定だったんですけども、仮設に水をとめるためにトン土嚢を800個製作して、前のほうに積んで水をとめて、ボックスカルバートの工事をしたときに、それは仮設ですので、本当は捨ててもよかったんですけども、これを業者をお願いして積ませてやりました。しかし、これは半年もたないでトン袋が裂けている状況ですので、その辺は先ほども答弁したように、新年度予算を確保しながら修復していきたいと思います。上から2番目の写真は海に向けての写真状況、右側の上から2番目の写真はウィングといって翼壁工が陸側に向けた写真です。下のほうの写真はトン土嚢が壊れている状況です。一番下のほうは工事箇所にないところで、電力の背後の土砂が堆積しています。それで一番右下の写真は沖縄電力の背後の写真であります。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 再質問させていただきます。湾岸道路整備ということですが、ここは今、課長の答弁で、今ヤードで使っている部分があります。その部分の話ですよ。これは現状の道路を利用して整備を図っていきたいということなんです。この現状のまま道路として使用することは可能なのか、お答えください

い。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

現状の道路で大丈夫かという質問ですけども、現状の道路は、A地区、B地区あって、B地区は去年返還しました。A地区については本設使用で平成18年に設計でやった図面どおりの設計法線をやっていますので、今、実際は片側歩道がない状況で、片側歩道をつければ利用できます。それをやることによって、事業の安価にも務まりますので、そのまま利用していきたいと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 現在、電力避難道路までの区間なんです。これも今後用地買収などを含めてやっていきたいということですが、用地買収の予算、その辺もどの程度お考えなのか。説明をお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

次年度の予算としては5,000万円弱を今、総合事務局のほうに概算要求として上げています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 これはあくまでも用地買収の範囲内ということですね、わかりました。避難道路までのことも一番重要ではあるんですが、これからの問題と申しますか、課題点と申しますか、そこは今後この道路は延長していく計画ですよ。要するに今まで当初計画どおりの整備事業ということで、ずっと延ばして我部祖河のほうへ抜けていくような感じの計画どおりだと思んですが、この辺に関しては問題なく進んでいくと考えておられますか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

この道路については、地域からの要請、要望で平成17年度から説明会をしながら地域のため

に道ができるということでやっていますので、その辺はインフラ整備としては当初計画は我部祖河そばのところの終点でしたけれども、これの法線変更もしながら、今、地主と詰めていますので、今のところは全部やるということで、次年度から動いていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ぜひその計画どおりに進んでいけるほうが地域としてもすごく重要なことだと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思えますが、これはちょっと余分ではあるんですが、その道路整備を同時進行的に下水道整備なども多分必要になってくると思うんです。それが今ずっと後回しになっているところではあるんですが、これは村長もよく言われているんですが、変更してまでもそこに持って行ってやることによって、国道下側の排水路の問題も解決できるのではないかという話を前もされていたんですが、その辺の可能性としてはどう認識していますか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 今、久場前浜原線の道路計画が土地利用の動向によって、下水道は計画変更をしまして、去年ですか、以前にも宮城治邦議員の質問にありまして、今この協議をやっているところでございます。この地区が市街化区域になれば、下水道も協議して進めていきます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、御答弁いただいたように、まず、その土地利用の、地区計画のほうをまず優先して、その中に下水道工事も含めて入っていけるという考えでよろしいですか、わかりました。ぜひ同時進行でやっていただければ、そういう構造的なものをつくってさえいれば、あとはつないだりというのはすごくコスト的にも安く上がるのではないかという認識が

ありますので、ぜひそういうふうに進めていただければと思っています。来年、平成25年11月末には今使っている現場事務所等の地主の方に原状復帰で返すということですので、ぜひその辺の事業の遅滞がないように進めていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

では次、大枠の2番なんですが、先ほど課長からも写真の説明も受けながら、答えていただいたんですが、いろいろ工夫をしながらのり面保護の整備を行っていききたいというお話しをされていたんですが、修復に関してはどこが責任を負って修復を行っていくのかというのをちょっとお聞きしたいんですが、要するに業者なのか、行政でやっていくのか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

どこがやるかという話ですけれども、実際、現場状況から見て、役場職員がスコップを持ってできるものではないと考えています。そこで先ほども答弁しましたけれども、新年度予算を頑張って取っていききたいと思えますので、業者のほうでさせていききたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 今、課長はちょっと勘違いしているのかということもあるんですが、私言う責任ということなんですが、その事業は今年度完成した事業ですよ。それがまだ1年もたたないうちにこういう状況になっているということで、例えば民間などで建築をした場合には何年間かのメンテナンスのサービスのなもので業者のほうに責任がありますよね。その辺のことをちょっとお聞きしたいんですが。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

工事の範囲としては、ボックスカルバートと横壁工、ウィングですね、そこから先に入れた

ポトルユニットの設置した箇所の範囲としました。先ほども答弁しましたが、トン袋については、仮設締め切りに使った800個の仮設のトン砂袋がありましたので、これを仮設ですので撤去してもよかったですけれども、撤去するには惜しいということで、うちのほうで判断して、業者のほうにお願いをして積ませて、台風等で壊れていますので、業者には瑕疵はないと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 重ねてちょっと質問したいんですが、そもそもこういう状況を見たら工事に何か設計やら、施工の面で問題があったのではないかと感じざるを得ないんですが、その辺をもう一遍お答えいただけますか。業者の責任についてです。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

もともと設計の計画はウィングから上流部分まではオープンでやる予定で設計をしていました。先ほども答弁しましたが、トン袋については、うちのほうで企業に努力して最終的に積ませているものですから、業者の責任にはならないと思います。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 結局これは行政の予算組みでやっていくということになるんですが、ぜひこういうことがないように、またしっかりとした予算を組んでやって、整備を進めていけたらと思っておりますが、一応、現場を見たりして、大分、著しい改善は見られないにしても、側溝ができたがゆえに、河川の中央付近の泥は全部はけて、ちょっと溝みたいになって下の地盤、コンクリート地面が見えるぐらいの状況にはなってきたのは確かです。それなりの成果は果たしてきているのかという思いがあるものですから、それをちゃんと出口、入り口付近のものをちゃんと整備していただければ、そ

ういうのももう少し改善ができるかと思っておりますので。それと、一度、河川の部分のヘド口、堆積物を一遍、大々的にコンポーなり何なり、機械を導入して取り除いて、まず更地にしてしまうような感じでやってみたらどうかという思いもあるんですが、その辺の整備に関してはどうお考えですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

電力の背後地の排水の件であれば、去年から県の港湾課のほうと協議をして、もともと埋め立てしたときに条件として背後地まで管理は東洋石油だということで、埋立許可も下りています。ということは、電力が本来はこの買い取ったときに条件としては、ここも電力の管理ということで港湾課のほうも言っていますので、その辺は港湾課の担当、副参事も一緒に協議をしていますけれども、その中で、埋め立て申請の中で、県知事の公印がないとかという問題で、電力はかたくなにこれは電力の管理ではないという話をしていますので、これは今後、港湾課と電力と協議しながらやっていきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 県のほうの裁量にもなってくるということなんですが、これは県の港湾課、そして中城村、企業という感じになっていくという認識だと思うんですが、これは今、ちょうど地元三者協議会というのが準備段階ではあるんですが、そこに進んでいこうという趣意であるんですが、その中での検討課題として上げることはできますか、どうでしょうか。要するに企業側にそういう責任も補って、担ってもらうようなことが、この協議会の中で進めていけるかどうか、その辺の認識をひとつ伺いたいんですが。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

まだ三者協については、沖縄電力、地元、久場、泊、そして村で会則を詰めている段階であります。目的については、やはり沖縄電力の火力発電所から派生する問題が地域の住民の安心、安全を確保するため大きな目的であります。その三者協の中で常にお互いが緊張感を持って、協力し合うというもありますので、公害という形のもの協議はできると思いますが、これから検討しなければならぬのかと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 電力から派生する問題や、そういうことに関しての協議の場だということなので、多分そのまま合致すると思えます。向こうからの排水もその河川には流れ込むということもありますので、ないですか、それは。私はあると思っているんです、ちゃんとマンホール的なものも、排水溝がこっちのほうに向かってありますので、多分それはあると思えますので、その辺のところからしても、企業だけに別に押しつけようという話ではないんです。三者で、地元の人たちも一緒になって、一遍どんと力を合わせてやってみようという、こういう中からもお互い地域と企業、それで地元とのつながりも出てくるのではないかという思いもありますので、ぜひその辺のほうも企業に働きかけていただいて、進めていただきたいと思っております。これは村長に伺いたいんですが、よろしいですか、吉の浦の発電所のためのヤードを、ずっと地元の方の思いでもって提供させていただいていたんですが、今ちょうど150メートルぐらいのところを残して、あとはみんな原状復帰されているんですが、最近、村長その状況をごらんになったことがありますか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

一月ほど前だったと思いますけれども、見せていただきました。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 ごらんになったということですので、村長もおわかりだと思うんですが、いま一度、ぜひ時間をとっていただいて、担当課のほうも含めて、一緒になって現場を回っていただき、時間をとっていただきたいと思うんですが、その辺、大丈夫でしょうか。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど答弁しましたように、重要課題な部分だと認識しておりますので、今後も現場確認も含めて、しっかり見ていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣徳正議員。

4番 新垣徳正議員 この場所は地権者の皆さんからも将来的にも土地の有効活用を図っていきたいという声がたくさんありますので、そういう意味からもぜひすばらしい久場地区整備を進めていきたいと思っておりますので、ぜひ村長も。村長が先ほどもおっしゃっておられたように、その部分の発展が下地区の発展、ましてや中城全体の発展につながっていくという話をよくされますので、ぜひそのことが戻しほみするようなことがないように頑張っていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひします。ではまたそのときに時間をとっていただけるとお願ひして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

議長 比嘉明典 以上で4番 新垣徳正議員の一般質問を終わります。

続いて12番 宮城治邦議員の一般質問を許します。

12番 宮城治邦議員 12番、通告書に基づき一般質問を行います。

まず1点目に、企業立地についてお伺いします。

課を設置して以来、具体的に民間法人企業の誘致件数は何件あったか。

企業誘致の一番の課題と問題点は何か。

企業立地に伴う用地などの諸条件は整備されているか。

吉の浦火力発電所1号機が11月27日に無事運転開始されましたが、将来において104万キロワットの出力となり本島内需用の約80%を負担し、電気の安定供給基地の中心としての意義は大きいと思います。その貢献度からも沖縄電力(株)本社を本村に誘致要請、または検討したことがあるか。

吉の浦火力発電所を誘致した本村のメリットは電源立地地元として災害時においても無停電化及び電気の安定供給であります。そのためにも配電用変電所の設置が必要となりますが、沖縄電力に要請していく考えはあるか。

沖縄電力(株)本社及び配電用変電所の誘致が実現した場合に、本村に寄与する村税等の経済波及効果はどのように予想されるか。

次、2点目に観光推進についてお伺いします。

本村の観光推進の目玉は世界遺産中城城跡だと考えるが、県営中城公園整備事業の進捗状況について、総事業費425億円の事業費の内訳と平成24年度現在の用地購入及び施設事業の進捗割合をお尋ねします。

中城城跡公園整備事業が遅れている最大の要因は何か。また公園事業の完了予定はいつか。

中城城跡公園計画内に立地している自動車学校、墓地、廃墟ホテル跡等の移転及び撤去の解決めどはあるか。

久場区のヨナシロモール海浜を整備して、海洋レジャーの観光スポットとして活用していく考えはないか。

観光推進の目的と課題についてお尋ねします。以上、簡潔な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 宮城治邦議員の御質問にお

答えをいたします。

大枠1番の企業立地については、 から につきましては企業立地観光推進課、 につきましては税務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番、観光推進につきましては、 と 、 につきましては企業立地観光推進課、 、 につきましては都市建設課のほうでお答えをさせていただきます。私のほうで、先ほど新垣徳正議員の御質問にも多少関連しますけれども、企業立地、特に大枠1番の 、 の企業誘致の課題、問題点、あるいは条件整備、用地等につきましては、先ほど来、前浜原線の件の部分もお話しました。そこで市街化編入が可能になってきますと、その枠も門戸も広がっていくのではないかというものも踏まえて、中城の発展は久場の今の部分にも非常に大きく寄与してくるものだと思っておりますので、それも推進していきたいと思えます。また問題等につきましては、これは議員も御承知のとおり、法規制が非常に激しい地域ですので、私ども中城村は、それを今後どうやって解いていくかというものがまた課題になってくるとは思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では宮城治邦議員の御質問にお答えをしたいと思えます。

まず企業立地について、 課を設置して以来、具体的に民間、法人企業の件数ということですが、これまで企業誘致の業務については、沖縄火力発電所、吉の浦火力発電所誘致を継続して行っているところでございます。また課設置以来、企業誘致にということですが、かかわった業種について答弁させていただきたいと思えます。まず建設業が2社、銀行1行、福祉施設2施設、病院1、小売業1ということでありまして、

について企業誘致の一番の課題と問題点、

誘致に伴う、やはり村長からも先ほどありましたとおり、法的な条件整備とインフラ整備が課題であり、また地元の合意形成だと考えております。

の企業立地に伴う用地等の諸条件の整備はできているかということですが、企業立地に伴う用地等の諸条件の整備ということですが、村道久場前浜原湾岸連絡道路という認識であります。先ほど都市建設課長からもありましたとおり、平成25年事業実施の調整を沖縄総合事務局と協議しているところであります。

それから 沖縄電力(株)本社を本村に誘致要請、または検討したことはあるかという御質問ですが、沖縄電力株式会社の誘致については、これまでに村長、社長の懇談の席で要請は行っておりますが、文書では現在のところ行っていないということでもあります。

それから の配電用変電所の設置が必要だということ沖縄電力に要請する考えはないかということですが、無停電化の実現は社会経済活動及び国民生活の中で最も要求されるものだと考えております。配電用変電所の設置については、設置する地元の意向を踏まえての判断となると考えております。

次に観光の推進については、私のほうからは を回答させていただきたいと思っております。まず の久場区ヨナシロモール海浜を整備して海洋レジャーの観光スポットとして活用していく考えはないかということです。整備になりますと、地元、それから漁業者の意向を踏まえての判断になると考えております。村としては、新たな観光資源の開発には積極的に検討する必要があると今のところ考えているところです。

の観光推進の目的と課題についてお尋ねしますというのですが、観光推進の目的については、村の魅力と情報を県内外に発信し、地域活性化につなげることだと考えております。課題については、観光関連組織体制、それから観

光施設及び観光関連産業や観光施設、観光地整備の遅れを課題として認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 ただいまの質問、宮城治邦議員の質問に対してお答えいたします。

大枠1の についてです。質問では沖縄電力及び、これは配電用変電所誘致、立地した場合に、本村に寄与する村税等と今お話しをしましたので、村税等の経済波及効果がどう予想されるかということでもあります。私のほうからですが、まず村税の収入の面から説明したいと思います。まず吉の浦火力発電所が、ちなみに沖縄電力本社が建設されると仮定した場合、事業用、いわゆる社屋です。本社等及び償却資産に関する固定資産税の増が挙げられます。また配電用変電所誘致については、現況が原野、または畑に設置されとした場合、償却資産にかかる部分に加え、土地の利用状況、いわゆる現況の変更です。原野から雑種となり、それに伴い土地にかかる固定資産税の増が見込めます。さらにあと1点、利点として一番大きいのが法人税についても当然、従業員数が本店が移転されれば多くなります。それによって全体の電力の従業員数の中城村の従業員数が多くなりますので、それに伴い、あん分率によって決定されますので、現在よりも従業員数が増えれば、それに伴い増額が認められます。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 宮城治邦議員の大枠2、観光推進についての から の質問に対し答弁させていただきます。

について、沖縄県都市計画モノレール課に確認したところ、県営中城公園整備事業は平成23年度の事業再評価委員会に、園内の植栽計画が見直しされ、総事業費309億円のうち県単費が5億円となっていることでした。約116億円の減となっています。その内訳は用地補償費が

210億円、施設費が99億円と聞いております。平成24年度末時点での進捗見込みとしましては、全体として61.8%で、そのうち用地補償費が74.5%、施設整備費が34%となっているとのことでした。

それから、先ほど質問がありましたけれども、**1**について工事完了の質問も入っていましたので、あわせて答弁させていただきます。沖縄県都市計画モノレール課によると、中城公園の進捗が遅れている最大の要因としては、公園面積95ヘクタールの中に、約1,400筆の用地があり、その用地買収を進めていく中で、代替地の用地転用の問題や相続手続の問題、買収単価による不満などにより、施設整備に必要なまとまった事業用地の確保が難航したことが挙げられるとのことでした。現時点で約1,200筆の用地を取得し、残る約200筆の用地取得が必要で、特に国際産業との交渉が難航しており、事業の進捗に大きな影響を与えているということでした。

それから**2**について、沖縄県都市計画モノレール課によると、普天間自動車学校の移転については、所有者の希望する条件の移転先が確保できないため難しい状況であることでした。また墓地の移転につきましては、公園内に約260基の墳墓があり、現時点までは約150基の移転が完了しております。残りの墓地移転については、代替地の確保が難しく厳しい状況ですが、今後とも中城村、北中城村の協力のもと対応していきたいと考えているとのことでした。廃墟ホテル跡については、平成23年度から用地難航事案解決の専門である財団法人、公共用地補償機構と契約し、用地アセスメント調査を行っており、その調査結果を踏まえ、今後は土地収用法の適用も視野に入れた取り組みも検討したいと考えているとのことでした。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 それでは順を追って

再質問をします。

まず1点目の企業立地について、企業誘致を促進していくために積極的にどのような方法で取り組んでいるのかをお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

積極的な企業誘致の促進の取り組みという解釈をしております。これまで企業誘致の推進につきましては、中城村の地域特性に整合性のとれた企業を誘致を図っていく目的としております。これまで中城村での企業誘致するための地域指定を受ける作業をしてきました。例えば工場適地の登録、産業高度化地域指定、情報通信産業の地域指定、観光地形成促進地域の指定、産業イノベーション制度等の条件整備をしております。やはりそういう制度を整備しても課題としては、市街化調整区域という制約がありまして、その中での企業誘致になると解釈しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 取り組みとして、まず大事なことは先ほども答弁されているんだけど、地域の住民の合意形成は大事です。そういう意味でも情報公開、急に来られてもとてもではないけれども、なかなか判断がつきにくい部分もあると思うので、その辺の情報公開というのは大事だと思いますので、それを含めて、村としてはどういったことを今考えていると。そういったことの情報というものをやはり皆さんがその場所として考えている地域について情報をぜひ公開していかないと、なかなか前進みきれないと思っております。

次にいきます。最近ですが、業者及び関係者から競輪・競艇等の場外券売り場を中城村に設置したいという話があります。その話が村当局に話、打診はあるのか。また、あったとした場

合にどのように対応してきたのか、それをお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

競輪・競艇等の場外券売り場という認識をしておりますが、村には平成24年10月に地権者よりポートピアの設置をしたいという相談がありました。村としては、やはり県内の競輪・競艇の実情を説明しております。県内では四、五年前からずっとあっちこちの市町村でそういう話がありました。そういう実情を説明しました。それとあわせて、法的な位置づけも説明しております。例えば地域住民の同意、村長の意見書、そして議会で反対しない同意書という国土交通省への認可の書類という方法は説明した経緯があります。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいまの件ですけれども、例えばそういう相談が来たときにまず聞くのは、皆さんは行政にどういう話をしてきたのかと。あくまでも行政の言い分ですが、行政側としては、村のほうは地元がオッケーであればいいというニュアンスの話をするわけです。今、答弁があるように、法的な規制もあるはずですが、そういうものを地域の皆さんが知っているわけではない。すると地域が混乱します。そういった面で、もっと明確に行政に対しては、そういった話に対してはもっと明確に、できる、できない、あるいはこういった法的規制があるということをしなないと、ただ地元が同意できればできるみたいなことではちょっと困ると思います。この辺は今後気をつけていただきたいと思えます。

次にいきます。村民のニーズとして、企業の業種というのは工業系か、それとも商業系か、それがあった場合にリストアップがされている

かどうか、それをお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

やはり企業誘致については、村民ニーズの高い企業がベターだと考えております。やはり村民ニーズとしましては、雇用の創出を図る企業として今の企業誘致としてはIT産業や、それからオフィス等の雇用の多く見込まれる業種の誘致を目指しているところです。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今聞いているのは、工業系か、商業系かと。ハードか、ソフトかというように考えてもいいと思うんだけど、実際、業者側、火力発電所を誘致して、さまざまな問題が起きました。これからもわかりません。だから製品を加工製造する工場よりは事務所系統、これは先ほど電力の本社移転の話もしたんですけれども、そういった事務所系統とか、あるいは店舗、おっしゃるように銀行とか、そういったような要するに住民ニーズ、生活にとってなくてはならない、いろんなスーパーとか、そういったのはあるはずですが、これも大きな雇用の拡大になるはずですが、そういったものを分けた場合に、皆さんどう考えるかと。そういったことを中心に、今、工業系となると、まず音が出ます。においが出ます。地域がやかましいです。皆さんが今予定というとおかしいんですけれども、考えている地域というのは周辺、住宅が近いです。そういう場所に工業系をもってきた場合にとてもではない。地域のメリットは何もない。害をこうむるだけです。そういったことで十分検討して、企業誘致も考えていかないといけないのではないかと思います。そこで今ちょっと触れたんですけれども、本村は市街化調整区域です。そういう中で、先ほども答

弁があったんだけど、具体的に企業立地の場所としてどこを指定していくのか、そこをお答え願います。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

企業誘致の場所ということですが、やはり住民のニーズが高い企業としまして、村一円を考慮しておりますが、基本的には中城村第4次総合計画に基づく土地利用計画の商工業拠点地区、伊舎堂、今現在、集積している地区と、それから商業系の久場、モールあたりの周辺と認識しております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 そこで沖縄電力が本村に吉の浦火力発電所を建設した一番のメリットは何だと思えますか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

吉の浦火力発電所の建設位置として、やはり中南部の中心に位置しているということから、市街地への電気供給による経済効率がメリットと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今の答弁間違っているわけではないんだけど、まず、これまでの発電所建設というのは金武湾が中心です。電力の需用というのは、おっしゃるように、那覇を中心とした中南部です。するとそこにはいろいろ維持コスト、例えば鉄塔の問題でもいいし、電線の距離、あるいは重量の問題でもいいし、もろもろを考えた場合に、沖縄電力はこれまでの1.何倍ぐらいの経済効果があると思えます、吉の浦ができたということは。そういったことを踏まえて、供給電力が福島第一原発事故

の賠償に関する業務や除線作業を強化するため、福島県内に本社機能を設置する方針を固めたと新聞で報道されたが、その報道をどのように評価されているかお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 先ほども税務課長が答弁されたように、地域の経済効果が大きいものと認識しております。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 国策でLNG火力発電所建設を促進する最大の目標というのは、平成9年に京都議定書で国際的に約束した地球温暖化の元凶と言われる温室効果ガスの排出削減にあると考えます。吉の浦火力発電所以外の本島内4つの発電所は石炭石油を燃料とした発電所であります。地球温暖化に配慮し、CO₂排出削減を考慮すると吉の浦LNG火力発電所の建設存在は電気の安定供給とあわせて意義は大きいと思えます。吉の浦LNG火力発電所の3、4号機の増設計画が2020年度に予定されている中、施設の火力発電所も老朽化の順に廃止されることが予想されます。今後の沖縄本島内における電気の安定供給基地としての貢献ではかなり高くなると思えます、この吉の浦はですね。そこで沖縄電力本社誘致要請のプロジェクトチームを結成して、沖縄電力本社及び配電用変電所の誘致を正式に文書で、10年をめぐりに設置要請していく考えがあるかどうか、それをお尋ねします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

ただいまの質問、気持ちは一緒でございますけれども、すぐチームをつくって云々というのは考えておりません。これは11月から稼働して、その状況も見ながら、ただ思いとしては、議員のおっしゃるようなことは非常にすばらしいこ

とですし、我々も賛同すべきことだとは思っておりますので、その辺の事務関係については、これから検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 今、聞いているのは、現に浦添市に本社があります。その行政、浦添市としても出て行ってほしくない。当然です、先ほど税務課長からも答弁があるようにですね、かなりの経済波及効果があるということですから。しかし、2022年度後に、新聞報道にもあるように増設を予定しているということですので、そうした場合に、これから老朽化されるものは廃止していこうという情報もあります。地球温暖化の問題もある。温室効果ガスの問題もあります。そうするとどうしてもLNGに頼って、中心に考えていかなければならないというものがあると思っております。10年後ですから、そういう意味で、チームをつくって、相当強化していかないと簡単なものではないと判断しているものですから、そういったチームをつくって要請していくべきではないかということです。企業誘致については、それで終わります。

次、観光推進について再質問をします。世界遺産中城城跡の公園整備の促進が観光推進の重要な課題になると思うが、平成9年に県と中城村、北中城村で中城城跡公園整備のために解決しなければならない課題について、協定書が締結されていると思っておりますが、その内容について具体的にお尋ねします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

平成9年度の覚書については、平成9年3月24日で締結した中城公園の促進及び管理運営に関する確認書に基づき、県の部長、中城村長、北中城村長、3者で中城公園整備推進を図るために締結しています。それを受けて、中城村、沖縄県、北中城村で平成18年11月9日に中城公園整備促進連絡会を設置し、年3回から5回の

促進連絡会を開いて、その確認書について協議を行っています。確認書の内容については、から までありますので、説明していきたいと思っております。 については、中城村道平田線のうち公園区域内の村道廃止に関することは都市建設課の窓口となっています。 について、普天間自動車練習場の移転に関する関係機関との調整に関することは、北中城村の企画開発課の窓口となっています。 北中城村と村道大城登又線の拡張整備に関することは北中城村の窓口となっています。それから 都市計画事業で予定区域内に存する墓等の移転に関することは、両村の住民生活課と生活環境課（北中城村）の窓口となっています。 旧ホテル等にかかる問題の解決に関することは、両村の生涯学習課が窓口となっています。 筆界未定区域の調整及び管理に関することは、県と両村の税務課、北中城村は企画開発課が窓口となっています。 その他事業の遂行に当たり必要となる地権者及び関係機関との調整に関すること、県と両村となっています。7つの確認書がありますが、今だけ解決しています。 から までは促進連絡会を何回も開いて協議を行っていますが、具体的な解決策がない状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま課長から説明があった協定書の内容です。その協定書の内容、課題について関係者各位との協議はどのような方法で行われているのか、県との協議はどうなっているのか、それをお尋ねします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

関係各位との協議をどのような方法で行われているかの質問ですけれども、年に3回から5回の県と中部土木、それから中城村、北中城村の関係、生涯学習課も含めて、住民生活課も含めて、その協議について、確認書についてどういうふうに解決するかということで、会議はし

ていますけれども、なかなか会議が前に進まなくなっていて、については平田線の廃止はとっくに終わっていますので、からまでが解決していない状況にあります。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 課長、私の質問の仕方がまずかったかどうかなんです、関係者というのはその協定書の関係者だと思うんですけども、そうではなくて、今、普天間自練の問題があります。この施主です、大事ですよ。あるいは墓地、墳墓、墓地移転の問題がある。そういった地主、地権者等々との話し合いが実際、今現在持たれているのかどうなのか、その辺をちょっとお願いします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

の普天間自動車練習場については、北中城村が窓口になっていて、会議の中でも北中城村は普天間自動車練習場については、話し合いは今のところもっていなくて、その場所もまだ提供していない状況にあります。それと墓地に関しては、うちの住民生活課のほうの担当になりますので、その辺で住民から話があったかどうかは住民生活課のほうで答弁させていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 中城県営、中城城跡公園整備事業、当初の計画は平成9年から平成21年度の工期だったと思います。その事業完了が大幅に遅れているが完成予定のめどはいつなのか。もし、それが今の問題等で解決できなくて、延び延びになった場合、県から公園整備事業が打ち切られることはないのかどうか、そこをお尋ねします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業が打ち切られるかという質問ですけれども、この件については当初より計画が大幅に変

更となり、平成30年度予定しています。先ほども答弁しましたが、平成23年度事業再評価委員会でも事業費も認められています。また進捗状況も用地補償費が74.5%、施設整備が34.8%となっていることをかんがみても同事業が打ち切られることはないと思うんです。これは一応県営事業として補助事業で50%補助でやっていますので、まず事業がなくなることはないと思っています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ただいま課長は思いますという自己の考えだと思うんですけども、これは確認していることはないですよ。打ち切らないと県に確認したとか、それと先ほど答弁があるように、総事業費が規模が縮小されました。これも大きな問題だと思うんです。そういう意味でもこれが本当にできるように、問題を解決していかないといけないと思うし、そういった問題については、先ほど言ったように、もっと積極的に地権者、あるいは代表者等々に会って、この話をしていかない限り、これは本当にいつ終わるかわからないと。先ほど完成予定のめどはいつかと聞いたんですが、その辺はどうなんですか。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

事業完成年度は今のところは平成30年に予定しています。以上です。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 次いきます。ヨナシ口モール周辺、関係者から水上飛行機の訓練場を設置したいという相談がありますが、所管官庁に相談したところ、この地域は市街化調整区域ということで許可できないということのようですが、水上飛行機の訓練場というのは、本村の雇用の創出、若者の夢と健全育成にもつながり、観光の推進にも大いに寄与すると思うが、検討していく考えはあるかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

水上飛行機の訓練場所ということですが、モール周辺の観光地整備が実現すれば、やはり観光地としての目玉になると考えておりますが、以前、事業者からの相談を受け、一緒に県の土木建築部、都市計画モノレール課のほうと協議しましたところ、やはり市街化調整区域内の飛行機の格納庫が設置できないということで、大変難しいという回答を得て、事業者にもお話しをしているところでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 検討しようということはないということですね。

次にいきます。観光推進で大事なことは、環境だと思えます。人が集まる場所、観光地にトイレや道路が整備されてなければ人は集まりません。本気で観光を推進するのであれば、まず条件整備が急務だと思いますが、どのように考えているかお尋ねします。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 ではお答えいたします。

ヨナシロモール周辺の観光地整備という御質問ですが、現状を申し上げますと、ヨナシロモール、久場の周辺における海岸地域の夏場を中心にマリレジャー、それからパラグライダー飛行、ビーチパーティーなど営業活動は既存に行われている状況であります。反面、確かに御指摘のとおり、人が集まる反面、便益施設等がないような状態で、今、中城モールの中の施設を利用している現状であります。整備においては、やはり施設の管理上の問題もあります。予算の問題もあります。しっかり地域地権者の

意向を十分踏まえながら、判断していきたいと、検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 宮城治邦議員。

12番 宮城治邦議員 ちょうど12時になりましたので、これで質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で12番 宮城治邦議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(12時00分)

~~~~~

再開(13時30分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて15番 新垣善功議員の一般質問を許します。

15番 新垣善功議員 それでは議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

きょう朝から緊急の事案で大変だったと思います。御苦労さまでございます。そういう事態がありますので、ひとつ危機管理については十分、皆さん方は認識したと思いますので。

それでは通告書に基づきまして、3点ほど質問いたします。

まず1点目、危機管理でございます。村長は、私が平成23年3月の定例会におきまして質問いたしました。その際、村のビジョンについて質問をいたしました際、安全、安心な村づくりを目指していきたいという答弁をされましたが、私が過去2年間、村行政を検証した結果、感想としては全くと言っていいほど危機管理はなっていないのではないかと感じております。村長を初め、課長、職員が認識しているとは思えぬが危機管理についてはどのように皆さんは考えているかお伺いいたします。これにつきましては、教育委員会についても同様でございます。教育長からの、御答弁を願います。

それから2点目のコンビニエンスストアでの税金等の納付についてでございます。税金の納

付については、指定金融のみでの納付となっているのが現状ではないかと思いますが、今後、コンビニエンスストアでも納付できるようにする考えはないのかどうか、またコンビニエンスストアで納付することができるようになれば、24時間どこでも納付することができ、納付期限内で納付率のアップができ、村民、納税者の利便性向上にもつながると思いますが、お考えをお伺います。

それと3点目、こども（乳幼児）医療費助成についてでございます。現在、本村ではこども（乳幼児）医療費助成については、入院費助成については中学校卒業までで、通院費助成については就学前（6歳）までとなっているが、その助成を入院、通院とも中学卒業まで拡大実施すべきではないかと思いますが、村長の見解をお伺います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

まず1番目の危機管理につきましては、今、御質問がありましたとおり、非常に私どもにとりましても非常に重要なことだと考えておりますので、議員からの御提言もいただきながら、しっかりとまた今後もやっていきたいと思っております。

2番目のコンビニエンスストアでの税金等の納付についてでございますが、この件は実は村の定期監査でも監査委員から御指摘を受けまして、早速、担当課のほうにはそれに向けて作業をするようにという指示はもう既に出してあります。詳細は、また税務課のほうから答弁させていただきますけれども、時期的な部分とか、今やらなければいけない部分とかあるようですので、それに向けて、ありきで進んでいきたいと思っております。

3番目にこども医療費助成についてでございますが、議員も御承知のとおり、私の公約の1

番目が子育て支援でございます。そういう意味では、総体的に考えて、医療費は御承知のとおり、今年度医療費の、乳幼児の年齢を引き上げたり、以前にはまた中学生まで入院費を引き上げたりとか、いろいろさせていただきましたが、子育て支援全体をとらえて、次年度におきましても、この医療費の部分になるのか、あるいは子育て全体の部分になるのか、何らかの子育て支援策を打ち出していきたく思っております。詳細につきましては、健康保険課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは新垣善功議員の危機管理についての御質問にお答えしていきたく思います。

危機管理については、突発的にやってくるので、それに対応するために危機を想定し、それに備える準備が必要だと考えます。危機管理とは、第一に時間と場所を問わず発生する緊急事態を予測、予防し、第二には緊急事態が発生した場合は速やかに対応し、被害を最小限にとどめることだと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 新垣善功議員の大枠1番、危機管理についてです。教育委員会についても同様なことを伺いますというふうにあります。まず学校における危機管理の考え方ですけれども、危機管理とは危機的状況に対応するための危機意識の向上、それから事前予知、予測、危機回避策の策定、実行、危機への対応、再発防止までを含めた一連の活動だと考えております。学校の場合には、危機管理の対象は広くありますけれども、幼児、児童生徒の安全、交通安全であるとか、防災、生活安全、情報安全等々があります。それと健康の保持、生徒指導上の諸問題、教育課程管理上の問題、教職員の服務事項、保護者対応など多岐にわたります。危機管理は危機的状況の発生を防ぐ、先ほど総務課長

も言っておりましたけれども、まず未然防止的な危機管理と事後対応の危機管理と、再発防止危機管理の大きく3つに分けて考えられていますけれども、まず危機管理で最も重視しなければならないのは未然防止であり、とりわけ児童生徒の心身の安全だと考えております。このため学校には保護者、地域、関係機関、教育委員会と連携を図りながら、学校全体の危機管理能力の向上に向けて推進するよう指導して、意図的、計画的に進めております。詳細については、主幹より答弁させていただきます。以上です。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 私のほうから大枠の2番、新垣善功議員質問にお答えさせていただきます。

質問事項でコンビニエンスストアでの税金の納付等についてですけれども、税制改正により規制緩和が進み、地方税のコンビニ収納ができるようになりました。コンビニ収納メリットについては、納税者のいわゆる納付時間の改善、そして納付場所の拡大等の利便性を高めるとともに、納付率のアップにあります。これまでコンビニ収納導入については多々、対費用効果で議論してきましたが、市町村においては昨今の社会情勢変化に伴い、税を含め、公共料金のコンビニ収納が恒常化しており、納税環境の整備・充実が優先、必要不可欠となっております。去る定期監査においても早期実施が指摘されており、厳しい財政状況の中でありましてけれども、優先される税金、できるものから行うということで、まず3税（村民税、固定資産税、軽自動車税）、そしてできれば国保税についても平成25年度で準備をし、平成26年度から実施できるように進めていきたいと思っております。その後、実施設計の結果を踏まえ、その他公金についてもコンビニ収納については関係課と調整して進めていきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 新垣善功議員の大枠3番の医療費助成についての中で入院、通院とも中学校卒業まで拡充すべきではないかという御質問にお答えいたします。

村長のほうからもありましたように、医療費助成事業については、平成22年に入院に係る医療費助成を就学前の6歳から中学生卒業の15歳までとまず拡充し、今年度4月より通院に係る医療費助成を3歳から就学前の6歳へと拡充してきました。これまでも村として、子育て支援へ力を入れてきましたが、今後も中城村においては人口の増加、それに伴い若い子育て中の方々も増えていくと考えられます。その中においても、子育てのしやすい環境整備、子育て支援への充実を今後図っていく中で、医療費助成該当年齢層の引き上げについてもさらに検討していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

総務課長いいことを言いますね。しかし、皆さん方は認識はしていても、これをひとつ行動に移していかないと、やはり危機感がないから、ただ頭の中では覚えてもそれはできていないと。行政は頭だけではないんです。常に汗を流してやらないと、私はいかがなものかと思えます。皆さん方は素晴らしいことを言っているではありませんか、教育長もそうですけれども。それをどう具体的に実施していくかです。議会というのは、そこでお互い議論するだけではなく、議論したものについては行政の皆さん方はそれを実際に実践していかないと、単なる議論の場に終わってしまっただけでは私は議会そのもの、我々の立場もないし、皆さん方も議会からの素晴らしい提案があれば、ちゃんとこれは課の中で協議して、実施に移すということが大事ではないかと思えます。それで一番私は思うんですけれども、村長にお聞きしますけれども、こういう

危機管理については、本部長は村長、そして副村長も二人、しっかりとこれをやらないと、頭が動かないと尻尾は動きません。そういう意味で、村長はこういう災害時に、例えば例をとるならば、この前の台風15、16、17号についても事前にわかっていることなんです。そういう小さなことを日ごろから訓練していれば、大きな事案、災害が起きても対応できると思うんです。そういう意味では、台風銀座と言われていた沖縄ですから、台風なれしてしまっただけで、あまり台風は災害ではないという安易な考えを持っていると思いますけれども、この前の台風17号については本当に予期しないことが起きました。そういうことでありますので、ひとつ危機感を持って気を引き締めて、危機管理について行ってほしい。それと台風17号の被害状況を一応提出してもらいましたけれども、総務課長、もうちょっと具体的に書いて資料として残して、これに対してどういう対応をしたかということをお願いする。議員の、議会の皆さん方に報告できるような書類を残してほしいんです。皆さん方は書類を残すというのは、次の対策に非常に必要になってくるんです。過去のことが積み重ねて、それを一つ一つ見直して行って、まずかった点、総括して反省して、そして次のものに生かしていく。これは当然のことです。そういうことから、こういう被害状況についてももうちょっと詳しくレポートして残して、資料として次の見直しをする場合の重要な参考になると思います。それと農林水産課長、こういう被害届を出してありますけれども、JAからの資料提供ということでもあります。これも人を頼らず、自分たちでJAの被害の状況の出し方をどのようにしているか、頭を下げて勉強しに行き、そして自分で出せるようにしないと、人任せでは困るんです。そういう意味で、ひとつ今後もしっかり勉強してください。それと対策本部があります。きのう資料を見ましたけれども、こ

れ以外に何かありますか。中城村災害対策本部組織及び編成ということでもあります。きのうもりました。これは課別にやられています。これは各課に、例えば総務課は総務企画対策班として総務課長が班長ということでもありますけれども、たくさんの項目があります。それは何名体制でやっているのか。例えば平時から、課長は班長を決めます。こういう仕事はだれがやる。職員に対しても前もって、あなたはもしこういう場合はこういう任務だよということで、前もって言うておかないと、災害が起きてからチーム編成したらどうかと思うんです。間に合いませんので、危機管理は前もって、何かあった場合はすぐ対応できるようにしておかないと、総務課員集めて、君は何しなさい、君は何をしなさいではなくて、前もって任務を与えておく。そして課ごとにやっていますから課の皆さん、課長の皆さん方を集めて、こういう場合はこうして、年に一度ぐらいは課の検討会とか、あるいは課の勉強会ですが、これは1時間ぐらいで済むはずなんです。そしてそういう新聞紙上でいろんなものが出てきます。そういうときにすぐ、こういう場合はどのような対応をしたほうがいいのかと、その先進地とか、そういうあったところに行って資料をもらったりして、今後の中城村にももしこういうことが起きた場合はそれを生かしていくと。そういう勉強、職務意欲がないと、皆さん方が村長の目指している安全、安心な村づくりはできないと思います。村長は子育て支援のみを私に答弁していましたが、これも大事です。大事だと思います。安心して暮らせる、住みたい、住み続けたい中城ということも大事です。しかし、その前に私は身の安全も大事だと思います、一番大事なのは。そしてその所轄事務として、総務企画対策班の中で、消防出動の要請に関することがあります。これは場合によっては自衛隊の出動要請もできるということですか。この前の新垣清徳村政の場合



は、北上原の場合は自衛隊出動要請しました。そういうのも十分入れておく。連絡をとれる、要請するのかどうか。それとこれも見直してほしいんです。税務保険対策班の中で、被災者に対する税の徴収猶予減免に関するところありますが、これは終わってからの話です。こんなのが果たしてこういう対策本部を設置してとか、そこまで考える必要はあるかなと。終わって後の問題です。だから災害が予想される場合は、その予想に沿って、そして災害が発生した、その後、3段階に分けてやるべきだと私は考えておりますけれども、そういう意味で、皆さん方は台風警報が入ったときに職員はどのような対応をとっていますか。災害対策本部条例の中の4条に、災害対策本部に関して必要な事項は、対策本部長が決めるということです。どういうのを決めているのか。私が思うには、例えば今、台風の事例をとります。これは来るのは前もってわかります。そのとき台風が出る前は沖縄県内に接近した場合は、本部設置を村長は指示して、発令してつくる。最初は5名体制でもいいです。そして台風の状況によっては配員を広げていかないといけないと思いますけれども、そういう中で、例えば台風警報が出た場合、皆さん方みんなお家に帰っています、職員は。学校も休みです。その場合に台風警報が出た場合、皆さん方もそういう対策本部を設置して、それに備えないといけないわけです。そういう場合に、中城村の中で必要事項の中で、どう決められているのか。台風警報が発令された場合はどのような対応をとっているんですか。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 ただいまの質問にお答えいたします。

台風が発生して、沖縄県に向かっているという情報があった場合、前もって防災無線で村民への対策についての周知、まずは周知しております。それでその後台風が接近し警報が入る場

合、先ほど議員からもあったように、台風時の対策ということで、職員のほうは自宅待機ということになります。その中で三役協議をするんですが、その中で待機をどうするかという話も議論します。それでまず台風時の場合の対策本部というのはこれまでとってはおりませんが、こういう協議の中で対策本部というのは大規模な災害が予想され、その対策を要すると認められた場合に対策本部を立ち上げるということがございますが、まずは職員動員体制というのはどのようにすべきかということです。まず総務課の職員で情報の収集、連絡をする担当ということで、最小限の人数で今当たっております。災害が発生する見込み状況が出た場合には、緊急の連絡網に基づいて職員を招集するということが、現在、対応をしております。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 それではちょっと困ります。今までの台風の中にまさしく私が予想していたとおり対策本部を設置していないというのはおかしいです。県でもやるし、各市町村こういう対策本部を設けてやっているはずですよ。何度も繰り返すようですよけれども、北谷町かどこか60名体制で待機しているし、これは所轄事務も、これは事務ではなくて、そういう災害の緊急の場合のこれ、それから税金のことなんか人命第一ですので、その中に救助班がない。例えば台風の場合に浸水などして村民から助けてくれといったときに、それは第一義的には消防、警察があるかもしれないけれども、皆さん方もその体制を整えておかないと、消防や警察の手が回らないということがあるはずですよ。そのときは職員の中の若い何名かをそういうものに回していく。そういう班をつくって、助けてくれといっても人員がいなければどうしますか。そこまで煮詰めて、この対策本部の組織図もちゃんと組織して、電話も緊急の場合、だれに連絡するとか、これは全部、よく皆さんが工事現場

に行くとありますでしょう、事務所に張りつけられているではありませんか。事故があった場合どうするんだという緊急連絡体制もあるし、そういうのもやってもらわないと、これでは私はどうかと思います。それで村長、副村長、特に皆さん方二人は本部長、副本部長ですので、本部長が発令を出さないと動かないんです。皆さん方、村長の危機感というのはどういう感覚でもっておられるのか、そこが大事なんです。みんなは危機感を感じているのに、村長がこのぐらいは大丈夫だという感覚を持っているのかどうか。そこら辺を私はどうかと思うんです。だから台風時に村長は村長室に来て、状況を見ながら指示しないと、本部長の顔を見るだけでもみんな安心します。みんなが集まっても本部長がいないということは、だれが指揮をとるか、人任せではないと思うんです、私は。それはまた副村長は副本部長ですので、ちゃんと補佐して、こうしていきましょうということで、総務課長も交えてやるべきだと私は思います。それは私の経験上もあるし、皆さん方とは経験は違いますけれども、我々はそのように訓練されてきましたし、そして村長、職員の消防団についても何名か訓練しておいて、いざ、救助を求められた場合に助けにいくというぐらいの訓練した人たちも職員の中に、消防団の中で訓練できるように訓練しておいて、救助できるような体制をまずはとっておくということ。四、五名の精鋭の若い運動神経のある人を選抜して、それぐらいやっていけば我々も安心です。これは単なるペーパーで書いてあるだけなんです。危機管理というのは緊急の場合どうするかです。ひとつ課長、しっかり勉強して、村長に提案して、村長を動かさないと。村長に使われなくて村長を使わないと。課長の皆さん方は。そうしたら村長からの株も上がっていくでしょう。村長を全般的に全部見ることはできません。それを皆さん方が補佐し、そのために皆さん方課長の肩

書与えてあるんでしょう。課長とは何だということはよく自覚しておかないと。それと教育委員会に質問しますけれども、教育長、例えば災害もありますけれども、今、不審者がよく問題になっています。学校現場に不審者が入り込んで児童生徒に危害を与えると、そういう不審者対策はどのようにされているか。ただ、私が思うのは、5名の教育委員会の方がいます。そこでそういう危機管理についてのこういうのは議論したことがあるかどうか、この2点だけお願いします。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

まず、不審者対応の危機管理はどうなっているかという御質問ですけれども、各学校では今年度購入しました防災無線を活用して、不審者の対応訓練をしております。警察署と連携しまして、この訓練は行われるわけですけれども、警察の方が不審者に真似て、そして職員が対応し、そしてまた子供たちをどういった避難経路で逃がすかといったようなことも訓練しております。それから教育委員会で教育委員と危機管理について話し合ったことがあるかという御質問ですけれども、それについては危機管理ということでは、やはり学校の訪問計画というのがございまして、その中で、学校の経営計画を提出していただきます。その学校の経営計画の中にある危機管理に関する条項、多岐にわたるわけですけれども、その辺についてもきちんと踏まえた上で、そしてそれをまた教育委員会の会議の中で持ち帰り、情報交換としていろいろな面から協議したことはございます。以上です。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 質問に対する答弁若干違います。不審者が入ってきた場合にいちいち警察に電話している暇はないです。そのときに事件は終わります。そうでしょう。110番してから警察が来るまでは事件は終わっているん

です。その現場での対応というのは、先生方が身を挺して子供たちを守らないといけないわけです、責任がある。しかし、先生方も命はありますから、どのような防護策とか、こういうのはあるのかどうか。よく訓練する場合は変なあれやっていますよね。あれは常時学校内にあるんですか。ですから現場にあるものを利用する、これは知恵です。そういうことを私は尋ねているんです。警察の連絡、これはみんな連絡網あります。しかし、いざ現場で入ってきた、110番した、警察官が来るまではこの事件は終わっています。自主防衛です。私たちは今後はお互い自主防衛、自分でまず身を守らないといけない、最初は。最初から人を頼ってはいけません。そういう意味で、学校内にそういう何か不審者を取り押さえるような道具はあるんですか。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 申しわけありません。ただいまの質問ですが、取り違えていたかもしれませんが、訓練の中で警察官が不審者に扮して、職員がどのように不審者を防御するかという訓練も行っているということで申し上げました。学校にその防御のための機器があるかどうかという御質問ですが、それについては三角になったさすまたですか、それも検討しているところではあるんですけれども、今、警察官の指導によりますと、身近にある竹ぼうき、それから児童用のいすを向けて、それに対応することもできるということを聞いております。以上でございます。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 そのためには、これはいざというときは、すぐ使えるように訓練もしないといけないですね。ひとつ提案しておきますけれども、消火器を備えていますか、学校にありますでしょうか。消火器も武器というよりは犯人制圧の道具に使えるわけです。そういう意味わかりますよね。使い方によっては十分でき

るんです。だから日常的にあるものをどう使うかです。これは知恵です。昔の武士というのはジンプンがあるんです。体はよくてもジンプンがある人にはかなわないです。そういう意味で、日常あるもの、例えば今、話はちょっと余談に入りますけれども、殺虫剤でも使えます。皆さん方がこれをどう使うかは、そういうのは普段使うものでやればいいわけですから、そういう訓練。また訓練しないと、いざというときは使えないんです。何もでっかい道具なんかなくて、あるものを使ってやればいいわけです。中城中学校についていろいろ指導主事も前に話しましたけれども、目に見えています、いろんな面で荒れているということ、2年生が。3年生はおとなしいけれども、2年生は荒れていると。きのこの議員からも質問がありました窃盗事件とか、車を盗んでやったとあります。それ以外にもたくさんあります。それでいじめ問題は単なる3件ではないんです。ですから教育長はいつも深刻に受けとめていないという言葉を使いますけれども、私はこの言葉があまり聞きたくないんです。もっと危機感をもって、何件あれば深刻に受けとめるの。1件でも真剣に受けとめるときがあるんです。そういう発言は教育長としてはふさわしくないと思う。そういうことで、しっかり中城中学校の件、私が言わなくても指導主事はちゃんとわかっているはずですから、この対応をどのようにしているんですか、どういう対策をとっているんですか。来年の、今度が卒業式でも、来年の卒業式もまた荒れます。大体、中学校は今年よければ来年また悪い、これの繰り返しなんです。これはパターンを見れば大体対応をどうするかです。学力もそうでしょう。教育長が校長をしているときは子供たちはみんな頭がよかったかもしれないけれども、また次から悪くなっていく。中学校に行ったら勉強をしなくなる。継続は力なりとよく学校で教えているはずですが、先生方が教えている

んだったら、先生方も継続は力なりという意味をわかっているかです。そういう意味で、今、中学校の問題いろいろあります。これも私も教育指導主事には話しましたが、私もこういう問題、少年問題ですから、あまり深入りできません。名前も全部調べてありますけれども、そういう意味で、どういう対応をとられているのか、これは教育指導主幹さんからお願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 答えいたします。

今、窃盗事件が起きたということで、その対応に関しては広域にまたがっているということです。その対象の市町村の生徒指導担当者、それから指導主事集まりまして、情報交換をする。お互いばらばらになっている情報を突き合わせて、どういう状況だったのかという再確認をしました。その後、子供たち、今後どう対応していくのかというところに一番焦点が当たる部分かと思えます。逮捕された児童生徒に関しては、これから取り調べがあって、家裁での判決があって、対応がなされてきます。そこはその状況を見ながら、どう支援していくかということで、保護者、それから学校、それを支える家庭支援会議でケース会議を持っていますので、保護司であったり、民生児童委員であったりというところでのサポートをお願いしていこうかと思っております。未然防止に関してですが、今、その事件が起きて後、残りの児童生徒に関しては今、指導ができる状況になってきています。ですので、そのあたり情報を密にしなが、また関係機関とつなぎながら、児童相談所、また警察等の部分と連携をしていくということで、進めてまいりたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 あまり警察を頼らな

いで、例えばA少年がいる場合は、そのA少年が住んでいる地域がありますね。そこで若い、この子に影響力のある人をお願いして、ひとつ定期的に声かけてもらうとか、地域で育てるといのはそういう意味ではないかと私は思うんです。例えば保護司的、こういう肩書はなくてもいいです。例えばある部落で問題の少年がいた場合は、その地域でやるということは、皆さん方がお願いして、ひとつこの子を二人ぐらいの若い青年でもいいです、お願いして、どうか相手してくれないかということでやれば、この児童生徒も非常にいい方向にいくと思うんです。すぐ警察とか、そういうのではなくて、それが地域で育てるとい意味ではないかと私は思っているんです。昔は地域で先輩方からすぐメーゴーサーされたりしていながらも、今ではその先輩を憎むことはないんです。かえってよかったと思う面が多いと思うんです。皆さん方はよく地域、学校、家庭と言うんだけど、地域に対する情報も流さないし、そういう意味では、ひとつこういう学校が荒れるということは予想されますので、今からその対策をとってもらわなければならないだろうと思しますので、ひとつその点、検討するというよりも実践してください。そして教育委員会の5名の皆さん方もしっかりやってください。ただ月1回の教育委員会の会議に行き議論ではなくて、実践しないと。たまには現場を回って、夜も回って徘徊していないかどうか見るべきではないかと思うんです。皆さん方の教育委員会の議事録を見ますと、意見を述べない方がいるんです。あまり意見を述べない方もいます。そういうのはどうかと思います。月1回の会議はどんどんみんな意見を持ち合って、意見を出し合っていくべきではないかと思えます。それは皆さん方の村長部局についてもそうです。皆さん方の会議、課長会議録を見ましたら、しゃべっているのは大体二、三名です。十何名いる中で。月1回、

2回ですか。月2回の会議で何もなくて、ただ集まって、ぼんやりと意見も述べない。ということは勉強していないということです。あるでしょう、新聞とか、いろんなものを見ればいろんな社会問題もあるし、そしていろんな全県の市町村のいいものが新聞記事に載っています。新聞を読んでいますか、皆さん方。疑問です。そういうことですので、村長、私は危機管理については、村長を初め、副村長二人がしっかりすれば動きます。その辺小さなことがあってもきょうのような事態があってもさっと集まって、さっとできるようにしてもらえば、君は何する、何すると。これは何週間前からこの情報はあるでしょう。中城村には落ちないということがあって、みんな安心していただかもしれないけれども、しかし、そういうときにこそ訓練をすれば、いざというときには役立つということです。危機管理については、村長しっかりやってください。お願いします。そして総務課長はもう一度練り直してください。防災計画とか、今からやります。これは私は今まで12月議会、去年の3月議会、それから見直しについても、そして職員の意識高揚、何度も質問しましたが、一向によくならない。ひとつ議会から提案されたことについては、しっかり真摯に受けとめて検討してください。

それと2点目、コンビニでの納税です。今、税制改正によってできるということです。規制緩和ね。では、それをまた元に戻しましょう。昔、自治会長イコール事務委託者が徴収していました。これはどうなんですか、できるんですか、できないんですか。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 これは法律上できません。それで早目に中城村としては、ちゃんとした郵送のほうに全部取りかえました。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 できません。わかり

ました。

それで3点目の件ですけれども、もし完全実施した場合、どのぐらいの予算が必要か。3点目の子供医療費完全実施。

議長 比嘉明典 健康保険課長 比嘉健治。

健康保険課長 比嘉健治 実施した場合の予算という考えでいきますと、7歳から15歳までです。年間1,600万円の予算が必要になるかと試算しました。

議長 比嘉明典 新垣善功議員。

15番 新垣善功議員 村長、今お聞きしましたね、1,600万円。これをひとつ皆さん方、事業の見直し、あるいはそういう予算の編成を考えれば1,600万円という金は何とか捻出できるのではないかと思います。そういうのを課長、自分なりの案を出して、村長に提案して、採用できるように一生懸命やれば、あなたの株も上がります。そして村長、今もし完全実施したら1,600万円であれば、その50%、半分とか徐々に、一遍にではなくて徐々に、段階的にいけると思うんです。その辺をひとつ考慮して、比嘉課長しっかり村長に提案して、村長こうやったほうがいいのではないですかと。事業仕分けもしながら、事業見直しもしながらやってください。これは課長会議でそういうのが話し合わないと、みんなの意見を述べて、課長の皆さん方の意見も聞いて、削るべきところは削る。そうしていけばもっとすばらしい安心、安全な、村長の目指している安心、安全なまちづくりができると思うんです。課長の皆さん方も村長の意向を十分肝に銘じて、いい提案をして、あと村長はいい提案があったら早速採用して、いい村づくりをしてください。以上です。

議長 比嘉明典 以上で15番 新垣善功議員の一般質問を終わります。

続いて10番 安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

10番 安里ヨシ子議員 皆さん、こんにち

は。10番 安里ヨシ子です。

では通告書に基づいて一般質問を行います。

環境保全についてお聞きします。1番目に伊舎堂37番地周辺の住民より異臭がするとの苦情が寄せられています。当局は御存じでしょうか。

2番目に、添石から泊一帯の海岸線は、工場地帯になっていますが、何社が環境保全協定を結ばれているか、伺います。

3番目に、環境保全協定の報告義務はどうなっていますか伺います。

4番目に、結果を公開すべきと思いますが、どのようにされているか伺います。以上、御答弁をお願いします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、環境保全についての から まですべて住民生活課のほうでお答えをさせていただきますが、 の結果を公開すべきと思うがという御質問ですけれども、当然、結果も踏まえて、経過も踏まえて、経過結果は情報公開するのは当然だと思っていますので、それについてはどのような形になっていくかホームページなり云々あると思いますけれども、それについての技術的な部分はまた担当課のほうでお答えをさせていただきます。姿勢としてはそういう姿勢を持っているということでございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 安里ヨシ子議員の大枠1、環境について から まで答弁させていただきます。

まず について、地番までの特定しての投稿ではありませんが、伊舎堂に住んでおられる方から9月14日に異臭があるとの書き込みが村ホームページのほうにございました。そのことと思いますので、内容は「異臭がして、胸がむ

かつく」ということと、あと「青葉苑からのダイオキシン発生の測定結果は」についてでした。そこで住民生活課の対応としましては、異臭についての投稿があった日に伊舎堂地区をまずパトロールいたしました。野焼きや、そういう異臭もありませんでした。また12月にも伊舎堂周辺地区をパトロールして、住民の方、そして自治会長からも聞き取りいたしましたけれども、そういう異臭は今はないと。過去にもなかったということで報告をそのときは受けました。それから青葉苑からのダイオキシンの測定結果については、その日にすぐメールで返信し、その経過をメールで報告しております。そこで年度初めに村広報紙にも掲載していることを回答しております。

についてですけれども、村内企業と中城村との環境保全協定は3社ございます。沖縄ガルバ株式会社、それから沖縄綿久寝具株式会社、それから沖縄電力株式会社、電力については沖縄県との三者間で協定書が結ばれてございます。

については、水質測定、それから煤煙測定について年1回報告されております。沖縄電力においては、二通りの協定が結ばれてございますので、1つは工事に関する協定書、これは大気質、水質、騒音、振動などが年4回、それから海藻藻類、あとサンゴ類が年2回報告されております。あと運転開始後に関する協定ですけれども、それにつきましては、年に1回報告されてございます。

については、9月定例会において仲眞議員からも御指摘がございまして、今回ホームページと12月5日発行の村広報紙を活用して測定結果を過去3年分掲載してございます。以上でございます。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これは苦情が寄せられていたのは11月なんです。課長の答弁では2回ほど調査したけれども、異臭がなかったと

おっしゃっていますけれども、伊舎堂川のほうの窓を開けたら異臭がして、大変だということで、どうにかできないかというお話しでした。お聞きしますけれども、ごみ処理場青葉苑からはダイオキシンだけではなくして、重油とか、そのほかたくさんの薬品が使われているようですけれども、その処理状況について御存じでしたらお願いします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 それでは答弁させていただきます。青葉苑からの排水ということだと思いますけれども、それについては青葉苑から出る排水については循環して再利用してございます。そこで二、三回再利用したものを窯の熱でもって蒸発するように処理してございます。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 これは私は隣に畑もあるものですから肥料かと。肥料が野菜くずを腐らしたもののにおいではないですかと聞いたら、そうではなくして、化学的なにおいとおっしゃっているわけです。肥料ではなくて。だからそれを何回かに分けて、ぜひとも調査をして、この方たち、この周辺2軒ほどありました。あと3軒は感じないということで、人によって、そのにおいに敏感な人もいるし、敏感ではない人もいますので、ぜひとも向こうは何と申しましたか、カルバートがあるということで、雨降りにはにおいはしないと。雨が降らないときはにおいがするというお話しもございましたので、ぜひまた機会を見て、それは調査してほしいと思います。

2番目の添石から泊一帯までの海岸線が工場地帯になっています。それで環境保全協定、先ほど3社が環境保全協定を結んでいるとおっしゃってありましたけれども、結ばれていない会社が多いわけです。小さいからとか、今は綿久とガルバ、そして沖縄電力はもちろんですけ

れども、小さい会社は報告義務もなく、協定書も結ばれていないと。そうした場合に垂れ流しをしても村としては対応はなさるのか、どういう感じで対応なさっているのかお聞きします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 今の件ですけれども、結ばれていない業者、実は排出量が50トン以上の事業者については、村内で9社ございます。その中で添石から泊地区に関しては、1社と認識しております。そこでその1社、50トン以上のものについては3年に1回、中部保健所の立ち入り検査がございまして。その際にその周辺の排水の水質の検査がございまして、今のところその検査をもとに情報を得ている状況です。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 早朝5時ごろから海岸線をウォーキングしている方たちのお話では、添石の下の海も真白くしているよと。そして通称ですけれども、泊のウンジャガーラから下のほう、下の海岸線に近いところの排水が真っ黒で、においもすると。そういうことで、近いうち海が汚れるのではないかというお話しがありました。ただ50トン以上の会社、これは排水ですか、は調査をすると。そのほかの小さい会社が幾つありますか、9つかな。そういうところの何と申しますか、もう垂れ流しをされても村当局はそれについてどういう考えを持っているのか。それと村当局が年1回の報告義務のときに、測定のとくに村自体も立ち会いをなされているか、この2つをお聞きします。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 お答えします。

村の立ち会いはやっておりません。今、報告だけのものがございます。それからその小さい事業所等の排出ですが、村では今、下水道の計画もその地域はございまして、これから海岸を汚す水質云々というのは改善されると、そう

いう方向にいくと思っております。それからもし必要があれば、村独自でまた検査するのも検討したいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 村独自で検査されたことはないとおっしゃっておりますけれども、やはり村独自でサンプルの検査をして、会社自体が検査したのがありますよね、それと照合してどうなのかというのを、やはり会社としては報告義務の前に、悪い考えですけども、何といたしますか、排水を浄化してしまうとか、二、三日前からするとか、もちろん保健所から検査の前は通知があると思うんです。そうしたらいいような報告がされるのではないかという懸念はあります。だから企業任せにするわけではなくて、村独自でもサンプル調査をして、そういったものと比べてみてほしいと思います。広報紙の12月号ですか、それで検査項目とかいろいろ載っておりますけれども、基準より低いんだなという認識しか私たちはありませんので、専門用語の解説みたいな欄をつくってほしいと思えますけれども、それはできるでしょうか。

議長 比嘉明典 住民生活課長 新垣親裕。

住民生活課長 新垣親裕 今回12月号から始めました掲載されたものについても改善の余地があれば改善していきたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 安里ヨシ子議員。

10番 安里ヨシ子議員 今年の11月ですか、沖縄電力も運転開始しました。今までも運転開始までこぎつけるのに、平成14年でしたか、それから今、平成24年、10年ぐらいかかっているわけで、いろんな問題がありまして、それを一つ一つ議会でも解決をしてきましたけれども、今後またどういった問題が出てくるのかというのはわかりません。公害の問題とか、いろいろ。電力からの温排水の問題なども地域住民は非常に懸念をしています。これから電力が2号機、

3号機の運転開始にも近いと思うんですが、それに伴って、また事業所とか、企業が増えてくるのが予想されます。そのときに添石から久場までが企業が集中して、先ほどの治邦議員の質問もありましたけれども、そこが工業地帯になるということについては、やはり公害が心配になってくるわけです。小さい会社が、小さい工場が幾つか重なっていけば、この公害も広がっていくわけです。たくさんになっていくから、どの工場からこの公害が出ているかというのがわからなくなるといえますか、だからその会社、企業を誘致するのも非常に雇用が増えていろいろなメリットも出てくると思えますし、そういうメリットもあるんですけども、私たちとしては電力の問題にしる、工場地帯から出てくる汚水とか、そういったもので魚や生物の住めない海にならないかというのが心配ですので、誘致する際にそのことをしっかり厳しく指導してほしいと願っております。私たち大人は子供たちに何を残してあげられるのかといえ、やはり青い海と緑の野山、そして大切な自然を残していくのが大人の責任だと私は考えております。ですから企業からの排水、その他からの排水もどこからどう出てきているのか、そしてこの会社がどういった公害を出すのかというのもしっかり真剣に考えて、海を汚さないように、これ以上の自然を破壊させないように村として真剣に取り組んでほしいと思えます。以上で私の質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で10番 安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩(14時39分)

~~~~~

再開(14時47分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて13番 仲村春光議員の一般質問を許します。

13番 仲村春光議員 こんにちは。きょう最後になりましたけれども、一般質問をさせていただきます。

大枠の1番、中城南小学校開校関係について。中城南小学校の平成25年4月の開校を円滑に進めるために開校準備室を設置して、諸準備を進めているようですので、順調に進んでいるものと思います。今月を含め、あと4カ月足らずになりました。そこで次の2点について伺います。

中城南小学校が平成25年4月に開校になります。それに伴って、北上原分校が廃校になりますが、分校校舎の管理と跡地利用計画はどう考えているのか伺います。

中城南小学校校区の児童生徒が利用する通学路の安全点検確認等の調査が必要と私は考えていますが、教育委員会で調査は行っていますか。実施した内容があれば、その結果をお聞かせください。

大枠2番にいきます。防災、災害対策について。今年台風15号、16号、17号と大型台風が立て続けに本島全域を暴風域に巻き込んで大きな被害を与えています。本村にも農作物や施設、建物等に被害があったと思います。被害状況はどのようになっているのか伺います。この資料はもらっておりますけれども、答弁をお願いします。

台風と大雨の影響で、本村で土砂崩落や地すべりが発生している箇所がありますが、調査された状況と対策はどのように行ったか伺います。

大枠3番、歴史の道の維持管理について。南上原から登又までの間の歴史の道を歩く利用者が近年増加傾向にあると感じております。利用者が利便性のよい状況にするのが行政の務めだと思います。ところで歴史の道の管理は十分でしょうか。場所によってはススキや雑草が道まで伸びて通りにくい場所が見受けられますので、次年度から維持管理費の検討をする考え

はないか、村長の所見を伺います。以上、よろしく願いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは仲村春光議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番、中城南小学校開校関係についてでございます。跡地利用計画と つきましては、詳細は教育委員会でお答えさせていただきますが、私の見解を少しだけ、以前の議会でも答弁させていただいていますが、現在のところ、やはりある程度の器を持っておきたいというのが本音でございます。器というのは、将来もし中学校の建設だとか、特に一番喫緊の課題だと思います。中学校の建設などが予想されますので、それに向けての、今の状態では無理だとは思いますが、それを広げていくような形で、ベースにならないかだとかですね。ですから安易に北上原分校を売却したりとか、何か永続的に使われるようなものにするとか、そういう考えは持っておりませんので、柔軟性を持った形で、もし賃貸で何かに利用するとしても短期的に契約をして、いつでも返してもらえよう形にするとか、いろんな形で器として持っておきたいというのが本音でございますので、一応見解として述べさせていただきます。

あとは大枠2の防災、災害対策について、先ほども新垣善功議員からの御指摘、御提言などもありました。この件につきましては、当局としても真摯に頑張っていきたいというのがございます。もちろん台風の対策も含めて、防災については考えていきたいと思っております。

大枠2につきましては、総務課と農林水産課のほうで詳細はお答えさせていただきます。

大枠3番、歴史の道の維持管理につきましては、詳細は都市建設課のほうで、私のほうでは先ほど春光議員からいただいた資料も見させていただきましたので、結果としては、あれは完全に整備をしないといけないと思っております。

その整備のやり方といたしますか、維持管理の形をどうやっていくのか。ただ単純に単費を出して整備すればいいのか、あるいはいろんな機関、例えば来年からシルバーなどの設立もありますし、そういういろんな機関、老人会、シルバー、あるいはほかの緊急雇用、いろんな形で何らかの策は講じていかなければいけないのかと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 では仲村春光議員の御質問、大枠1番、中城南小学校開校関係についての についてですが、 については教育総務課課長より答弁させていただきます。それから については教育総務課主幹より答弁させていただきます。私のほうも南小学校の開校、平成25年4月に向けて、5月から開校準備委員会を実施しながら鋭意努めてまいったんですけども、11月には新しい校長先生、教頭先生も迎えて、また準備室の開所ということで進めてまいりました。いよいよ最終段階に入りました。職員にはやはり教育委員会が汗をかきながら、そしてまた皆様方の知恵をお借りしながら、開校に進めていきたいと考えているところです。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは仲村春光議員の御質問にお答えいたします。

まず大枠1番の中城南小学校開校関係について。中城南小学校が平成25年4月に開校になります。それに伴って中城小学校北上原分校が廃校になりますが、分校校舎の管理と跡地利用計画はどう考えているのか伺いますということですが、きのうもお答えしたんですが、北上原分校については、平成22年3月に社会教育委員会議から公立図書館が設置されるまでの間、一時的に図書館として利用できないかの要請があり、教育委員会としても要望はしてありました。ただ今回、護佐丸歴史資料館の建設が決まりましたので、今のところ教育施設としての活用は

考えておりません。きのうの一般質問で新垣光栄議員からの提案のありましたNPO法人の無料塾とか、学習センター、交流センター等の教育施設としての活用方法も候補になると思います。それから先ほど村長のほうからもありましたように、今後、上地区の人口が増加をして、中学校の建設が必要になれば、当然中学校用地としての候補の一つになると思われれます。また来年3月末に北上原分校を廃校とした後は、地方自治法の規定により行政財産から普通財産に改め総務課の管理になります。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 仲村春光議員の大枠1番、中城南小学校区の児童生徒が利用する通学路の安全点検確認等の調査が必要と考えますが、教育委員会で調査を行っていますか、実施した内容があれば結果をお聞かせ願いますという質問に対してですが、児童生徒の登下校の安全確保は重要であります。危険箇所を児童や保護者に周知し、事件、事故の未然防止に努めなくてはいけないと考えております。現在、中城小学校、津覇小学校においては、5月に児童と保護者で通学路点検の確認を行って、学校で集約して、安全マップという形でまとめて、児童生徒に報告していくということを行っております。現在、南小学校の部分、津覇小学校の南上原地区の安全マップ、それから中城小学校の上地区のマップ等々の情報、5月の時点の保護者の報告がございますので、その資料を今準備室である中城南小学校に提供をしているところでございます。さらに準備室でも登下校の安全ということを大切さをかながみて、南小学校に入学者、転入者の保護者に向けて、通学路の安全確保のために気になるところがあれば御報告くださいというアンケートも実施しております。そういう情報をまとめて、南小学校の安全マップを作成していくということになりま

す。それから委員会としては、7月に学校の校長先生、教頭先生、それから保護者代表、宜野湾署、それから都市建設課、それから南部国道事務所の職員で通学路の安全確認ということで、施設面等で不備がないかどうかというチェックをいたしました。その結果について確認して、また対処していこうという取り組みもございません。以上です。

議長 比嘉明典 総務課長 比嘉忠典。

総務課長 比嘉忠典 それでは仲村春光議員の大梓2の防災、災害対策についての についてお答えいたします。

先ほどありましたように、今年は大規模台風が数多く発生しております。農作物や公共施設、一般の住宅等に多くの被害をもたらし、また人的被害もございました。台風11号に関しては公共施設の新垣中央線の道路の一部決壊、それから久場農地保全道路擁壁の決壊等の報告もありました。台風15号については、排水路のつまりによる床下浸水1件、当間地区でございます。それとともに道路の冠水の被害がございました。台風15号においては津覇で1世帯、公民館への自主避難、それと役場への自主避難が一人が避難しております。台風17号においては、多くの住宅の窓ガラスが割れ、また人的被害、大人が2人、子供2人、4名が負傷しております。また窓ガラスの損壊や倒木、住宅の一部が損壊し、長時間に及ぶ停電等があったことを報告があります。農作物の被害については、農林水産課から被害状況を受けております。サトウキビ被害、被害面積9.7ヘクタール。野菜、果樹、花卉被害、被害面積5.1ヘクタール。ビニールハウス等の園芸施設、被害面積で0.9ヘクタールの報告を受けています。詳細については、農林水産課長からあると思います。よろしく願います。以上です。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは仲村春光議員の大梓2、防災、災害対策についての と についてお答えいたします。

まず についてですが、こちらは先日、議員の皆さんにも資料を配布しておりますが、改めて御報告いたします。今年の台風15号、16号、17号による農作物の園芸施設等への被害状況はサトウキビ被害が、こちらは製糖工場の被害調査資料によりますが、作付面積90ヘクタールのうち被害面積が9.7ヘクタールで、被害数量610トン及び被害金額が1,311万6,000円となっております。また野菜等及び園芸施設被害等は、J Aおきなわの被害調査資料によりますが、野菜、果樹、花卉の合計で被害面積5.1ヘクタール及び被害金額が1,613万円となっております。それと園芸施設、こちらはビニールハウス等になりますが、被害面積が0.9ヘクタール及び被害金額が142万円となっております。

続きまして についてですが、議員の御指摘する箇所については、字奥間から北上原にかけての山林部の斜面部分のことだと理解してお答えしたいと思います。去る梅雨時期の豪雨や台風の影響等で字奥間宇津原と上川原の森林区域内等で数カ所の地すべりの発生を確認しております。土砂崩壊対策等の治山事業につきましては、市町村での事業採択はできませんので、本年9月11日には沖縄県の南部林業事務所と現場確認調査を行っております。今後、農林省の治山事業により土砂崩壊防止対策が実施できないかどうか要請をしておりますが、現段階では沖縄県としては平成25年度までの事業予定地はすでに決まっております、事業採択が可能かどうか今後調査等をする必要があることで、事業実施及び時期についての明確な回答は得られておりません。今後も本村としては沖縄県に対し、要請を継続していきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 仲村春光議員の大
梓3の歴史の道の維持管理について答弁させて
いただきます。

現在の歴史の道の管理については、緊急雇用
と年2回の建設協力会による定期的に維持管理
をしている状況ではありますが、年間を通して
の管理については十分でないことは課題として
いるところです。また今月15日、土曜日に商工
会の建設協力会主催で、歴史の道の清掃作業を
予定していますので、ぜひ何かと忙しい時期で
はありますが、仲村議員を初め、多くの議員の
皆さん方の参加をお待ちしています。

それから先ほど春光議員が写真を持ってきて
ありますが、これも台風17号で被害に遭いまし
て、倒木関係についてはうちの緊急雇用で伐採
し、人が通れるようにしています。ただ、この
場所が機械等が搬入できなくて、先ほど村長か
らも答弁ありましたけれども、業者とシルバー
人材センターにお願いすれば、すぐできるとい
う話はしていますけれども、今週土曜日、15日
の作業でうちの都市建設課のほうの職員でやっ
ていきたいと。もしできなかつたら業者をお願
いするという事ですので、まずはやってみよ
うということですので、よろしくお
願いします。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 村長以下、課長の皆
さん、また教育長も答弁なさいましたけれど、
これからまた一つずつ順を追って再質問してい
きたいと思います。

まず北上原分校校舎の管理と、それから跡地
利用の件についてなんですけれども、跡地利用
のほうはきのうも新垣光栄議員からも質問があ
りまして、またいい提言もありましたけれども、
これは北上原の分校の歴史といいますか、それ
がありますので、ひとつこれを披露したいと思
います。北上原分校は長い歴史のある分校であ

りますと。ここに調査資料がありますけれども、
この資料は分校近くのお住まいの方で、学校の
校長を長いこと勤めていた方が、多くの方々25
名余りの方々から聞き取り調査をして作成され
た資料であります。この資料の中に中城小学校
北上原分校の変遷というのがありまして、これ
から見ますと1923年から1944年までの21年間は、
現在の北上原の児童公園がありますけれども、
その場所にあったと。その後、太平洋戦争が
あって一時閉校していたが、戦後の1956年から
また開校して、1年生と2年生が通うようにな
ったと書いてあります。それで来年3月で廃
校になります、1956年に分校としてなっており
ます。それと戦前と合わせますと77年間分校と
しての実績があるということで、これは聞き取
り調査した結果であります。このような歴史の
ある分校でありますので、地元としてはこのま
ま保存していくのが一番よいという話が大分あ
りましたけれども、それが無理であれば、これ
はまた将来、中学校用地として考えていくとい
う村長の答弁もありましたし、教育委員会もそ
のようなお話しもありましたので、公共用地で
ありますならば、地域の皆さんもまた理解して
いただけるものと思っております。それで村長
が答弁されました人口増が予想されるという
ことで、中学校用地として、これからそのまま置
いておくということであれば、皆さん喜ぶもの
だと思います。私もまたそう願っております。そ
れからぶれずに村長はこれからずっと村長をな
さるだろうし、また村長でいる限り、この北上
原分校跡は中学校敷地にするんだということを
考えでもって行ってほしいと思います。それで
北上原も分校が、これは3年前の村長の答弁と
一時、ちょっとの言葉の選択としてということ
で、ここを売って、それでまたどこかに中学校
用地を求めるとか、ちょっとその話をしており
ましたけれども、それは撤回されまして、中学
校用地として残すということですので、

そのときに大変、地域の皆さん心配して、では北上原が利用させていただいている運動場ではない、広場、そこが使えなくなるおそれがあるということで、またその心配もしておりました。そこは北上原が自治会活動によく使っております。使用させていただいております。今、教育委員会をお願いして、それで夏まつりとか、あるいはふれ合い事業がありまして、そこでもまた運動の時間も計画に入れてありますので、そこに行って、そこでグラウンドゴルフをしております、それからPTAの皆さんも子供たちを集めて、そこで交流の場所としておりますので、そういう面で、北上原の皆さんが心配していたのは、ほかのところに売ってしまったら大変だということで、私も何度も、これはぜひ分校として残してほしいから、そのような話できませんかという話はあったんですけども、分校用地で、保存でなくても中学校用地であれば、これは大変また皆さんうれしく思っていると思いますので、その点御理解いただいて、そのようにしていただきたい。中学校用地として置いておきたいということでありますので、この点につきましては、よく理解できますので、終わります。

2番目の中城南小学校の校区の児童生徒が利用する通学路の安全点検の調査ということでありますけれども、教育委員会で点検したということでありますので、これは問題点とか何とかないかということで調査したということでありますけれども、問題点というのはなかったですが、こちらはどういうふうにしたらいいかということはないか、その調査の結果、お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 それではお答えします。

道路管理者と、それから警察で、学校側から

挙げてもらった、ここが危険箇所だと。すべてを点検するわけにはいきませんでしたので、危険度が高いところからということでの調査をいたしました。南上原に関してはユニオン前の交差点、今、児童生徒がよく横断するが横断歩道の設置ができないかどうかというのが要望でしたが、前後の信号機の間隔、距離が短いということで、警察のほうからここに設置をするのは難しいということで、これは学校側で指導、ここを渡らずにもう一つ先の信号から渡る指導を徹底してほしいということと、なかなか設備、道路の管理等も含めて、改修というのは時間がかかる問題ですので、どうか指導で危険ということを周知して、そこを通学路として不適切だということでの確認をしていった次第です。ということを含めて、各担当部署で通学路という意識をもって、これから改善していきましょうという確認の場になりました。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 通学路に関しましては、大方が皆さん通学バスを利用すると思うんですけども、それとあとは御家庭の皆さんが、御父兄とか、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんを送迎している子供たちも大分見受けられます。この通学路は現在の中城小学校、あるいは津覇小学校の通学路とは違う点も出てきますので、その点検が必要だということで考えて、そのような質問をしたわけですが、中城村には「こども110番の家」というのがあると思います。以前は「太陽の家」でしたか、そういうのがありまして、今は「こども110番の家」となっていると思いますけれども、そのこども110番の家がどのくらいあるのか、まずこの点からお聞きしたいと思います。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

こども110番の家ということで、今、宜野湾署に登録されている軒数は、中城村内では56軒

ございます。それを校区ごとに申しますと、南小学校も含めて申します。中城小学校区域が21軒、津覇小学校区域が17軒、南小学校区域が18軒となります。計56軒です。今回開設されます南小学校の通学路と思われる29号線沿いの登録となりますと、今、登又のほうで1軒、北上原のほうで2軒、南上原のほうで9軒の登録となっております。以上であります。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 今、通学路の話をしたんですけれども、通学路は大方がバス利用ということでありますけれども、都合によってバスを利用しないで、あるいは家庭で送迎もできないで、歩く子たちもいると思います。これは全部が全部バスと、これは強制もできないし、そういう歩いている子も私、見かけます。うちのところも通学路の一つでありますので、よく見かけますので、だからその子たちの安全の通学路として、こういうこども110番の家というのが、いわゆる犯罪の抑止にもなるのではないかとということでありますので、今、課長の答弁からしますと、南小学校の通学路のところには、まず南上原は都市化しておりますので、結構家も並んでいる。それで事業所もありまして、まずまず安心だと思っておりますけれども、それでも9軒あるわけです。けれども登又から新垣北上原で合わせて3軒ということで、少ないのではないかと感じたわけですけれども、北上原のところ、今、ハンタ線も通学路の一つとして挙がると思います。これはバスの経路、路線は私わかりませんが、バスを利用しない方々は新垣の方はそこからハンタ線を通して、歩いて南小学校まで通う子たちもいると想定するならば、そこら辺にもこども110番の家の設置が必要ではないかということは今、感じております。それとまた29号線沿いの話を今していましたが、そこには登又1件、北上原2件ですから、そのほうにもまだまだ設置の必要がある

のではないかと感じております。子供たちの安全に、歩いて通学できるような状況を教育委員会の皆さん、もちろん行政の皆さんで考えていってほしいと思うんです。それでこれは宜野湾警察署の生活安全課、そちらのほうに要請すると思っておりますけれども、増設のお願いを担当の方からお願いすると、要請するということを考えていませんか。またぜひやってくださいという要望ですけれども。

議長 比嘉明典 生涯学習課長 名幸 孝。

生涯学習課長 名幸 孝 お答えいたします。

議員おっしゃるように、今、南小学校の通学路に関しまして、こども110番の家の軒数が少ないように思われます。調査いたしまして検討し、この場合、個人の方からの申請になっていきます。お願いは自治体から個人の方からお願いして、個人の方から宜野湾署なり、派出所のほうに申請になってきますので、自治体としましては、その個人の方からお願いするということになっていくと思います。調査し、検討していきたいと思っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 その件はなかなか個人の方がこども110番の家になりたいという方がいないのではないかと感じております。そこは行政がこの辺がこども110番の家としてふさわしいなと思えば、行政の方がそこに行って、そこからまたお宅で宜野湾警察署にそういう110番の家を私も受けていいですということの申請をしてくださいますというのを、行政のほうでそういうのはお願いすることはできますか。そのようなことでないと、私がやりますということとはなかなか難しいと思うんです。現在、1カ所、私やっていますという方があったんですけれども、なかなかわかりにくいところ。というよりは、わかりづらい、表札も何もないわけです。だからそこは子供たちにどのようにこども110番の家というふうを示すかも、これは課題

だと思えますけれども、学校ではそのこども110番があるということは、生徒たちに教えている、あるいは知らせていますか、その件お伺いしたいと思えます。そうでないと、つくっても何も価値がないような気がしますので、こども110番という表示とか、あるいはだれでもわかるような。必ずこれは子供だけが利用するのではなくて、もし万一、か弱い女性の方とか、お年寄りの方でも、子供でなくてもこっちにもし何か万が一、犯罪に遭うようなことがあったらそこに駆け込んでいけるような、駆け込み寺みたいな、そのようにもできますので、表示のほうも必要だと思えますが、子供たちにもその件知らせていますか、どこどこにあるというのは。その点お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

先ほどの答弁の中に安全マップという言葉を出したと思えます。危険箇所、それからこども110番の家の所在等も含めて、子供たち、それから保護者に周知していくということで、学校では指導をしております。不審者対応の一環として、「いかのおすし」という言葉と「こども110番」というのは、ほぼ全児童が周知しているものだと思っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 そのマップでわかるということであれば、それはそれでよろしいかと思えます。これは万全に南小学校開校の準備をしているということですので、これは期待したいと思えます。また校章のほうも図案もできておりますし、ここに校章もこのように南上原小学校の校章なんですけど、これは案として、これは決定ですか。決定されておりますので…。これは説明にありますとおり、真ん中の黄色い部分はペンの形です。それからそばのほ

うは村木であるクロキの葉っぱ、下のほうにはまたリボン、これは白黒ですけども、カラーになりますと赤いリボンとなっていますけれども、赤いリボンは友愛、平和、情熱を成功をあらわすというようにすばらしい図案ができておりました、感激しております。南小学校という新しい校章、これもすばらしくできております。村長は知らなかったですか。それからまた校歌についても村出身のシンガーソングライター 普天間かおりさんへ依頼済みとありますけれども、これはせんだって行われました中城産業まつりのほうでも本人がイベントで出演されておりました。それで村長との対話がありまして、そこでも話に触れましたけれども、南小学校の校歌を普天間かおりさんに依頼しているということで、この前も説明がありました。これは普天間かおりさんは、中城小学校出身、中学校までここで通っていたという話も先ほど奥間議員からも聞きましたけれども、本村にゆかりのある普天間かおりさんが校歌を作詞作曲するということで、すばらしいことだと思えます。中城小学校の校歌、「緑豊かな中城」というふうなすばらしい歌をつくったあれがありますけれども、津覇小学校は何だったかな、ちょっと忘れてましたけれども、そこにありまして、中城小学校は緑豊かな中にあるわけですけども、この南小学校は都心部の中にあって、緑でもなく、都市の中の学校になってしまいますので、それがどういう校歌になるのか、本当に興味津々で、今いい校歌ができるものと期待しております。村長も普天間かおりさんに依頼したんだから、そこはすばらしい校歌ができるものと信じて依頼したと思えますので、これはせんだっていろいろな議論がありましたけれども、どこかに委託したほうがいいのか、とらなかつたんですかとあつたんですけども、私のほうとしてはそれが今のいい策だと思っております。期待しましょう。いい歌ができます。それでこれは期限

はつけてありますか、開校が平成25年4月ですので、それまでにぜひやってくれという確約はとってありますか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えいたします。

エスファルプロモーションという会社に所属してまして、その社長とも連絡をとりながら、1月末までの予定で仕上げてもらおうようにということで、今進めています。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 課長の答弁、これは確約もあるということですので、先ほどから言っておりますように、すばらしい校歌ができることを期待しておきます。この件はこれで終わります。

次に、防災と災害対策について何ですけれども、これは総務課長から答弁がありましたけれども、これは先ほど新垣善功議員からいろいろ指摘とか、考えも意見もありましたので、この点は私も今聞いておりましたので、重複すると思いますので、総務課長のほうはいいとして、今度は農林水産課長の答弁をちょっと再質問していきたいと思います。いろいろ調査結果の項目が出ておりますけれども、平成24年度の台風被害の調査です。私も台風のことはよく挙げておりますので、台風15号、16号、17号の被害調査とうたったものですから、この調査が出てきたと思います。中城村には総額1,613万円ぐらいの被害額となります。それは皆さん独自で調査ではなくて、JAの調査のもとということでもありますよね。だからそれが調査だけのものであって、被害はまだあると思うんですけれども、出されたものがこれだけということに理解しておりますけれども、このJAから出された「あじまー」というのがありまして、この中に台風17号猛威、JA農家支援策実施ということがありまして、そこに農協も全体調査するということが書かれておりますけれども、全体では

21億4,700万円ぐらいだったと。そこで農家の支援のために農協では融資も行うと。低利で融資もするとかありますけれども、村自体でその支援策というのは考えていないですか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

被災農家への具体的な支援というのは、現在のところ村としては今考えておりませんが、今後こういった形での支援が可能かどうかというのは検討すべき課題だろうとは思っております。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 検討ということでありましたけれども、また検討にもいろいろありまして、それは前向きに検討しますというのが一番ふさわしい答弁だと私は思っておりますけれども、検討の後の結果はまた後で聞きますけれども、どのようなことをしましたかということで、お願いします。こちらでも低利というふうにありますけれども、低利で貸すと。それはせめて利息の分だけでも対象農家のほうに村で支援しましょうということができないかということをおっしゃったんですけれども、これは予算の都合がありますし、また皆さんも対象農家を調査していないと思います。しているかどうか、それは農協のほうでやっているということでもありますので、対象農家というのは、支援の内容とかもこちらのほうに書かれて、JAではこういう対策をしますとありますので、こういうのも皆さんも見ながら、支援ができるものであれば支援していただきたい。サトウキビで申しますと、サトウキビの種苗があります。種苗も被害に遭ったかもしれませんけれども、種苗を今度は多く設置して、そこから植えかえ、あるいはまた被害のあった農家の減産になった分は、それからまた次植えかえしてくださいという支援も拡大

して行ってほしいと思います。そのところは前向きに検討してください。そこについては終わります。

次、都市建設課長、待ってください。のことをちょっと話しますと、台風と大雨の影響で村の奥間、宇津原の上のほうで崩壊があります。私はそこは課長にもお話しをして、こういうふうに崩れていますと、地すべりもしているということで、調査して、その対処したということは今答弁ありましたけれども、そこはちょっと今の答弁では、平成25年度まで対策ができないという答弁をされましたけれども、その地すべりの近く、あと十四、五メートルぐらいのところは歴史の道というのがありまして、御存じのことだと思います、皆さん。お話をしますけれども、歴史の道があるんです。そこがあと少し崩れてきますと、歴史の道まで崩れてしまうような状況ですので、そのことは南部林業事務所のほうによくお話しをして、早目の対策をお願いしたいということで、再度、要請をしたらどうかと思うんですけれども、これは歴史の道が崩れてしまうと、またゴルフ場のところみたいにまたその工事もやらないといけないとなりますと、また経費がかさむということになりますし、早目の対策が必要だと思うんです。だから村長も観光客15万人を目標にやっていますので、今、観光推進課長もいろいろ観光客をたくさん呼び込もうと思って一生懸命やっておりますので、この歴史の道も今相当利用者が、いわゆるそこを散策している方々を多く見受けられます。私の家のすぐ近くにありますが、歩いていてのをすぐわかります。そこで説明板もありますし、やっているのはわかりますので、先日も2台の大型バスが来ていましたし、こういう状況でありますので、こういう歴史の道は大事なところでありまして、そのところはぜひ早目に対策をしてほしいということでありませぬ。その土地の利用者が何かわかりませぬけれ

ども、大型ダンプで崩れたところにまた土砂を入れている状況でありましたので、そうしますとまたそこが崩れたところから誘発し、またそのこの下のところまでいってしまうと大変ですので、奥間まで行ってしまふんですね。これは奥間の伊佐則勝議員も心配しておりますので、次はまた向こうも一般質問があると思いますので、そのこのところは早目の対策をお願いしますけれども、要請する考えがあるかどうかお伺いします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

当然ながらこの再要請については今後も続けていきたいと思っております。御指摘のありました歴史の道の近くですね、そのこのほうも伊佐議員と仲村議員からも話がありましたとおり、地権者のほうには土砂の搬入を一応やめてほしいと。また災害が災害を誘発する原因に成りかねないということで、指導は行っております。以上です。

議長 比嘉明典 仲村春光議員。

13番 仲村春光議員 ではそういうふうに進めて行ってほしいと思っております。この件はこれで終わります。

あと都市建設課長のほうに再度伺います。歴史の道の管理、私の意見として、都市建設課長はこちらがどこどこが草が覆っていると、そうするとすぐやってくれます。あなたはすばらしい。そこは私は管理者ではありません。管理は皆さんがやっていますから、あなた方が回って、こっちは早く刈らないと通行に支障を来すなというのをやってほしいんです。私も前にもお願いしたら、1週間後は刈ってありました。できるんですから、回ってみて、これだけ通行人に不便な点があったらすぐ刈るよということで、別に私が言わなくても刈ってくださいとい

うことで、それでまたこちらの件もそうなんです。私も回ってみなかったんですけども、この中城文化財案内人の方、グスクの会ですか、その方々から、そこがこういうふうには土砂が流れてきて通行しにくくなっていますということでお話ししていました。そうですかということで、私も上ってみたら、やはり2メートルある歴史の道が1メートル40センチぐらい土砂で埋まってしまっているんです。そこで四、五十センチぐらいしかあいていないということでもありますので、そのほうを指摘したら、これもすぐやりますとやってやっています。これはいいことでもありますけれども、そういうところはまず職員を派遣して、台風時、あるいは大雨の後はどうなっているかなんかということは調査してほしいというお願いですけれども。そうすれば私もここまで歩いて行って、こういう写真まで撮らなくても、皆さんがやってくれるものを要望しているんです。草のほうも後ろのほうの草が伸び放題になっています。こちらのほうも伸びる前にすれば、あまり費用はかからない。課長は建設業協会の皆さんにお願いしているということではありますが、皆さんボランティアでやってくれることはいいことでもありますけれども、いつもいつまでもやるということではないと思いますので、今回は早目の対策としてボランティアでやってもらうということでもありますので、幾らか予算をつければ、グスクの会の皆さんが都度、都度、我々が管理しながら、管理というよりは、いつも案内していますので、わかりますので、見ながら刈っていきますという話もしておりましたので、皆さんはグスクの会の皆さんとも少し話す機会を設けてやっていただきたいと思います。その点を答弁を聞いて、一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。
都市建設課長 新垣 正 お答えします。
グスクの会の費用云々というのはどういう費

用なのか。例えば茶菓子代程度でいいのか、そうであれば次年度から財政等、予算計上しながらやっていきたいと思っておりますので、ぜひグスクの会と協議をもっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長 比嘉明典 以上で13番 仲村春光議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでした。

散 会 (1 5 時 4 3 分)

平成24年第11回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	平成24年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年12月13日 （午前10時00分）		
	散 会	平成24年12月13日 （午後1時55分）		
応 招 議 員 （ 出 席 議 員 ）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	新 垣 善 功	1 番	伊 佐 則 勝
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 長 主 幹	喜 屋 武 辰 弘
	健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治		

議事日程第5号

日 程	件 名
第 1	一般質問

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に6番 與那覇朝輝議員の一般質問を許します。

6番 與那覇朝輝議員 おはようございます。

6番 與那覇でございます。最後の一般質問の日となりましたが、あと4名おりますので頑張ってお願ひいたします。

きょう来ましたら早速、歴史の道ボランティア活動の協力のお願いというのが出ていますけど、昨日の春光議員の質問の流れもあるかとも思うんですけども、こういう素早い対応というのは非常に大事ですので、ぜひお願いします。とかく、行政はコストと時間が完全に民間とかけ離れていて、いろいろ言われていますけれども、コストと時間という意味で、これ時間、効率的にいろいろ使うということで、コストというのも大事、時間というのも大事ですので、ぜひ、よろしくお願いします。

それでは、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番です。村公金の無利子扱いについて。

これはいつ、どのような契約により、いつから始まったかということです。無利子扱いになったかを答えていただきたいと思ひます。それから、2番目、地方自治法によると普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金は政令の定めるところにより最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないとされており、より有利な利子、有利子扱いを検討すべきと思ひますがどのような見解を持っているか伺ひます。3番目に、近隣市町村の取り扱い状況はどのようなになっているか。

それから2番、コンビニエンスストアの納税

について。本件は善功議員からもありましたが、中身についてひとつよろしくお願ひします。

コンビニエンスストアでの納税は、若い人たちを中心とした納税者の利便性や納税率アップ対策のためにも早目に取り組みを始めるべきだと思ひますが、どのように考えているか伺ひます。

近隣市町村のコンビニ納税の現状はどのようなになっているかお願ひします。

それから3、最近の新聞紙上より。

去る11月15日設立された村シルバー人材センターについて。設立に向けて村当局の努力を多としたいが、来年以降、同センターに対してどのような展望、対応をしようと思ひているか伺ひます。11月25日の「第1回あたいくあー市」について、9農家とやや小規模ではあったが、短時間で売り切れ、好調なスタートを切っていると思ひます。担当課として今後、どのような対応策、いろいろそれを支援していただけるかを回答お願ひしいたします。以上、よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、村公金の無利子扱いにつきましては会計課のほうでお答えをさせていただきます。、、ともです。

大枠2番のコンビニエンスストアの納税についてでございますが、詳細は税務課のほうでお答えをさせていただきますが、きのうも答弁しましたとおり朝輝議員は監査委員でもあります、監査での指摘を受けまして、これをしっかりやるようにという指示はもう既に出してありますので、あとは時間的な部分、これは多少の時間を要するようでございますので、どちらにしても早急にこれはもうやっていくということで方針は決まっております。しっかりやっていきたいと思ひております。

大枠3番の最近の新聞紙上より、につつま

しては企業立地観光推進課、 つきましては農林水産課のほうで詳細はお答えさせていただきますが、 のお尋ねのシルバー人材センターにつきましての所見を述べさせていただきますが、 前回もお話したとは思いますが、このシルバー人材センターの設立に向けては、有志の方々がぜひこういうことをやりたいということで要望がありました。そこに対しまして我々も非常にすばらしい発想だということで、何とか協力をしていきたいということで準備会を立ち上げまして、それにこたえていきたいということで始めさせていただきます。多少いろんな壁などあるかもしれませんが、約3年ほどをめぐりに何とか自立をしていながら、村当局としてもしっかり支援をしていきたいなと思っております。

それと のあたいくあー市についても、同じようにこれも最初できるものからスタートしたいということで、できるものからやっていまいしょうということで、これが相對売りのおもしろさやその付加価値のつき方などで、農家の方々がそれについて価値観を見出していただけなのであれば、我々もそれを広げて、将来的には直売所などがもしできれば理想的だなと今のところそう思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 会計管理者 小橋川富雄。

会計管理者 小橋川富雄 おはようございます。

それでは、與那覇朝輝議員の大杵1の村公金の無利子扱いについて から にお答えいたします。

のいつ無利子扱いになったかということですが、仮に金融機関が破綻し、ペイオフが発動された場合、決済用預金を除いた預金のうち、1,000万円とその利息分を超える預金は一部カットされる可能性があるため、平成17年4月21日に、従来の普通預金から全額預金保護される無利息普通型預金決済専用預金へ移行

をしております。

また、どのような契約でということですが、これは契約行為ではなく、中城村ペイオフ対応方針の中で決定され、切りかえを行っております。

次に、 のより有利な有利子扱いの検討の見解でございますが、歳計現金は日々の支払いに充てるための準備金の要素がありますが、歳計現金の一部を定期預金に回した場合、保管現金に不足が生じ、財政運営にも支障を来すおそれがあると懸念されます。公金が住民から預かった公の財産であることを踏まえ、その損失をもたらすことがないように、公金の安全性を守ることを最優先しながらペイオフの影響を受けない安全性を確認した上で、運用可能な金融商品を的確に選択し、最も確実かつ有利な方法で保管することを目指しながら今後検討していきたいと思っております。

次に、近隣市町村の取扱い状況でございますが、ペイオフ解禁後、地域福祉基金については1,000万円を上限に各金融機関へ分散して定期預金を行っております。それ以外の歳計現金については本村同様、決済用預金としているのが現状であります。以上でございます。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

きのう、新垣議員からも御質問がありましたけれども再度、與那覇議員に回答したいと思っております。

まず、與那覇議員からの質問でありますけれども、コンビニエンスストアでの納税について。

コンビニ納税で若い人中心に納税の利便性や収納率アップ対策について、早目に取り組むべきではないかという御質問だと思います。回答したいと思います。

まず、税制改正により地方税の納税に関するいわゆる規制緩和が進み、コンビニ収納ができるようになりました。コンビニ収納のメリット

については、まず納税者が全国どこでも生活に密着した場所で納付できるということです。そして365日、24時間納付が可能であると。そして、買い物帰りなど気軽に納付できるということです。議員がおっしゃっているとおり、これは納税環境整備、充実を図ることが最も求められています。これまでコンビニ収納については、導入についていろいろ収納率向上ということ、費用対効果でいろいろ議論はしてきました。しかし、きのうも一応お答えしたんですけれども、現在の社会情勢、お互いの勤務形態の多様化、どうしても生活がそこに近い場所から納付してもらいたいというそれを含めて、税を含めた公共料金コンビニ収納は常に恒常化してきております。実質、県内市町村のコンビニ収納率、実施も相当数に上っています。このように当村においても厳しい財政状況ではありますけれども、今後、やはり視点というのは納税者の利便性と同時に納税率のアップ、そして税を含めた公共料金、コンビニ収納については早目に対策をしたいと思っています。まず、公共料金ですけれども、3税を早目にやって、その後、その他関連の公共料金関係の収納を早目に調整しながら進めていきたいと思えます。

続きまして、 についてです。近隣市町村のコンビニ納税の状況はどうなっているかということですね。まず、今年4月の県内状況の報告をしたいと思えます。24年4月現在、40市町村中、これ全県です。導入済み15市町村であります。パーセントからしますと37%です。今後検討を含めるということは、基準日が平成26年4月、再来年ですか、4月から平成26年度から導入する予定の市町村が24市町村ということで今、回答を得ています。パーセントからしますと59%になります。これは全島のお話ですけれども、ちなみに離島を省いた本島、コンビニというのは離島にあってもさほど、離島には少ないものですから、本島25市町村に限定しますと、

現在導入済みが14市町村、56%。今後検討を含めて、先ほど言った平成26年4月では導入数が21市町村、84%、8割が導入するということが一応今、回答を受けています。近隣市町村では、今、うちの村を含め、中部で3町村が未導入でありますけれども、その中で今1村は、来年か再来年からやるということで目指しているらしいです。以上です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 與那覇朝輝議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

大枠3の 中城村シルバー人材センターの来年以降の展望はという御質問ですが、村のシルバー人材センターの設立については、高齢者の生きがい、働く喜び、健康維持、社会参加、福祉の増進など地域社会の活性化を目的に設立されております。村としましては、その設立に向けての今年10月から事務等の支援をいたしております。引き続き次年度も同センターの支援をしていきたいと考えております。

設立以来、仕事の受託は今、企業立地観光推進課のほうで取り扱っておりますが、毎日のように仕事の依頼が来ている状況です。理事長からの説明では1カ月で30万円以上の仕事の受注をしているということで、理事全体が営業努力に努めれば次年度からの展望は自立に向けて早いものと今、考えているところです。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 與那覇朝輝議員の大枠3の についてお答えをいたします。

第1回目のあたいくあー朝市は、議員、シルバー人材センター、農家及び役場職員のメンバーで構成する仮称朝市準備委員会の皆さんの

お力により小規模ではありましたが、成功裏に終わることができたと思っております。この朝市の方向性は地産地消の推進及び生きがいづくり、そして新しいコミュニティづくりの場としての位置づけをしており、今年7月から朝市に向けての準備委員会会議を毎月1回開催してきており、今回の朝市の開催という運びとなりました。今後も毎月1回第4日曜日に開催を予定しております。担当課、農林水産課といたしましては、今後も朝市準備委員会の他のメンバーとともに運営に携わっていきたいと考えております。また、現在の出品は野菜等の農産物が中心ではありますが、行く行くは加工品やあと料理の提供、さらには漁協の協力等も得て水産物の販売も検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 順を追って質問をしていきたいと思います。

まず、村公金の無利子扱いはこれは先ほどの話だとこれは近隣市町村みんなそのようだというので、これは実は金融機関がいろいろリーマンショックとかそれ以前から、ちょっと調子が悪い、納税もできない、赤字というあれでいろいろこれも非常に大きな政治的な課題でありまして、これも一市町村で論じるのにはちょっと大きな話ではあるんですけども、いずれにしても最近の金融機関はきょうの新聞にもありますように、徐々に体力をつけており、もう何兆円も納税をするぐらいの余裕もできておりますので、こういうのは規制緩和という話もありますけれども、そこら辺もまだ金融関係は守られているという感じなんですよね。利子を払わないでいいというのは、私が銀行にいたころはもう全然考えられない話で、指定金融機関ひとつとっても、争って受け皿になろうとした時代でしたので、今はどっちかといったら資金の調

達が非常に自由、これは国際的にも調達できるということもあるし、ましてや借り入れしてもなかなか利息以上のもうけを出しきらんという、総体的に融資量もずっと落ち込んでいるものですから、いろいろ状況は変わっております、こういう格好になってはいるんですけども、そろそろそこら辺は応分の利子はつけてもいいころではないかとは思ってはいるんですけども、これは大きな流れですので、非常に難しい点がありますけれども、例えばこの無利子ということに関して、有利子はいつまでだったかというのを、先ほどの課長の答弁ではこのペイオフでこの対応方針でこうなったということですけども、これは平成何年度とか、そういう期日も持っていますかね、いつごろからそうだったという、そういうのを調べてあります。なければいいです。

議長 比嘉明典 会計管理者 小橋川富雄。

会計管理者 小橋川富雄 お答えします。

平成17年4月にペイオフが解禁されております。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 そうですね。私が調べた範囲では公金にこの決算書、手元とかあるいは事務局等を通して調べたんですけども、平成12年からしか数字はつかめていないんですけども、平成12年が公金に幾ら利子がついたかと言いますと、あのころから手持ちが少なかったのか、あるいはもちろん定期的に回す余裕はなかったとは思いますが、平成12年が42万9,000円余り村に預金利子として入ってきた。平成13年が、だんだん減っていくんです、21万5,000円程度。平成14年は1万6,000円。平成15年が3万7,000円。平成16年が7,000円。平成17年が1,000円。平成18年は200円、個人預金より村公金の利息が少ないという感じですけども、それからして全体的に皆さんの関心がなかったのはこれやむを得ないんですけども、

先ほど、いつでも決済できるという話もあって、定期とか面倒くさいのはやらないのが一般的だったと思うんですけども、それにしても先ほどの話じゃないけれどもコスト意識、基金とかは例えば使わないというのがはっきりしているのがあるのであれば、1年定期くらい運用していれば何万円かは入ったかなと思うんですけども、何億円も、何十億円も扱う皆さんにとってはあんまり目が向かないところかと思えます。それは引き続き、そういう金利関係は公金には利子はつかないというのが普通になっているんですけども、そこはそこで、これからは村長の方針でも経営という感覚も入りますので、使わない預金はぜひ、そういうふうに戻して、定期とか運用できればと思っています。

今、農協の普通貯金というんですね、預金じゃなくて、0.02%なんですけれども、今現在、これは仮の試算ですけども、この前皆さんに初日に配られた例月検査のこの今、出納状況です、現金、水道事業も入れて27億円余りこの10月末現在あるんですけども、これに0.02%掛けても1カ年では54万円ほどしかありません。ですから目くじら立てて交渉するような事項でもないのかとも思うんですけども、でも54万円というのが大きいのか、小さいのかはこれは見る人によって違いますので、ぜひそういうコストという、コストというか、収益を上げるといった感覚も持ってこれからもやっていただきたいと思えます。他市町村もほとんどやっていないと先ほどの答弁ですけども、こういうことではやむを得ないところもありますが、農協が利息をつけていないということは、農協がそれだけもうかっているという見方もありますので、今、指定金融機関の関係があっという保証が、先ほど言いましたように、農協さんが指定金融機関を嫌がっているのか、積極的であるのかによっても、この話題の持ち出し方は違うと

思うんですけども、向こうとしてどれぐらいコストで利潤を上げているかはちょっと細かいところ調べてないですので、そこら辺の駆け引きは会計管理者、向こうと微妙な駆け引きですけども、例えば村の広報にコマーシャルぐらい出してもいいんじゃないのとか、農協もいっぱい宣伝するのがあるはずですから、収入が少ないような方向であれば、裏面一面ちょっと値段を上げてでも向こうは入れるかと思えますので、そういうことも考えながらやっていただけたらと思っています。これは余り突っ込んで即結論は無理ですので、2点目に移ります。

コンビニ納税です。先ほど答弁いただきましたが、先日も善功議員からあったように、そのときの答弁でも村長も前向きだし、課長もやる気で一生懸命ですので、ぜひ、やってもらいたいと思うんですけども、これは先ほど3税、村民税とこの健康保険税と固定資産税、それだけでスタートする。

軽自動車、ということですけども、法人の村民税はどんなふうに考えていますか。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えさせていただきます。

当然、法人の村民税もこれは中に入れてきます。ただ、法人の場合、金額が結構大きくなります。コンビニ収納の場合、ただ欠点なのは、30万円以下しか扱えないものですから、ですから法人の場合、額が大きいのが結構あるものですから、それは十分検討していきたいと思えます。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 30万円以下という制限があるのであれば、それはおのずといろいろ、多額納税者は銀行とかに行くかと思えますね。全国でできるということで、出張とか旅行中でも例えば、どこか出張があるけれども期限が来るというときでも、これはできるという、出張

先でもできるということですので、非常に納税者にとってはいいと思うんですけども、肝心のこの仕組みというか、この全国でということ、これは北海道で納めてこっちに何日に着くかという、そういうこととか、あるいは手数料を含めてどの程度の手数料でこれ1件当たりやるか、ちょっと仕組みをお願いできますか。

議長 比嘉明典 税務課長 新垣一弘。

税務課長 新垣一弘 お答えいたします。

まず、仕組みということですが、現在、皆さんも御存じのようにコンビニにはいろいろ種類があると思います。例えばセブンイレブンとかファミリーマート、うちにあるのはコストアですか、近くにあると思います。またこの仕組みについて、全国ではコンビニ本部というところがありまして、そこで本部がつけられているみたいです。ですから、当村が委託するのはこのコンビニ本部と仲介の収納代行サービス、いわゆる代行会社です、そういう組織があります。ですからその組織を仲介して村とコンビニ本部と収納の体系をとると思います。この場合、村としてはコンビニストアと村と収納事務、当然これは委託契約をしますので規則をつくって対応したいと思っています。金額についてですけども、現在、金融機関では1件当たり取り扱い料15円程度だと思います。どうしてもコンビニになると1件当たり50円を超すと思います。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 これは全体的な流れになっていますので、50円でも、コストと思えば、これは件数が少ないと確かに持ち出しが大きくなるわけですけども、これがふえていって、納税額がふえていけば、これは解消していけると思いますので、当初スタートはコストがかかるというのも、これはまたこれでやむを得ないと思いますので、ぜひそれは積極的に進めてもらいたいと思います。

それからこの今の3税のほかに、例えば水道料とかもあると思うんですけども、これは、今現在は一緒にやるとか考えてないですか。

議長 比嘉明典 上下水道課長 屋良 清。

上下水道課長 屋良 清 水道のほうも以前から住民のほうからコンビニ対応はどうかということがありまして、税務課が今後こういうことをあと2カ年でやるということですので、上下水道課も一緒に対応していきたいと思いません。ちなみに、近隣市町村のコンビニ収納の状況を見ますと、沖縄市が平成12年、うるま市が平成17年です。それから浦添市が平成14年、宜野湾市が平成20年、嘉手納町がまだ導入しておりません。それから北谷町が平成19年です。西原町が今、現在予定なし。読谷村が平成18年、北中城村が平成20年に開始しております。10市町村のうち3町村がまだ実施していない状況になっています。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 ありがとうございます。

この資料を先ほどいただきまして、非常にちゃんと調べられて、この導入なしも嘉手納と西原と中城だということが今の答弁でわかりますよね。北中城はやっていなかったと思ったんですけども、平成20年6月から向こうはスタートしているということになっております。そういうふうで、もう近隣は既に実施ということですので、ぜひこういう民営化じゃないんですけども、民間に回せるのはどんどん回して行って、保育所の民営化の話も先日ありましたですけども、そういうふうな民営代はぜひ進めてもらいたいと思います。全国的に見ると、もう図書館でさえ、もちろんこれは委託契約ではあるんですけども、民間に全部丸投げするという事例までありますので、これも新聞をざらんになっていると思うんですけども、これは佐賀県ですか、T S U T A Y Aに丸ごと

委託して、そうすることによってコーヒーのサービスもあるとか、いろいろ変わった方向がもう既にあちこちで起こっておりますので、指定管理者というのは、いろいろ言われておりますけれども、そういうの契約をしっかりとやっていけば図書館だろうと管理委託できるということです。これから本村も立派な図書館資料館ができるわけですから、頭をやわらかくして、ぜひいい方法を考えていっていただきたいと思っております。民営化の話とこれは直接は関係ないんですけれども、コンビニのほうも進めるということですので、ぜひ、よろしく申し上げます。

それから3点目のシルバー人材センターの件です。これは、先ほど村長も課長もいろいろ前向きに取り組んでいただけたということで、御答弁ありましたですけれども、これは30万円ほど既に実績上がっているということですので、その後の村としての、先日の答弁では法人化の手続といろいろ県のシルバー人材センターとのやりとりとかあると思うんですけれども、どういう作業があるか今、わかりますか。わかるだけで結構です。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 では、お答えいたします。

基本的には設立総会をして、もう営業も始まっております。あと、県のシルバー人材センターの連合会のほうに登録をしていただいて、そこから県のほうに申請をして、次年度、補助金をいただくという方向で今、作業を進めているところです。以上です。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 余り補助金の話をすると怒られるかもしれませんが、一応、人的な支援とかもありますし、この人的な支援とかは、今年度までなのか、これはいかがですか。

議長 比嘉明典 企業立地・観光推進課長 屋良朝次。

企業立地・観光推進課長 屋良朝次 お答えいたします。

人的支援は今年度の来年3月31日までとしております。理由としましては、やはり設立までの事務手続等が多大であると、しかも現在、事務所も構えていない状態ですので、その辺は村が面倒を見て、設立までは確実に支援していこうということで、来年の3月までを臨時費用を組んで作業を進めているところです。以上でございます。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 11月15日の設立までのいろんな努力がたくさんあったことは、非常に感謝いたします。これから後1年、2年、先ほど村長答弁では3年程度をめどにということですので、お互いに切磋琢磨と言いますが、シルバー側も頑張ると思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それから、のほうです。先日も、光栄議員からもあって、いろいろありましたですけれども、新聞からですが、この県のほうも非常に、この流通政策課というのがあるみたいですが、これも新聞でしか見ていないんですが、非常に一生懸命取り組んでいる感じですので、農林水産課としても情報交換、これ県の、地産地消を推進するというので流通政策課は12年度事業で、国のこの一括交付金を活用して直売所を核とした県産食材消費拡大事業というのがあるみたいですので、情報を取っているとは思いますが、ぜひそこの意見交換、情報交換をして、これ6次産業の場にすることで県も一生懸命やっていると思いますので、今現在、有名なところが幾つかあるんですが、皆さん御存じとは思いますが、今帰仁村にそーれという、変わった名前ですね、主婦を中心に15名程度の女性が運営しているという

ことで、もう何度も皆さんも見学も行かれたと思うんですが、1998年の開店以来、年間に20万人も来るといことですので、これは新聞を見ただけですけれども、それからすると今帰仁のスイカとって、いつだったか買いに行ったんですが、ブランド化されていて、名護で買うより、その他のスイカという意味ですよ、ほかのスイカを買うより、今帰仁のスイカと名前を書くだけで500円ぐらい高いんじゃないかと思うぐらい、それがまたどんどん売れているんですね。そういうことで、やっぱり仕組みでいけばいろいろできると思いますので、それともう1つ言いますと、恩納村のなかゆくい市場、これも、これ観光客が多いということではありますけれども、これも新聞で見ると70万人という人が来るといことですので、あちは途中でレストランもあるからいろいろ、それで繁盛していると思うんですが、持って行きようによっては非常に変わるといことですので、この農林水産担当課としては場所が非常に問題になると思うんですが、今後はどういう方向を考えているのか。今までどおり吉の浦でテント2張りぐらいでなさるのか、ここら辺はどう思いますか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

ただいまの與那覇議員の御質問ですけれども、農林水産課といたしましては、今後、こういった朝市ですけれども、現在のところ吉の浦の駐車場という利用しておりますが、後々はできれば固定された施設の整備をして、ある程度の規模を拡大していければなと思っております。

議長 比嘉明典 與那覇朝輝議員。

6番 與那覇朝輝議員 場所の確保は、非常に大事だと思いますので、道の駅とかいろいろ構想は以前からあるとは思いますが、

ぜひ、この場所の確保があれば、先ほどのこの朝市準備委員会とかいうのもあるみたいですので、将来は漁協も含めてということですので、将来じゃなくて刺身だったら私は、農産物と一緒にすぐ売れると思うんですが、中城の漁港で刺身がとれる魚がとれたときだけでも、向こうをお願いしておけば売れると思うんです。そこら辺は皆さんの工夫ですので、あんまりこの建物をつくってから本格的にやろうということじゃなくて、先ほど村長も言われましたように、できることからやろうということでは、漁協のこの新鮮な魚も非常に魅力だと思いますので、ぜひ、そういうのも検討していただきたいと思えます。

それから、一応、この新聞の関係で非常にショックというか、今から図書館歴史資料館をつくる中城として非常に残念に思ったのが、これは12月7日、開会した日に、戦前の写真など745点を琉米歴史研究会が北中城村に寄附している。こういうのをこんな大事な資料がなぜ北中城に行くのか。しかも喜舎場さんは中城の出身ですので、もっと情報交換して、こういう何かキーマンといいますが、大事な人を情報交換しておけば、これが北中の写真が多かったのか、こればつと見たところはこの写真を持っている北中城の村長さんと喜舎場さんのプラザハウスの復帰前の写真が載っているのですけれども、それだけで北中城に行ったのか。そこら辺は答弁はこれはよろしいんですけれども、ぜひ、こういう接触、この図書館歴史資料館の建物は立派にできても中身がなければ、ただ普通の図書館で終わるということはないとは思いますが、護佐丸関係の資料とかいっぱい集まると思うんですが、その他資料もぜひ、いろいろ大事なものはあると思えますので、よろしくひとつお願いいたします。これで一般質問を終わります。

議長 比嘉明典 以上で6番 與那覇朝輝議

員の一般質問を終わります。

続いて1番 伊佐則勝議員の一般質問を許します。

1番 伊佐則勝議員 皆さん、おはようございます。これより通告書に基づきまして一般質問を行います。

まず、大枠の1番でございます。広域火葬場斎場について。

3月定例会において5市町村による建設検討委員会が平成24年度から正式に発足するとの答弁がありました。進捗状況について伺ってまいります。小枠の1番、建設整備に係る基本構想及び基本計画はどうなっているか。小枠の2番、広域火葬場斎場の仮称は決まっているのか。小枠の3番、構成市町村からおの建設候補地を挙げることになっているが、現段階で提案されている、トータルとしての候補地総数は何件ほどあるか。小枠の4番、計画地選定委員会のメンバーに住民代表の参加予定はあるのか。小枠の5番、先進地の視察を行ってこられたようでございます。その感想を聞かせてもらいたいと思います。

次に、大枠の2番、地すべり対策についてでございます。

奥間地内において、梅雨時期の豪雨での山手南側斜面の地すべり、上川原と言っているところでしょうか。さらには、台風15号で北上原側山頂からの新たな地すべりが発生し、連続襲来した台風の影響で地すべりが加速し、数カ所に地すべり跡の山肌が目立っております。村当局はどのような対応、善処策に取り組んだか伺います。以上、御答弁よろしくお願ひします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番の広域火葬場斎場についてでございますが、基本的には企画課のほうで詳細をお答えさせていただきますが、広域によるこの火葬

場斎場の建設につきましては、私のほうも基本的にこれを推進をしていきたいということが前提にあります。必ずや中城においても今の斎場や火葬場等は必要不可欠だと思っておりますので、積極的にどうやったら早目に建設ができるのかを、これは担当課も一緒になって考えていきたいと思っております。

大枠2番の地すべり対策につきましては、農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

広域火葬場斎場につきましての進捗状況でございます。宜野湾市、西原町、北谷町、北中城村、中城村の5市町村長の承認を受けまして、火葬場斎場建設検討委員会を正式に設置いたしまして、現在、建設検討を行っているところでございます。

最初の御質問の基本構想及び基本計画についてでございますが、平成24年9月5日に株式会社国建との間に基本構想、基本計画策定業務委託契約を締結をいたしまして、現在、策定中でございます。建設検討委員会の事務局であります宜野湾市企画部企画政策課におきまして、一括して対応していただいております。契約期間は平成24年9月6日から平成25年3月18日まで。委託内容といたしましては、基本構想の部分が計画条件の整理、管理運営、企画などの内容でございます。基本計画の部分につきましては基本計画図の作成と概算工事費の算出などでございます。スケジュールによりますと、11月末現在の進捗状況としましては、計画地選定に向けました準備、調査等を行っている状況でございます。

次に、建設検討委員会の名称についてでございます。(仮称)中部南地区火葬場斎場建設検討委員会でございます。次に、構成市町村から提出されている建設候補地についてございま

す。現在、構成市町村から候補地としまして14の候補地の提案がございます。あくまでも第1段階としましての提案でありますので、可能性の低いあるいは厳しい候補地もあるものと思われる。今後、候補地の取り下げ、あるいは追加など、候補地が増減する可能性もございます。

次に、計画地選定委員会のメンバーについてでございます。現在、協議しております中では建設検討委員会建設検討部課長会の下に計画地選定委員会を設置することで確認がなされております。さらに、第1回建設検討委員会におきましては、構成市町村から2名の住民代表とそれから学識経験者2名の計12名で構成することが決定しております。具体的な人選につきましてはこれから検討するところでございます。

次に、先進市視察の感想でございます。10月31日から11月2日にかけて、副村長、担当係長を含めまして神奈川県へ視察へ行ってきました。横浜市北部斎場、厚木市斎場、かわさき南部斎苑の3カ所を視察しております。横浜市北部斎場は平成14年に供用開始しております。火葬炉が16炉の火葬棟と葬祭場を備えました総事業費350億円、敷地面積が9万平方メートルの政令指定都市ならではの大規模な斎場でございます。住宅地に近い地域にありながら、周辺を樹木で覆われた場所に広大な斎場がありまして、進入口につきましても小高い丘をくりぬいたトンネルになっており、施設が外からは見えない作りからも都市地域での景観などにも配慮された都市型の斎場でございます。

厚木市斎場は、平成24年供用開始されました火葬炉が6炉の火葬棟と葬祭棟を備えた総事業費60億円、敷地面積8万6,600平方メートルの広大な敷地で市外地から離れ、割と住宅の少ない地域でございます。斎場全体が杉林の緑地帯に囲われた斎場でございます。施設内の自動演奏のピアノが奏でる音色は施設外の景観と

マッチし、静かで落ち着ける雰囲気のある斎場でございます。構想から供用開始まで13年の歳月を費やしていただけありまして、亡くなられた方々のみたまや親族への配慮、施設で働く従業員を考えた施設づくり、地域住民との関係や地域環境への配慮など、すべてにおいて理想的な斎場でございます。

かわさき南部斎苑につきましては、平成16年に供用開始している火葬炉12炉の火葬部門と葬祭部門を備えました総事業費84億円、敷地面積は9,300平方メートルでございます。京浜工業地帯に立地しております。工場地帯の中にありながらも周辺に配慮し、目立たないような看板や案内板もないような斎場でございます。那覇市と浦添市が運営いたします、いなんせによく似た斎場で施設の無駄を省いた、合理的で外観も含めてシンプルな作りでございます。

今回、視察をしました火葬場、斎場につきましてはそれぞれ事業規模は異なっておりますが、どれもその地域と共存している斎場でございます。地域のニーズに合った計画をしていくことの大事さと難しさ、地域住民への説明と理解を得るまでの苦労、実施までの取り組み方など大変参考になったと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、伊佐則勝議員の大枠2の地すべり対策についてお答えをいたします。

こちらの質問につきましては、昨日の仲村春光議員の質問でも御指摘にありました地すべりとほぼ同じ箇所になると思われますので、ほぼ同じ内容の答弁となりますが、御了承ください。

それでは、議員の御指摘のとおり、奥間地内において、去った梅雨時期の豪雨や、台風の影響で字奥間宇津原と上川原の森林区域内で数カ所の地すべりの発生を確認しております。土砂

崩壊対策等の治山事業につきましては、市町村での事業採択はできませんので、今年の9月に県の南部林業事務所と現場確認調査を行っております。今後、農林水産省の治山事業による土砂崩壊防止対策が実施できないか要請をしておりますが、県としては平成25年度までの事業予定地は決まっております、事業採択が可能かどうか、今後、調査等をする必要があるとのことで、事業実施及び時期についての明確な回答は得られておりませんが、村といたしましては、安里地区の地すべり災害の教訓や地域の不安もあると思いますので、今後も早期の事業採択に向けて県に対し要請をしていきたいと考えております。なお、本事業の採択に向けては、事業実施区域を保安林指定し、土地利用にある程度の制限を加えることとなり、さらに施設用地については無償提供となることから、土地所有者の理解を得る必要がありますので、事業採択に向けては、また地域の皆様に御協力をお願いすることとなりますのでよろしく申し上げます。

また、先ほど、本日の9時半ごろ県のほうから連絡がございまして、来週17日に事業に係る影響範囲の絞り込みの確認のため、農林水産課と立ち会いを行うということの連絡がありました。今回の立ち会いはあくまでも業者による本格的な調査ではございませんけれども、南部林業事務所の職員と我々農林水産職員による確認であり、ある程度、影響範囲を絞り込んだ後、地権者の確認を行い、地権者に現在の地すべりの現状説明と事業への協力依頼を今後行う予定ということになっております。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは、順を追って再質問を行います。

まず、大梓1番についてでございます。今回、予定されております火葬場斎場についてでございますけれども、告別式を行う斎場も併設するという事は決定されているのでしょうか。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

斎場につきましては、現在まだ5市町村の間で話し合いが持たれている状況でございまして、市町村によりましては、ぜひ必要だという市町村もございまして、ある市町村においては、そこはいいだろうというふうな話もございまして、炉につきましては、当然これは整備を5市町村で行うということの確認はできています。以上でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 次に、広域火葬場斎場の仮称と申しますか、中部南地区火葬場斎場というふうに決まったようでございますので、今後、この名称を使わせてもらいたいと思います。

次に、2点ほどまとめて質問をします。全体で14件の候補地が現在挙がっているというふうな答弁でございました。村内からの候補地は何件挙がっているのか、それと計画地選定委員会の位置づけはどうなっているのか、2点、答弁をよろしく申し上げます。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

現在、全体で14でございます。本村からは4候補地を推薦をしているところでございます。それから計画地選定委員会についてでございますが、これは建設検討委員会、さらには建設検討部課長会、その下に位置づけております。建設選定委員会におきまして二、三あるいは、4カ所になるか、それはその選定委員会のほうで検討するんですが、それを検討委員会のほうに上げまして、最終的には検討委員会のほうで場所の決定というふうなことで現在、そういう調整をしているところでございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 先進地視察の件、よく説明をいただきました。最終的な候補地の選定あるいは答申まで、施設が施設なもんですから、

総論賛成、各論反対と、今後紆余曲折が予想されます。私は住民ニーズ、住民合意を前提に総論、各論とも賛成の立場であります。そこで、仮称中部南地区火葬場斎場建設について村長の見解をお伺いしたいと思います。よろしく。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

今、議員が総論賛成、もちろん各論も賛成だというお話をされましたけれども、私も全く同じ気持ちであります。えてして、こういう火葬場だとか、一般的に余り積極的に賛成をしない施設などがよく新聞紙上で取り上げられますけれども、総論賛成、各論反対みたいな感じで、これ時期が延びていったり、なかなか確約がとれなかったりという例が多々あるようですけれども、我々、中城はもう間違いなく総論も賛成、各論も賛成で積極的に中城に誘致をしたいぐらいの気持ちです。もちろんこれは検討委員会でしっかり検討をして、場所は選定していくでしょうけれども、この部分につきましては、避けては通れない、みなそれぞれ必ず行く道でありますので、それを迷惑施設だとはとらえたくないというのが本音でございますので、村民の利益も考えた場合には我々は、この部分については積極的にかかわっていききたいというのが私の本音でございます。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 じゃあ、よろしく願いいたします。

次に、大枠2番についてでございますけれども、昨日の仲村春光議員からの一般質問でも取り上げられた問題でございます。詳細は省きますけれども、次の点だけちょっと確認しておきたいと思います。

台風15号でまず地すべり、山崩れが発生しました、その後、県の担当者、農水の課長を含め担当者が同行して現地確認されたかと思えます。それから、台風16号、17号と立て続けに来まし

たけれども、特に台風17号でまた地すべりが加速をしております。その17号の後、県の担当者、皆さんと同行して現場確認したかどうか、その件をお聞きします。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

台風17号後の現地の確認ということですが、うちの職員のほうでもその被災箇所、特に北上原側の歴史の道付近については確認しております。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 来週17日ですか、また再確認というふうな調査にお見えになるようでございますので、ひとつよろしく願います。

昨日、仲村議員からも歴史の道の崩落の危険性があるよというふうな話がありました。北上原の地すべり地帯より、もう少し南側に下ったところ、向こうもかなり地すべりが激しくなっているような感じがします。むしろ、その方向の歴史の道、そこら辺がかなり崩落の危険性が想定されると思われませんが、正課長、歴史の道との関連で、土木関連で関連する事業メニューが見つからないか、そこら辺をちょっとお聞きいたします。

議長 比嘉明典 都市建設課長 新垣 正。

都市建設課長 新垣 正 お答えします。

公共施設が上のほうにあるのであれば、うちの土木サイドの国交省の予算でメニューはあると思います。更に下のほうに民家が5軒以上のお家とかがあれば国交省予算ができます。ただ今回の場所は森林区域に入っているものですか、今のところは農林サイドで検討している次第です。以上です。

議長 比嘉明典 伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 やはり、中城村におきましては、北上原、安里地区の教訓を生かしま

して早急なやはり対策が講じられるよう、担当課におきましては積極的に県に働きかけてもらって、一刻も早く、やっぱり住民の安心、安全の確保をお願いしたいと思います。ひとつ汗を流して早急に対策が講じられるようよろしくお願いしまして、本日の一般質問を終わります。以上です。

議長 比嘉明典 以上で1番 伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

5分間、休憩します。

休憩(11時12分)

~~~~~

再開(11時19分)

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて9番 仲真功浩議員の一般質問を許します。

9番 仲真功浩議員 皆さん、こんにちは。それでは、通告書に従い一般質問を行います。

まず初めに、農業振興についてお伺いいたします。

当間土地改良組合の組織形態、活動状況はどのようになっているのか。また、組合の存在意義はどこにあるのか、形骸化しているのではないのか。農産物や特産品等の流通を確保するための新たな販売ルートの確立、道の駅等の販売施設の整備の取り組み状況はどのようになっているのか。農業所得の向上には農産物の拠点産地、ブランド化の対応が必須と考えますが、村長はどのように考えているのか、また、対応状況、計画はどのようになっているのか伺います。農業を基幹産業の1つに位置づける村にしては、農家の農薬購入費補助等の農業振興補助が他市町村に比べて相当に低いというのが現状であり、改善の必要性があると認識をするものでありますが、村長の認識はどのようになっているのか伺います。

次に、新公会計制度の取り組みについてを伺います。

総務省より平成18年8月31日付で地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針が通知されました。さらに平成19年10月17日には公会計の整備推進について(通知)が発表されています。人口3万人未満の本村は平成23年までに財務4表、すなわち貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の作成に取り組むよう義務づけられておりますが、取り組み状況はどのようになっているのか。また、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産、債務改革の方向性と具体的な施策の策定、これは平成21年度までの期限となっておりますが、本村の取り組み状況はどのようになっているのかお伺いいたします。簡潔で明解な答弁を求めます。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 それでは、仲真功浩議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番の農業振興につきましては、から農林水産課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番の新公会計制度の取り組みにつきましては、企画課のほうでお答えをさせていただきますが、私のほうで農業振興の全般につきまして、御質問の補助費などのものとか、あるいはこれはもう後継者にもかかわってくる部分だと思っておりますが、農業振興の部分だとか、大変、農業振興、特に農業を基幹産業だととらえる我村にとりましても非常に大きな問題だと思っております。ただ、補助などは3年前だったと思えますけれども、2年ほど前でしたかね、農家の皆さんとの懇親会の中で、廃ビニールなどの補助を出してくれということがあって、正式にまた要請があって、その分については要請でやらせていただいた例もありますけれども、基本的に農家の皆さんが特に、農業をして生活を担っている、生活をしている方々につきましてはの要望には何とかこたえていきたいなという思いがベースにあるのは、また認識をしております。

すし、これからもやっていきたいなと思っております。

あと、先ほど與那覇朝輝議員の御質問にもお答えしましたけれども、販売所等の道の駅等の箱の部分といいますか、それにつきましては箱をつくってやりましょうということよりも、今やっているあたぐあーだとかいろんな、あたぐあー市だとか、そういうものからすそ野を広げていって、最終的にじゃあ、農もあるいは漁も一緒に第1次産業としてとらえてできる施設はないかだとか、そういうもので模索をしていきたいなと思っております。以上でございます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それでは、仲眞功浩議員の大枠1、農業振興についての から までにお答えをいたします。

まず、 についてですが、当間土地改良区の事務局担当課として答弁をいたします。当間土地改良区は県営当間地区圃場整備事業に伴って、昭和59年度に県知事の認可を受けて設立されました法人であります。管理運営については、県知事の監督下にあります。現在、組合員が475人、土地改良区の役員といたしまして理事7人と監事1人が現在置かれております。また、土地改良区の意思決定の重要な議決機関として、組合員の中から選出された32人の総代で構成する総代会が置かれております。

現在の活動状況といたしましては、土地改良施設の占用等に係る許認可等について審議等を理事会で行っており、また換地清算金の徴収や支払い業務も一部残っていますので、このような状況においては土地改良区の存続は必要であるものと考えております。

続きまして、 についてであります。本村で生産される野菜等の農産物や水産物等の直売

施設の整備について、電源立地対策交付金事業により総合物産センター建設として、当初平成18年度に計画され、平成20年度から22年度、実施が予定されておりましたが、建設場所の選定や管理運営、あと組織体制づくり、特産品の供給体制等の課題解決に時間を要するとのことで、実施年度を平成24年度から平成27年度に変更しております。地元産品の販路拡大に結びつくと思われる直売施設の整備は必要であると思われることから、今後も整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。また、JAおきなわが取り組んでいる農産物直売店、ファーマーズマーケットの店舗の設置についてもJA中城支店とともに取り組んでいきたいと思っております。

続きまして、 についてですが、農業所得の向上を目指すための方策の1つとして沖縄県の農林水産部が定める戦略品目の安定的な生産供給が可能な拠点産地を形成することにより、県による産地指導、販売促進等の積極的な支援が得られ、農産物の安定的な生産、出荷が図られ、農業所得の向上につながることでと思われることから、生産組織等の関係機関と協議をし取り組みを検討していく必要があると考えます。また、ブランド化については、他地域との差別化を図る必要があり、本村の特産品に位置づけておりますシマニンジンの優良種苗の選抜、増殖を行い、他の産地にないブランドの確立を目指していくように取り組みを検討していきたいと思っております。

についてですが、現在、農家への農薬等の購入補助につきましては、サトウキビの一斉防除のための農薬、スミチオン微粒剤、クマリン粒剤等の購入補助は役場が30%、農協が25%、翔南製糖が20%、農家が25%であります。一般野菜等における農薬補助、出荷箱購入補助は農協の窓口購入に対して一律3%の補助を行っています。近隣の町村の農薬補助率はサトウキビにおいては北中城のほうが全額役場補助、西原

町が役場60%、農協と製糖工場で40%、農家負担は0%となっています。野菜等の窓口購入において、両市町村ともに20%の補助を行っております。その辺も統計からして、他の中部市町村と比較して低い現状にはありますが、各市町村の財政上の事情等もありますので単純に比較はできないかとは思われますが、関係機関とも協議し、必要があれば改善をするように検討をしていきたいと考えております。以上です。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 お答えいたします。

平成18年8月31日に総務省が通知しました地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針の策定についての中におきまして、町村は5年後までに財務4表、いわゆる貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の整備または4表作成に必要な情報の開示に取り組むこととされております。財務4表は原則としまして国の作成基準に準拠いたしまして発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入を図るとともに、地方公共団体単体のみならず一部事務組合なども含む連結での公会計の整備が求められております。そのため、本村におきましては、財務4表の作成とその公表を目的としまして平成23年度から取り組んでいるところでございます。平成23年度におきましては固定資産台帳の整備を行っております。現行の公有財産台帳などは主として管理を目的とし、複式簿記、発生主義会計を前提としていないことから、現在価格が明瞭でない上、すべての資産を網羅することとはなっておりません。さらに財務4表を作成する上で、固定資産が地方公共団体において、きわめて大きな役割を示していることから、本村の財政を把握するためには正確な固定資産台帳の整備が不可欠であると判断をし、優先的に取り組んだところでございます。

平成24年度におきましては単体会計、いわゆ

る一般会計と水道事業会計を含む全特別会計を合算したものの財務4表の作成を行っており、ほぼ整備が整う段階までできております。なお、現在は一部事務組合等を含めた連結での財務4表を作成しているところでありまして、平成24年度末までには完成することとなっております。完成後、公表をしていきたいと考えております。

次に資産、債権改革の方向性と具体的な施策の策定についてでございます。地方公共団体におきましては、資産、債権に関する適切な管理が求められており、未利用財産の売却促進や資産の有効活用などの対策を図らなければならないと認識をしております。そのため、新公会計制度における財務4表の作成が不可欠であり、現在、作成中の財務4表の活用を通じまして、資産、債権に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産、債権改革も参考にしつつ、さらに庁内での議論も重ねた上で資産、債権改革の方向性と具体的な施策が示しているものと考えております。以上でございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 それではもう少し掘り下げて質問していきたいと思っております。

この当間土地改良区には現在7名の理事、それから1名の監事がおられるようでありますけれども、いつの選挙で選ばれ、いつまでの任期があるのか。また、定款では理事は9名、監事は3名となっておりますが、どうしてこのような役員構成になっているのか。お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今現在の役員ですけれども、平成14年度に総代会において選任されまして、任期4年ですから、本来でしたら平成18年に任期は迎えており

ます。しかし、これは定款等々によりますと、当然ながら次の新しい役員が決まるまでの間は当然のごとく職務代理の執行が必要になりますので、今現在のメンバーで理事、監事は置いております。それで、定員に対してですけれども、定款上は理事9人、監事が3名となっておりますが、理事の、今現在7名ですけれども、あと2人については既にお亡くなりになられておまして、監事のほうも3名中、お2人が亡くなられております。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 大変失礼ですが、ちょっと笑ってしまいましたね、平成14年に選出されて、任期は4カ年ですけれども、これ既に終わっている。さらには理事が2人がお亡くなりになっている、監事も2人はお亡くなりになっている。まさにこれは形骸化そのものであって、もう何と称したらいいかもわからない。えたいの知れない団体になってしまっているのかなという、そういう気さえます。

それで私はこの定款の中で探せなかったのですが、この役員が選ばれないときは引き続き、ずっとこの人たちが役員でいるというのはどこにあったんでしょうか。例えば、私が探したのは、任期が、後任としてついた場合は、その前任の残りの任期を全うするという、そういうような感じの記述はちょっと探せたんですけれども、ほかはちょっと探せなかったので、後でぜひ教えていただきたいと思えます。

いずれにしても、このような状態、これは本当にいかがなものかなと、改良区の組合というのがよくわかりませんが、実はせんだって、農道舗装整備とかいろんなのをやらんといかんということで、村長は農道の整備計画を出しました。それに対して、我々村議会もこれはぜひやらんといかんということで、全会一致でその事業計画を採択しました。これがこの、組合の理事会の承認を得られないということで、事業

を執行できなかった。それで和宇慶地区のところに回したという実態がありますけれども、このように村長が事業を計画し、議会もこれはぜひ必要ということで、だれの反対もなく全会一致で採決した事業に対して、公然とこの事業を阻止していくという、このような団体に対して、本当にこの存在意義というものはあるのかどうかという疑問を抱かざるを得ない状況に今あるわけです。本当に存在意義というのは、どこに見つけたらいいかというのは、私はわからないところがあります。それに対して、村長、こういう実態をかんがみて、村長はこの団体に対してどういう存在意義を見出しますか、お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

仲眞議員がおっしゃるとおりでございます。私も同じ思いで、私どもで提案した部分で許認可の法規上というか、制度上、許認可の部分が今の組合のほうで持っているということで、これはいかがなものかということで、今、農林水産課と進めているのが早目に総代会を開くために理事会を開いて承認を得て、そしてもう事業も終わっている状態ですので、和宇慶と同じように当間のほうも早目に解散をして、村にそのまま移管をしてもらおうと、そういうことであれば制度上も何ら問題も出てくるものはないので、それを今、早急に進めようということで、ある程度のめどは立ってはきましたけれども、もっと早く、今年度いっぱいでは総代会まで開けるような形で持っていけるように今努力をしているところでございます。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 本当ですね、村長。あなたは実際に、この当間地区土地改良区に対して一本の農道整備の舗装さえも実施できていません。全くこれは村長にとっても、これはゆゆしき問題だなという認識を持っておられると思

います。私たちもそうであります。せっかく議  
会が全会一致で議決したこの事業に対して、こ  
れが通らないということに対しては、これは大  
方の農業従事者の皆さんの意見じゃないと、こ  
れはもうはっきり認識できると思います。そう  
いうことでありまして、これがその事業が、村  
長の事業がスムーズに執行できるような、そう  
いう状態に早く環境整備をやっていただきたい  
と思います。極端に言えば、解散できるような  
状態に持って行っていただきたいと思います。  
それに関しては、私個人としても、何の協力も  
惜しまないつもりでありまして、しっかりと取  
り組んでいただきたいと思います。一緒にこの  
件に関しては頑張っていきましょう。次に進ん  
でいきます。

次、この販売所関係とか、流通加工のための  
取り組みについてお伺いしますけれども、今現  
在、確かにあたいぐあー市とかいろいろ朝市と  
かやってございますけれども、村長としては  
近々にこれを格上げして即売所の建設とか、そ  
ういうものを立ち上げようとか、プロジェクト  
チームとか、そういうものを立ち上げようと  
いう考えはないかお伺いいたします。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほども答弁したとおり、今現在は即、箱物  
をつくって即、これでいきましょうという考え  
は持ってありません。その第一歩のために今、  
朝市を開催したり、あるいは農家の皆さん方  
からまた必要な物、御質問にもありますブラン  
ド化をやることによって、それが促進できるの  
かとか、いろんなことを、いろんな方向性を勘  
案して、そしてすそ野を広げた段階で、我々は  
また資金投下も含めて検討していければいいな  
と、理想では最終的にはもう、物が建っている  
というのが理想ではあります。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、そんなに悠長な

ことも言っていないというのが私は現状で  
はないかなと思っています。これはもう御存じ  
かもしれないんですけども、近隣を見渡して  
みますと、うるま市、これがもうこの直売場を  
建設するというで決定していますね。場所  
も選定されて、具志川のヤマダ電機がございま  
すよね。その向かいにやるということを決  
定して、もう近々着工じゃないかなという  
ことであります。隣の西原町を見てみますと、  
これももう、直売所を建設するというで決  
定しております。ただ、今、場所はどこに  
するかということで、場所の選定に入  
っているようであります。この2カ所はど  
ういう財源でこういう事業をやっている  
かということ、一括交付金、それを活用  
しているようであります。西原につ  
いては、最初は国の補助事業というの  
を取りつけてあったそうでありま  
すけれども、この補助費としては3分の2  
ということでありまして、それより  
は一括交付金を使うと10分の8  
ですが、それだということで、じゃあ  
国のやつはもうキャンセルして、一  
括交付金を使うと、そういうこと  
で決定しているようであります。そ  
して、その事業規模といいますが、  
うるま市については情報をまだ入  
手しておりませんが、西原町に  
関して3億円から5億円程度。それ  
を、一括交付金で手当てはすると、  
これはもう確実につくるとい  
うことは決定しているよう  
であります。そういう状況があり  
ますと、中城もいろいろ  
考えはあると思うんですけ  
れども、今から取り組んで  
も、3年とか4年ぐら  
いはかかると思うんです  
よ、実際こういろいろ場  
所選定とか、立ち上げ  
というのをやっていくと、  
そういうこと  
でありますから、まず  
プロジェクトチームを  
立ち上げるべきじゃない  
かと考えますけれども、  
村長、その考えという  
のを伺いたしたいと思います  
が。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、今現在ではその考えは持っておりません。それは、今スタートした朝市にしる、例えば私が別で提言をしております優良田園住宅制度での農住でのかわり方、あるいは視野を広げて考えますと、例えばシルバー人材も立ち上げてでの協力体制、いろんなものを勘案して初めて、じゃあ、みんなでこれをやってみようかと、これぐらいの伸びが見込めるのであれば我々、一緒にやってみようかということで、それからスタートすべきであって、今現在においては、まだ空想的な段階、推測的な段階ということになりますので、これをもうちょっと、そんなに5年も10年もかかるものじゃありませんので、ここ数年でそれをしっかりと立ち上げて、そして議員御承知のとおり、一括交付金の今の資金手当ての話もありましたけれども、これもここ数年は護佐丸資料歴史館でどうしてもそこに資金投下をしなくちゃいけませんので、優先順位的に考えて、もうちょっと先であるがために、今現在は考えておりませんという答弁にもさせていただきましたけれども、これはその後、当然、議員がおっしゃるような形でなり立っていくものだと思っております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 ちょっと、村長とは認識の違いがあるようでありますけれども、私が思うには、やっぱりどうしてもこれには三、四年間の年月をかけてプロジェクトチームをつくってやるべきだろうと思います。今、いろいろ財源のお話がありましたけれども、まずはプロジェクトチームを立ち上げていただきたい。財源についてはプロジェクトチームでいろいろ考えればいいんじゃないかなと思っています。皆で考えれば必ずいい知恵が出てくると思います。アドバイスをしてくれる方々も周りにはいっぱいいると考えております。ぜひ、このプロジェクトチームというものを、立ち上げとい

うものをぜひ、考えていただきたいと思います。

それから、一括交付金の件については、これは皆さん御存じではありますけれども、ハード、ソフト、いろいろございますよね。県のハードの部分を活用するというふうなこともいろいろ考えられると思います。この辺の財源というものについては、やはりプロジェクトチームを考えて、いろいろな方々からのアドバイスも受けながらやっていけばいいんじゃないかと、私はまず、何はともあれ、プロジェクトチームというものを早急に立ち上げていただきたいなというふうに考えます。その辺、また、村長のほうも、いろいろ関係者の方々と相談して、ぜひ御検討いただければと思います。

次のほうに移っていきますけれども、皆さんのほうに資料をお配りしております。これは、直近12年間のシマニンジンの作付面積と生産量をグラフ化したものです。この資料の出どころは、農林水産課長からいただいております。出荷量に関してはJA取り扱いということになっております。必ずしも全生産量というのにはならないと思いますけれども、一応、こういう1つの流れというものは見えてくるんじゃないかなというふうに思います。この資料を差し上げたばかりで、大変ぶしつけかなとは思いますが、この表を見て、一見してどういう感じを持たれるのか、農林水産課長あるいは村長、自分たちとしては、この特産品の推奨とかいろいろやってきております。このグラフを見て、素直な感じをちょっと述べていただけないかなと思います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

こちらの資料に基づきますと、ピーク時期が平成12年度の135トンから現在に至って42トンというふうにかなり大幅に減少しておりますけ

れども、その原因といえますか、私が思うには多分、農家の当然、高齢化等、あと担い手不足等もありまして、特にシマニンジンにおきましては収穫時の負担というんですか、どうしても手作業で行っている状況でありますので、その辺の生産量の減もあると思います。あとは当然ながら台風等々の塩害等の部分もあるとは思いますが。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 村長、急に見せられてちょっとコメントのしようがないところがあるかもしれませんがけれども、それはそれでよろしいです。

それでは、先ほど農林水産課長が述べられた、これは本当に的を射たものではあるだろうと思います。

それでは、ここでみんなで一応、一緒にこのことを考えていきたいなと思いますけれども、まず、ここで作付面積がずっと五、六年ですか一定して、減りもしない、ふえしませんけれども、下のほうで伸びていないということを考えてした場合、これは本当に後継者は育っているんだろうとか、あるいは年配の方々が細々とやっているのではないだろうと、そして、これからこれ持続可能な特産品として続けていけるのか、そういうことがちょっと気になることが多いです。それから、次に、同じ作付面積でありながら生産量が減ってきているのは、これを見ますと、先ほど、ちょっと農林水産課長も触れていましたけれども、土づくりがうまくいっているだろうかとか、あるいは土が疲れてきているのではないだろうかというのが非常に気になるところであります。さらには、このシマニンジンの種子に劣化が起きてきているのではないのかなと、私は実はこれが一番心配をするところであります。この劣化が進みますとブランド化としての固定種、品種としての確保が非常に困難になってくると、そういうことがありま

す。

まず、農林水産課長にお伺いしますけれども、この種子の劣化ということについて、これはちょっといろいろ勉強をなさったか、と思いますけれども、これについての心配事というのは本村にはないでしょうか。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 それではお答えいたします。

ただいま、議員の御質問で種子の劣化についてどう思うかということでありましてけれども、こちらは、そういった種子の劣化が進んでいるということで、今回、一括交付金のほうで優良種苗の確保ということで取り組みを考えている状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これを聞いてちょっと安心ですけれども、具体的にあるので。具体的にどのような対策とかというのを計画されているのか、もし、そういう計画とかありましたらぜひお伺いしたいなと思います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

具体的な取り組みといたしまして、現在、JAとあと村と、優良種苗の増殖に向けた対策として、まず圃場にハウスを建築しまして、そこで他の受粉等を避けるために、そうしたハウスを建設するんですけれども、その中で品質のいい種が取れるような物を選抜して植え込んで、ある程度、統一した品種に持っていこうという取り組みを今後やろうとしております。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 まさに大変いい、すばらしい計画だと思います。これは身近に、本当にいい例がございます。それは西原町でありま

す。西原町は、シマナーって御存じですよ。シマナーの栽培がこの純粋種、その種子採取、この事業をもうかれこれ、四、五年やっているんじゃないかなど。この種子劣化で一番怖いのは、やはりそのままにしておくと、自然交配でこの劣化が始まるというようなことであります。さっきおっしゃったように、ハウスをつくってその中で一切、ほかのそこに飛んでくる、チョウとか、ハチとか、そういう自然交配を起こしてしまうような要素を取り除いてしまうというようなことであります。これが実際に西原で行われて、実証実験されているんですよ。すばらしい成果を上げているのがあります。それをぜひ参考にして、本当に早急に進めていただきたいなというように思います。種子に関しては、種子戦争と言われるぐらい、世界中でこれはもう種子争い、種子の保存、原種の確保というのは、これはもう国際競争の真ただ中にあると言っていいぐらいあれですよ。そういう意味でも、中城のブランドを守るということでは種子の確保、これが本当に私は大事だということに考えております。私たちのライバルである、シマニンジンとしては渡名喜村、生産量としてはもう中城をはるかに追い越していったような状況もあるようではあります。実態のデータをちょっと持ち合せておりませんが、そういう状況にあるようであるという話も聞いております。その渡名喜村に種子を持って行ったのはどこからかという、中城村なんですよ。そういうこともありまして、ブランドをある意味、奪われてしまう、そういうことも危惧しなければいけないわけですから、この種子の確保というのは、本当に真剣に取り組んでいただきたいといます。

さらに、ついでにまたもう1回、西原町のお話をしますと、西原町はこのシマナーというのを、沖縄の本当の純粋のシマナーです、それということで、今度、シマナーそばというのをオ

キコと一緒に開発したそうです。それは近々、オキコから発売すると。販売ルートはどうかというと、まずサンエーを通して販路を広げていくと、そういうような販売を始めていると、そういう話で、もう隣の西原町はどんどん、いろんなのが進んでいっております。先駆しております。その辺も見習いながら、やはり純粋なシマニンジン、これは中城の本当に根っからの元祖だという、その辺を守りながら、やはり新しい加工品とか、そういう物をつくって、ブランド化というものをさらに進めていけばいいなというふうに考えております。その辺についての農水課長、取り組み、西原町の例とか、そういったものをぜひ、参考にやっていただきたいと思えますけれども、この件に関してはどのような考えや感想をお持ちなのか、ちょっとお伺いしたいと思えます。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

今、ただいまの西原町の取り組み、シマナーの生産、その辺も情報としてはこちらを受けておまして、これは以前に5月ごろに、これはJAとあとサンエーと中城村と西原町で、沖縄伝統野菜生産振興取り組みについての一環だと思えますけれども、中城は今言うシマニンジンを取り組みをしていこうということになっております。

議長 比嘉明典 仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 ぜひ、行って、実態を見てやっていただけたらいい。すばらしい成果を上げております。そして見ればわかりますけれども、これが本当の純粋なシマナーの種子だということで、この種子の保存、守るということ、これを一生懸命やっております。中城もやらないと先越されると、渡名喜村にやられてしまうという、これは危機感を持ってやっていかないと



といかないんじゃないかなと思うんです。

それと、この、シマニンジンの単収の件について、今回はちょっとブランド品といっても、シマニンジンを中心にして考えていきますけれども、先ほど土が疲れるんじゃないかというような話をちょっとさせていただきましたがけれども、この中城村4次総合計画の、80ページになりますけれども、収益向上ための取り組みの推進、その中で農業技術の進展に対応し、営農技術の指導、普及体制の強化や機械化の導入、土づくりの運動の推進、農地流動化の促進などによって、農業経営の近代化合理化や農家経営の共同化、情報化を促進しますということが記述されているんです。そこで今、ちょっと取り上げたいのは、この土づくりというのは、非常に大事だということを皆さん認識していることもあって、これ、まさにそのとおりだと思いますけれども、ここの中のシマニンジンに関しての土づくりというのに対して、これもまた非常に独特の地域でありますので、そこの土づくりというのに対しても、ブランドを守る、あるいは生産量を上げるという意味で、土づくりが非常に重要になってくると思いますけれども、農林水産課長としては、このシマニンジンについての土づくり、現場、現状を見てどのようにしなければいけないのかとか、あるいは改良しなければならないとかというふうな考えを持っておるのか、あるいはお話を聞いて感じておられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之。

農林水産課長兼農業委員会事務局長 津覇盛之 お答えいたします。

土づくりは当然ながら農業の基本だと思っておりますけれども、特にシマニンジンがどういった形で土づくりに取り組むかというのが、まだ私、知識がございませんので、うまく答弁できませんけれども、シマニンジンだけではな

くて現在、行っているのは土壌分析ということで、沖縄県の改良普及センター、あとJA、あと村のほうでタイアップして中城村内の数カ所の土壌のサンプルを取って、その化学的な分析等を行って、そのデータに基づいてJAの営農指導員等々が、それに基づいた肥料の投入の仕方とか、その辺の指導を現在で行っているような状況であります。以上です。

議長 比嘉明典 仲眞功浩議員。

9番 仲眞功浩議員 これは化学的、長期的な取り組みで非常に大事なことです。これをしっかりやらんといけない。ただ、現場においてできるような、あるいは持ち上がっているようなことなどを考えた場合においては、例えば、単純に耕運機の問題です。普通の耕運機では深さ30センチメートルくらいですか、それくらいしか多分、入っていかないと思うんですよ。だけど、この、これをやった場合、シマニンジンのこの生産においては、ちょっとよくないですね、浅すぎる。シマニンジンを植えつけする場合においては50センチメートル、60センチメートル、それくらいの深さをやりたいというのがあります。それで、実際にこの深く耕せる耕運機を持っている方も北浜の中でおられるんですよ。そういう方が耕したものについては、やはり収穫が上がったとか、きれいに抜くときに引っ切れないとか、そういう実績が上がっているようであります。そういうことで、まず耕運機一つとっても、土づくりのための、そこに特殊な耕運機というのかな、そういうものを、今までのただ30センチメートルでやっているのじゃなくて、やっぱり50センチメートル、60センチメートルも入るような、そういうこれは何て言うんですか、キャタピラーじゃない、何かですね、それを推奨してやっていくと、そういうような形でも、もう手っ取り早い土づくりはできると思うんですよ。実際、そういういいという評判を上げている人もいるわけですから、

これはぜひ、考えていただきたいなと思います。

あと、また1つの土の劣化、疲れているとかあると思うんですけども、どうしてもこれはニンジンの場合には水はけがよくないといけないということで、やはり、中城においてジャーガルですか、そういうものですから、北浜においても、やはり少し砂を入れてやったほうがいいんじゃないかなという話も出てきております。最適な土づくりをするために。そのための土づくりのための補助とかいうようなのも、やっぱり少し考えてやって、ブランドづくりというものを進めていただきたいと思います。すぐできる問題としては、さき言った、トラクターの深さを、深く掘れるようなトラクターを導入するとか、あるいは、土づくりをやりたい、シマニンジンの作付農家に対しては、もし、土に砂を入れたいと、そういう要望があればそれに対しての補助もやっていく。そういうことをしながらやっていったら、このグラフでも言えるように右肩下がりになっていくようなことはないだろうと、ある程度防げるんじゃないかと思えます。今回、収穫の機械も入るようでありますので、その辺も考慮してずっとやっていただきたいなと思います。

それから、農薬補助関係に移っていきますけど、ちょっと、時間がないです、これすぐ行きます。

特に、要望したいのはサトウキビの一斉防除に関しての補助であります。これは、なぜ一斉防除をやるかということは、これは明らかでありますけれども、この防除を一斉にやらないと、どこか取り残しがあると、そこから発生してまた、新たな被害が発生して、そういう状況もありまして、この一斉防除をやるときには、この期間中、この防除用の農薬の補助を100%やると、それでもう本当にみんなでやってもらうという、そういう補助の方法もあると思うんですよね。だからそういうことでもぜひ、負担

を軽くして、今、課長が認めるように、低いということはこれいろいろ財政事情もありますけれども、これ明らかでありますので、その方法を考えて、ぜひ負担を軽くして、本当にきれいな防除ができるように進めていっていただきたいと思います。

そろそろ時間もなくなってきたので、最後のほうに移っていきますけれども、この公会計制度、これはいつ、本村としてはこの開始年度というのは、一応、何年、いつになるのかその辺お伺いしたいと思います。

議長 比嘉明典 企画課長 與儀 忍。

企画課長 與儀 忍 平成23年度会計につきまして、平成24年度末までに公表をしていきたいと考えております。

議長 比嘉明典 あと1分でありますので、まとめてください。

仲真功浩議員。

9番 仲真功浩議員 大変御苦労だろうと思えますけれども、この初年度の、いろんな初期設定は、初年度、期末、期初になるのか、期初の設定が非常に大きな、後々、大きい問題を、問題というのか、データの信用性を引き起こしかねないということがありますので、この財産の評価の仕方とか、そういうものを本当に徹底して、後々ちょっと困ったというようなことが起きないように、これは大変な仕事だと思います。そういうことではありますけれども、ぜひ頑張って、いい資料を我々に提供していただきたいと思います。特に強調したいのは、通告書でもありますけれども、公開対象は我々議会とか、そういうものじゃなくて、一般の住民であると、そういうことを十分考慮して、平易な用語解説とか分析の見方とか、そういうものをぜひ心がけてやっていただきたいと思います。昨日の、安里ヨシ子議員からのときもありましたけれども、公害防止法に基づく報告書の公開、要するに専門用語が多すぎたら、我々はある程

度理解できるかもしれないけれども、やっぱりそこに余り関知していない方がよくわからないんですよ。そのために、どこのホームページを見ても、あるいは報告書を見ても、必ず用語の説明というのはあります。この辺を十分認識して、そしてこの財務4表、それがねらうのはどこなのか、何なのかということをやはり周知徹底して、村民全員がみんなで参画して中城村の将来、財政健全化とかあるいは将来の負担とか、その辺を同じ共通認識でやっていけるような情報提供というのは非常に大事でありますので、ぜひそこで我々が、住民が活用できるような、そういう公表の仕方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。以上です。

議長 比嘉明典 以上で9番 仲真功浩議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時15分）

~~~~~

再開（13時30分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

続いて11番 新垣健二議員の一般質問を許します。

11番 新垣健二議員 では、こんにちは。今議会最後の一般質問になりましたけれども、あつと言う間に終わらせていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。1点についてありますので、よろしくをお願いします。

教育行政についてであります。

全国的にもいじめ防止への関心が高まってきている中、去った9月に南部の中学校でもいじめが発生しております。いじめはどの学校でも起こり得ることであり、だれでも被害者にも加害者にもなる可能性もあることから、大変深刻な問題であると思っておりますが、本村でいじめ防止のためにどのような対策を講じているのか伺います。津霸小学校の屋外バスケットコートが何年もの間使用されておりましたが、どのよう

な活用方法を考えているのか伺います。中城南小学校に防音窓が設置されているが、開校前に性能検査をやる必要はないかどうか伺います。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 こんにちは。では、新垣健二議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番、教育行政についての についてですが、けれども、詳細については教育総務課主幹より答弁させていただきます。、 については教育総務課長より答弁させていただきますけれども、まず1番です、いじめ防止への関心が高まってきている中ということでありますので、私のほうからも補足させていただきますけれども、やはり、いじめはどの学校でも起こり得ること、そしてまたどのクラスでも起こり得ることではないかというふうに思っております。

やはりいじめの難しいところは、だれでも被害者にも、加害者にもなる可能性があるということだということで、深刻な問題だと受けとめております。村では、このいじめの問題については学校のみで解決を図るのではなくて、学校においていじめが把握された場合には教育委員会は速やかに報告を受けて、そして適切な連携を図ること、それが重要であると考えております。そのためにも、学校からいじめの訴えがあった場合、あるいはまた保護者から直接、教育委員会へいじめの訴えがあった場合には、この当該学校への支援を万全に期せるよう、日ごろから学校の実態把握に努めております。

それから、村としましては子供たちがSOSを発信しやすい環境ということで、教育相談事業を行っております。このいじめの未然防止策として、この事業を今後も充実させていきたいというふうに考えております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 新垣健二議員

の大枠1、 についての回答でございます。

まず、いじめを含む問題行動等に関しては毎月、学校から報告を求めています。いじめに関しては4月から10月までで、中学校で3件、報告が上がってきております。先ほど教育長からも答弁があったように、学校側から詳細を聞いて、適切な指導助言、連携というふうなことで取り組んでまいっております。事後の継続がないかどうかも含めて、確認してまいっております。

未然防止に関してですが、各学校において毎月定例で生徒指導教育相談部会というのを開催しております。それから、ケース会議、それから職員会議等で共通理解を図っていくというふうなことがなされております。

それから、早期発見、早期対応をするために毎月のアンケートの実施をしております。それから何よりも未然防止という観点から、道徳それから各教科で命の大切さとか、人権についての取り組みも行ってあります。それから、外部人材の活用等というふうな観点から、人権教室の開催と、それから最近、インターネット上、携帯でのトラブルもございますので、それらの情報、モラル、そういうのも指導を図っているところでございます。そのほか、教育委員会としては校長、教頭の研修会、生徒指導、教育担当者の研修を持っていじめの対応等を話し合っております。やっぱり未然防止をするためには、担任の目それから保護者の目というのが大切かなと思っていますので、今後、より早期発見のために、今、チェックリストを作成中です。そのチェックリストで当てはまれば、いじめの傾向があるのではないかというふうなところから、早期発見に努めてまいりたいと思っております。以上です。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 それでは、新垣健二議員の御質問にお答えいたします。

まず、大枠1番、教育行政についての についてですが、津覇小学校の屋外バスケットコートについては、コートの床が変形し、今現在、使用できない状態になっております。バスケットについては体育館で可能なため、特に修繕して使用したいという要望は出ておりません。学校としては、花いっぱい運動による校内緑化のための種苗場として使用したいということですので、撤去後はその種苗場の整備、水道や柵とか、その整備をしたいと考えております。

次に、 についてですが、中城南小学校に設置するサッシについては、一般財団法人建材試験センターで性能検査、これは気密性、水密性、耐風性とかの検査を行い、防衛庁の認定を受けたJISの規定もクリアしたサッシを設置しています。また、防衛庁の検査も既に終わっていますので、防音窓については改めて性能検査をやる必要はないと考えています。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今、主幹のほうから中学校で3件いじめがあったというふうにお話がありましたけれども、この3件、どのようないじめであったのか、それ3件、どういうふうにしたのか、アンケートで知ったのか、保護者の情報で知ったのか、子供たちからの情報だったか、その辺お願いします。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

まず、発生に関しては6月に1件、3年生男子2人と3年生と、3年生の1人。これは冷やか、悪口ということでこれは教師の発見です。7月は1年男子、3対1、これも教師の発見になっております。それから9月のほうも教師の発見なんです、1年男子7名対2人ということで指導が入っております。

アンケート等で出てきた不安感とか、そうい

う様子がおかしいというふうなことは担任のほう
がいつも観察しております。そういうときには生徒指導というよりも、教育相談という形で村の相談委員を含めて学校カウンセラー等が対応していております。そのときに、どう対応していくのかというふうな解決の方向でいく
と思います。直接指導した件数ということで、先ほど言ったようにアンケート等での相談、それから解決に至ったものに関しては多分この数字には含まれていないということになります。
以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今、主幹から、私は、この3件とも何か、暴力を伴ってのいじめなのかなと思ったんですけれども、そういう行為ではなかったということでも安心といいますが、そういった行為に対しても、早目に対応しているということで、大変いいんじゃないかなと思いますけれども、例えば、こういった行為というのは、やっぱり子供たちのほうがよく知っていますので、常に先生方は子供たちと接していないと、なかなか、こういった悪口とか、あるいは集団で無視するとかそういった行為というのは、なかなか見抜けない部分だと思うんですが、やはり、先生方が常に丁寧に子供たちと接していくような、また子供たちに信頼されるような先生方、教師というのか、そういったのが必要かと思うのですが、こういった優秀な、以前、こういった質問をしたときにも、教員の質も高めていかなければならないというような、以前の主幹の話もありましたけれども、優秀な教員を確保するということも大事だと思うんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

議長 比嘉明典 教育長 安里直子。

教育長 安里直子 お答えいたします。

毎年、今ごろの季節になりますと、教員の人事のヒアリング等も行われて、今スタートして

いるわけですがけれども、やはり、本村の子供たちのために、優秀な教員、人材を配置していただくということが教育長としての努めではあるというふうに思っております。できるだけ、優秀な教員のネットワークといいますが、そういうものを生かしながら確保に努めている次第です。このいじめ防止に関しては、今いる教員、その教員のそういった質も高めていかなければならないというふうに考えているんです。そのためにもやはりいじめ防止についての校内での研修、それから職員会議等々での、人権ガイドブックというのがございますけれども、そういったものを使って、教員同士で研修をする。校長、教頭も含めて、校長のリーダーシップのもとにそういった研修を計画させております。そういうことで、優秀な人材を確保していくということは常々、努力してまいりますということです。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 先ほどアンケートのお話もありましたけれども、このアンケートも犯人探みたいなのアンケートであれば根本からいじめをなくすことにはなかなか難しいんじゃないかなと思うんですが、先ほど悪口とか、そういうふうないじめだったというんですけれども、このだれでも簡単に実践できるようないじめが多くなっているということもありますので、このすべての子供たちを対象にした対策といいますが、そういったことも必要かなと思います。いじめる側が100%悪いんだという、こういった意識を子供たちに、意識を変えていくとか、そういったことも必要だと思うんですが、ただ、このアンケートについても継続してやっていけば、いじめを抑止するというのか、そういった部分では効果はあると思うんですが、これはもう、今、社会問題化しているから、このアンケートをやっているのか、これからはずっとアンケートを続けていくのか。それと、保護者に

対するアンケートもやってみたらどうかと思うんですが、子供たちというのは、学校であったことは、恐らく食事しながらでも家族の中ではいろいろ話をしていると思うんです。ですから保護者からの情報といえますか、そういったことも学校には必要な部分ではないかと思うんですが、そういったことに対してはどのように考えていますか。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

いじめのアンケートなんですが、急にやり始めたということではなくて、従来からずっと実施されてきているものです。ただ、社会問題となった大津のいじめの件を境にして、アンケートも、もっと密にとっていきましょうと、それから職員同士で、その件について共通理解していきましょうというふうな学校内の体制が固まってきていることは事実です。

それから、保護者へのアンケートということで、やっぱり、いじめられている児童生徒というのは、なかなか声を出しにくい、怖さがありますので、先生にも、お友達にも、そして親にも言いづらいかもしれないというふうなことで、保護者向けのチェックリストというのは、今、作成中でございます。

ちょっと例で申し上げますが、学校へ行きたがらない。転校したい、学校やめたいと言い出す。いらいらしたり、おどおどして落ち着かなくなる。衣服の汚れが見られる。教科書、ノートに嫌がらせ、落書きがあるというふうな20項目程度ありますが、それをチェックしながら、我が子がいじめられているのではないかというふうな視点で、保護者にも観察していただきたいという旨で、今、作成中でございます。やっぱり広く学校、それから保護者全員がいじめは絶対にいけないことだというふうな気持ちを醸

成させていけないといけないなと思っておりません。以上です。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 それと、あと1点、保護者について伺いますが、保護者から学校に対して、あるいは教師に対して、理不尽な要求だとか、よくいうモンスターペアレントというんですか、そういうこともこの中城の学校でも起こっているのか、ただでさえ先生方は授業以外にもいろいろと忙しい部分もあると言われていた中を、このようなことまで対応していたら、ますますこの子供たちと向き合う時間もなくなってしまおうと思うんですが、この中城でもこういった理不尽な要求とか、そういったことはあるのかどうか伺います。

議長 比嘉明典 教育総務課主幹 喜屋武辰弘。

教育総務課主幹 喜屋武辰弘 お答えいたします。

難しい、なかなか学校の方針が理解してもらえないというふうに、まだまだお互いの認識が食い違う、それで難しいというふうな部分のお話はありますが、理不尽な要求をしてくる、モンスターペアレンツと言われていたような報告は今のところは届いておりません。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 今は、今のところはないということですが、今後は、南上原も、もう都市化も進んできていますので、こういった問題も起こらないとも限りませんので、教育委員会がリーダーシップを発揮して、子供たちにとっても、先生方にとっても居心地のよい学校づくりを進めていただきたいと思います。

いじめについては以上であります。バスケットコートについては、バスケットコート、あそこに設置したということは、何か必要性があったから設置したんだと思うんですけど、もう必要性はなくなったということですか。

議長 比嘉明典 教育総務課長 比嘉朝之。

教育総務課長 比嘉朝之 お答えします。

その件について、学校のほうに電話を入れて確認したんですが、学校のほうとしても、バスケットについては体育館でも十分対応できているので、できれば今、花いっぱい運動で学校がそういう活動をしていますので、そのために使いたいという、要望がありましたので、その整備をしようと思っています。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 以前、あの場所は読書広場、何とかこういった計画があるということを知ったのですが、これ何でなくなったのか。それと、体育館でバスケットをやっているというんだけど、放課後の送迎バスが来る間、このバスケットでやるとか、そういったことでは、必要な部分もあるのかなと思ったんだけど、いろいろ活用があるのであれば、それでいいんですけど。答弁はいいです。

それと、防音窓についてですが、これは新聞報道でもあったと思うんですけども、中城の場合は三級の工事で防音工事がやられているんですが、この三級の工事であっても、これ防衛局に私は確認したんですが、この教室の中と、外とのこの騒音のレベル差というんですか、それは25デシベル以上なければならぬと、そういうふうに防衛局でも言っていたんですが、宜野湾の第二小学校が、今年の3月に防音窓を設置してあるけれども、これは全く基準を満たしてない。ほかの基地周辺に270校防音窓が設置されているようであるが、どこの自治体もこれが基準を下回っていることを知らなかったと。琉大の先生方が調査して初めて知ったということで、規格どおりにアルミサッシは入っているというんだけど、この規格が施工の方法もあるかと思うんだけど、この基準値を満たしてないと、下回っているということが新聞でも報道されているんですけども、それもどこがこ

れは調査すべきか、自治体がやるべきなのか、防衛省なのか、国なのかということで、議論をなされているようであるが、ぜひ、これは私の判断ですよ、恐らく基準は下回っていると思うんですよ。去年、設置した窓でさえ基準を下回っているということですので、やはり、そういったことは被害を受けるのは子供たちですので、中城の場合はすべての学校、この防音窓は設置されておりますので、ぜひ、これは国がやるべきだろうなと私は思うんですけども、ぜひ、津覇小、中城小学校、中城中学校でも、もう10年以上も経過していますので、この防音のパッキンとかあの辺はもう劣化して、ほとんど防音効果はなくなっていると思いますので、その辺は調査をしていただくようお願いをしたいと思うんですけども、その辺については村長からどうですか、これ各自治体一緒になって、270校どこの学校もこれは知らなかったという新聞報道がありましたので、その辺、国のほうに調査をしていただくように、性能検査をしていただくように、要請してください。どうぞ、一言。

議長 比嘉明典 村長 浜田京介。

村長 浜田京介 お答えいたします。

大変申しわけないんですが、その制度上の部分が、今、突発的な話でちょっと答えづらいんですけども、もちろん可能性がある限りは、これは子供たちのためですし、実際にそういう事実があれば、当然我々がやるべき役目があると思っておりますので、それはまたしっかりやっていきたいと思っております。

議長 比嘉明典 新垣健二議員。

11番 新垣健二議員 以上です。終わります。

議長 比嘉明典 以上で11番 新垣健二議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。大変御苦労さんで

した。

散 会 (1 3 時 5 5 分)

平成24年第11回中城村議会定例会（第8日目）

招 集 年 月 日	平成24年12月7日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	平成24年12月14日 （午前10時00分）		
	閉 会	平成24年12月14日 （午前10時18分）		
応 招 議 員 (出 席 議 員)	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	伊 佐 則 勝	9 番	仲 眞 功 浩
	2 番	新 垣 博 正	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	金 城 章	11 番	新 垣 健 二
	4 番	新 垣 徳 正	12 番	宮 城 治 邦
	5 番	新 垣 光 栄	13 番	仲 村 春 光
	6 番	與那覇 朝 輝	14 番	宮 城 重 夫
	7 番	仲 座 勇	15 番	新 垣 善 功
	8 番	仲宗根 哲	16 番	比 嘉 明 典
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	新 垣 善 功	1 番	伊 佐 則 勝
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	大 湾 朝 秀	議 事 係 長	比 嘉 保
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	企 画 課 長	與 儀 忍
	副 村 長	比 嘉 正 豊	企 業 立 地 ・ 観 光 推 進 課 長	屋 良 朝 次
	教 育 長	安 里 直 子	都 市 建 設 課 長	新 垣 正
	総 務 課 長	比 嘉 忠 典	農 林 水 産 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	津 覇 盛 之
	住 民 生 活 課 長	新 垣 親 裕	上 下 水 道 課 長	屋 良 清
	会 計 管 理 者	小 橋 川 富 雄	教 育 総 務 課 長	比 嘉 朝 之
	税 務 課 長	新 垣 一 弘	生 涯 学 習 課 長	名 幸 孝
	福 祉 課 長	石 原 昌 雄	教 育 総 務 課 幹 主	喜 屋 武 辰 弘
健 康 保 険 課 長	比 嘉 健 治			

議 事 日 程 第 6 号

日 程	件 名
第 1	陳情第21号 平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書
第 2	陳情第22号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
第 3	陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望
第 4	陳情第23号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情
第 5	陳情第24号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書
第 6	意見書第7号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

議長 比嘉明典 皆さん、おはようございます。ただいまより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第21号 平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書、続いて日程第2 陳情第22号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書及び日程第3 陳情第25号 スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望を議題とします。3件でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。では、3件に対して委員長報告を求めます。

文教社会常任委員長 新垣博正。

文教社会常任委員長 新垣博正 おはようございます。それでは陳情案件を読み上げて提案いたします。

平成24年12月14日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員会
委員長 新 垣 博 正

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審 査 の 結 果
陳情第21号	平成24年 12月7日	平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書	採 択
陳情第22号	平成24年 12月7日	大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書	採 択
陳情第25号	平成24年 12月7日	スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望	継続審議

平成24年12月14日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

文教社会常任委員長 新 垣 博 正

閉 会 中 の 継 続 審 査 申 出 書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- | | |
|-------|-------------------------|
| 1 事 件 | スクールソーシャルワーカー活用事業に関する要望 |
| 2 理 由 | 陳情者の意見を聴取する必要があった為 |

議長 比嘉明典 これでは委員長報告を終わります。

これから陳情第21号 平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第21号 平成25年度幼稚園就園奨励費補助金に関する陳情書を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第21号 平成25年度幼稚園就

園奨励費補助金に関する陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

次に陳情第22号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第22号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第22号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書は委員長報告のとおり採択されました。

次に日程第4 陳情第23号 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情及び日程第5 陳情第24号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書の2件を議題とします。2件に

ついてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

では、2件について委員長報告を求めます。

総務常任委員長 新垣光栄。

総務常任委員長 新垣光栄 それでは読み上げて報告いたします。

平成24年12月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

総務常任委員会
委員長 新垣光栄

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第95条第1項の規定により報告します。

記

番号	付託年月日	件名	審査の結果
陳情第23号	平成24年 12月7日	「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情	継続審議
陳情第24号	平成24年 12月7日	民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書	採択

平成24年12月14日

中城村議会議長 比嘉明典 殿

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情
- 2 理 由 総務常任委員会に付託された陳情第23号「議案、意見書、請願、陳情」に対する議員個々の賛否記録公開実施への陳情を審査した結果、議員全体に係る事件であったため。

以上であります。

それで今、総務のほうで終わってから意見拝聴をしたいと思いますので、協力のほうよろしくをお願いします。

議長 比嘉明典 次に陳情第24号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第24号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択です。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第24号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書は委員長報告のとおり採択されました

日程第6 意見書第7号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を議題とします。

本件について提出者の趣旨説明を求めます。

伊佐則勝議員。

1番 伊佐則勝議員 それでは意見書第6号を読み上げて提案いたします。

意見書第7号

平成24年12月14日

中城村議会議長 比 嘉 明 典 殿

提 出 者

中城村議会議員 伊 佐 則 勝

賛 成 者

中城村議会議員 與那覇 朝 輝

中城村議会議員 仲宗根 哲

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

アジア太平洋戦争で戦没遺族等援護法の補償がない、未補償の被害者を救済する新たな援護法を制定し、一般民間戦争被害者の補償を国の責任において援護金等を支給するよう、新法律の制定を別紙意見書案として要請し提出します。

民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書(案)

先の大戦で、沖縄においては一般住民を巻き込んだ国内唯一の壮絶な日米の地上戦が行われ、アメリカ軍の10.10空襲や艦砲射撃など地上・海上からの戦闘行為等が原因で県民の4分の1近い15万人(推定)が命を失い、数えきれない肉体的・精神的障害を生み出し、甚大な財産的損害を被り、言語に絶する苦しみや悲しみを体験し今日に至っております。

沖縄戦の生存被害者は戦後67年後の現在、平均年齢が80歳を超えております。

戦争を開始し続行してきた国には、自ら引き起こした戦争被害にけじめをつけ、これを補償する条理上、法的な責任があり、行政や立法により解決すべき責任があります。

アジア太平洋戦争の「沖縄戦」における一般民間戦争被害者のうち戦傷病者戦没者遺族等援護法により援護されてきた被害者以外の数多くの未補償の被害者(死没者の場合はその遺族)に対して国の責任において援護措置を決定し、相当の援護金等を支給する「新たな援護法」を制定することを要請致します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年12月14日

沖縄県中頭郡中城村議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 沖縄県及び北方対策担当大臣
厚生労働大臣

以上でございます。

議長 比嘉明典 休憩いたします。

休 憩（10時18分）

~~~~~

再 開（10時18分）

議長 比嘉明典 再開いたします。

これで提出者の趣旨説明を終わります。

これから意見書第7号に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第7号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「討論なし」と認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書第7号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長 比嘉明典 「異議なし」と認めます。

したがって、意見書第7号 民間戦争被害者を救済する「新たな援護法」の制定を求める意見書は原案のとおり採択されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本定例会はこれで閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

閉 会（10時18分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 比 嘉 明 典

中城村議会議員 新 垣 善 功

中城村議会議員 伊 佐 則 勝